

元和三年九月是月

有全領知之狀如件

元和三年五月廿六日

(秀忠) 朱印

白杵侍從(稻葉紀通)とのへ

〔別本稻葉家譜〕

良通

稻葉左近道通有三男三女

略

第四子男曰淡路守

紀通幼名大夫通吉

略

曾通吉移鎮攝州北中島

元和二年

同三年九月十一

日秀忠公賜朱印其文曰

知行目錄

一三万四千四百拾七石八斗餘

一三千七百貳拾五石八斗

一四百拾七石壹斗

一壹万百拾七石壹斗

都合四万五千七百六石三斗餘

右宛行之訖全可領知之狀如件

元和三年九月十一日

秀忠公

御朱印

稻葉太夫(稻葉紀通)とのへ

河内國

茨田郡

小物成共

同 若江郡

小物成共

同 交野郡

小物成共

攝津國

北中嶋

小物成共

中川久盛

〔豐後 中川家譜〕

坤

久盛

元和三丁巳年九月五日將軍秀忠ヨリ豐後大

野直入大分ノ三郡ノ内ニテ七万四千四百四十石餘全ク領知スヘキ旨ノ朱印

ヲ賜ル

〔御朱印帳〕

四

豐後國大野郡三万九千六百六拾四石九斗直入郡三万四百拾八石八斗餘

大分郡之内三百五拾六石四斗餘都合七万四千四百拾石餘

三年九月五日先判之旨充行之訖全可領知者也仍如件

寛文四年四月五日 御朱印

中川山城守(久通)とのへ

筆者 久保金左衛門

目錄

豐後國

大野郡之内 貳百五拾貳箇村

高三万九千六百六拾四石九斗四升

直入郡之内 貳百四拾ヶ村

元和三年九月是月



元和三年九月是月

一七二

高三万四百拾八石八斗  
大分郡之内 五ヶ村  
高三百五拾六石四斗三升  
都合七万四百拾石壹斗七升  
右、今度被差上郡村之帳面相改、達上聞所被成下御朱印也、此義兩人奉行依被仰付、執達如件、

永井伊賀守

寛文四年四月五日

尙庸

小笠原山城守

長頼

中川山城守殿

松平康重

〔武藏川越〕松井家譜

二代康重 周防守

元和三年丁巳九月五日、幕府ヨリ朱印ノ證ヲ

賜フ、

丹波國多紀郡之内四万三千八百七十七石餘、桑田郡之内四千九百五十七石餘、攝津國太田郡之内千八百八十六石餘、都合五万二拾石目錄在別紙、宛

行之訖、可令領知之狀如件、

元和三年九月五日

松平周防守（康重）とのへ

〔古文書集〕 四

壹岐國并肥前國松浦郡平戸領、都合六万參千七百石、右出置之畢、永可令領知者也、仍如件、

元和三年（マ）

御朱印

松浦肥前守（康重）とのへ

〔京極家譜〕 坤

第三十代 從四位下左近衛權少將兼若狹守源忠高

同（元和）三丁巳年九月五日、自秀忠公、若狹國及江州高嶋郡之内、都合九萬二千

石餘、御判頂戴之訖、

〔古文書〕

西尾豐後守嘉教拜領、同勝次郎教休書上、

台徳院殿御判物

美濃國大野郡之内ニ而貳万三千三百四拾九石餘、本巢郡之内千貳百四拾五石餘、加茂郡之内五千七百九拾八石餘、安八郡之内千六百三拾七石餘、

元和三年九月是月

一七三

松浦隆信

京極忠高

西尾嘉教



元和三年九月是月

都合三万石目録在別紙、事宛行之訖、全可領知之狀如件、

元和三年九月五日 御朱印

西尾出雲守(寫)とのへ

大村純頼

〔大村家覺書〕

純頼

一御朱印頂戴之事、(元和)同三年丁巳九月五日、台徳院殿  
舊領安堵之御朱印、目録在別紙、肥前國彼杵郡之内貳万七千九百七拾參石餘、事宛行之訖、可令全

領知之狀如件、

元和三年九月五日 御朱印

大村民部大輔(寫)とのへ

〔大村家記〕

二

村數四拾八箇村 内島五

高三千四百四拾四石七斗壹升七合

高三百拾六石九斗六升

高四千六拾貳石五斗七升三合三勺

高三百九拾六石八斗七升

大村

萱瀨村

郡村

江串村

高七百貳拾石貳斗壹升

高貳千貳百三拾八石壹斗五升五合四勺

高千五百貳拾六石四升

高貳千四百八拾四石五斗八升五合

高七百四拾四石九斗三合三勺

高千六拾石貳斗八升三合三勺

高八百五拾四石九斗貳升六合六勺

高貳百三拾石六斗七升九合

高三拾九石七斗九升

高千貳百貳拾九石壹升四合壹勺二才

高千三百四拾八石四斗三合八勺二才

高三百七拾石四斗八升七合五勺一才

高四百六拾七石九斗三合五勺

高三百七拾九石八斗六升六合九勺三才

高五百貳石四斗六升九合貳勺六才

千綿村

彼杵村

河棚村

波佐見村

宮ノ村

鈴田村

三浦村

壹岐刀村

佐瀨村

長與村

時津村

滑石村

幸田村

戸町村

福田村

元和三年九月是月



高三百石  
 高三百拾七石六斗九升五勺三才  
 高貳百四拾九石八斗四升八合九勺七才  
 高百六石四斗九升四合九勺  
 高五拾壹石六斗四升九合四勺  
 高百八拾石七斗貳升五合七勺四才  
 高貳百拾八石五斗壹升五合三勺三才  
 高九拾石六斗六升六合六勺六才  
 高拾八石三斗八升  
 高六拾六石五斗貳升  
 高拾貳石六斗六升六合六勺六才  
 高百五拾三石九斗六升六合六勺六才  
 高四拾三石三斗八升五合五勺  
 高拾九石九斗五升壹合壹勺六才  
 高百六拾三石壹斗

式見村  
 三重村  
 神浦村  
 雪浦村  
 松島村  
 瀬戸村  
 多井良村  
 中浦村  
 加喜浦  
 江島  
 平島  
 大多和村  
 面高村  
 大嶋  
 天窪村

高九拾五石六斗三升三合三勺三才  
 高貳百四拾壹石八斗八升六合六勺  
 高百三拾六石九斗壹升三合三勺  
 高五百七拾七石七斗  
 高百八石九斗三升三合三勺貳才  
 高三百四拾六石四斗  
 高貳百七拾三石九斗三升三合三勺  
 高百拾壹石四斗三升三合三勺  
 高四百貳拾八石七斗壹升八合  
 高五百九拾貳石八斗貳升三合  
 高三百石六斗貳升四合  
 高貳百八拾七石八斗貳升貳合  
 高百三拾五石貳斗四升三合三勺六才  
 高百貳拾三石四斗壹升四合  
 惣高合貳萬七千九百七拾三石八斗七升七合

横瀬浦村  
 河内浦村  
 八木原村  
 大串村  
 形上村  
 長浦村  
 西海村  
 日并村  
 浦上古場村  
 浦上北村  
 浦上家野村  
 浦上西村  
 陌苺平村  
 黒崎村



右ハ元和三年丁巳九月五日秀忠公御朱印純賴所拜戴郷村石高也純長ニ至テ世々傳領ス蓋喜前代ニハ貳萬六千四百拾五石九斗貳升三合七勺三才ノ石高ヲ以テ公務ヲ役スト也

久留島通春

〔寛政重修諸家譜〕五百 久留島通春右衛門市 三年九月五日台徳院殿より

五島盛利

領知○豊後森一の御朱印を下さる 〇上略 元和三年九月五日台徳院殿より

〔寛政重修諸家譜〕百八 五島盛利淡路守 元和三年九月五日台徳院殿より

〔御朱印帳〕七

建部政長

播磨國揖東郡之内二拾五ヶ村都合壹万石別目録在紙 事任元和三年九月十一日先判之旨充行之訖全可領知者也仍如件

寛文四年四月五日 御朱印 筆者 小嶋久左衛門

建部丹波守とのへ

目錄

播磨國

揖東郡之内 貳拾五ヶ村

- |        |      |        |      |     |
|--------|------|--------|------|-----|
| 紀美村    | 澤田村  | 入野村    | 搦村   | 筒井村 |
| 橋崎村    | 北村   | 平方村之内  | 野邊村  | 奥村  |
| 東南村    | 柳村   | 矢田部村之内 | 奥佐見村 | 田中村 |
| 松山村    | 出屋敷  | 中大田村   | 宿村   | 下野村 |
| 横落村    | 六九谷村 | 寄井村    | 東保村  | 大堤村 |
| 高都合壹万石 |      |        |      |     |

右今度被指上郡村之帳面相改及上聞所被成下御朱印也此義兩人奉行依被仰付執達如件

寛文四年四月五日

永井伊賀守 小笠原山城守

建部丹波守殿

〔古文書〕

○德永○記録御用所本 德永左馬助昌重拜領德永小膳昌常書上

美濃國多氣郡之内壹万四千百九拾六石同不破郡之内貳万六百三拾六石餘同石津郡之内九千四百七拾七石餘同海西郡之内九千四百六拾三石餘

元和三年九月是月

德永昌重



元和三年九月是月

都合五万三千七百七拾三石別紙、在事宛行之畢、可全領知之狀如件

元和三年九月五日 御朱印

德永左馬助とのへ

小堀正一

〔小堀家譜〕二代目遠江守正一（元和三年）同年九月七日、秀忠公より朱印賜り、壹万二

千四百六拾石餘、

幕府、近江彦根城主井伊直孝二、近江ノ地五萬石ヲ加賜ス、

〔中村不能齋採集文書〕一 幕吏書四十寫

覺

一高貳万七千九百六拾五石三斗餘

江州 坂田郡内

一高參千八百拾三石七斗餘

同 愛智郡内

一高千九百九拾七石五斗餘

同 神崎郡内

一高壹万六千貳百貳拾三石三斗餘

同 蒲生郡内

都合五万石

右之所井伊掃部殿へ被下候間、當已ノ物成、可御渡候者也、

元和三

伊 喜之介 印

九月十一日

松 右衛門 印

安 對馬 印

板 伊賀 印

土 大炊

本 上野 印

北見五郎左衛門殿

〔井伊家譜〕二直孝 元和五年、己秀忠公上洛ノ歸路、彦根城ニ宿セラレ、是時

近江國ノ地五萬石ヲ加賜シ、前ニ通ジテ二十五万石ヲ領ス、家記ニモ、元和

スノ兩説アリテ、多クハ三年ノトナス、然レモ五年トナスハ誤ナラント、

幕府、相模一宮邑主阿部正次ヲ上總大多喜城ニ移シ、其封ヲ加フ、

〔寛政重修諸家譜〕六百三阿部正次備中三年九月、封地萬二千石を轉

シ、八千石をくゝらるゝ上總國夷隅郡大多喜の城をふふ、福山上阿部家譜

異事

〔譜牒餘録〕三十六阿部對馬守 元和三年、八千石御加増、上總國大多喜之城地被

仰付、都合三萬石被下之、

元和三年九月是月



〔轉封錄〕 九月、阿部備中守正次、自相模一宮遷上總大多喜城、益八千石爲三万石、

十月小 癸巳朔盡

五日、丁酉幕府、下野板橋邑主松平成重ヲ三河西尾城ニ移シ、封一萬石ヲ加フ、

〔東武實錄〕 三（元和三） 是年、松平將監成重ニ三州西尾ノ城領知ニ万石賜ル、加賜一萬石

〔寛政重修諸家譜〕 十三 松平成重右近將監 元和三年十月五日、三河國幡豆

郡西尾城を臺まひ、一万石をくさへらば、  
〔豊後府内大給家譜〕 略 ○上（右カ） 左近將監成重 ○中 元和三年、一万石加増、都合二万石

ふく所替三州幡豆郡西尾の城を賜り、略 ○下  
八日、庚子倚廬ヨリ本殿ニ還御アラセラル、尋テ、御精進ヲ解キ給フ、

〔土御門泰重卿記〕 二 十月八日、庚子、晴、西堂同道申候、出京申候、院御所見

物させ申候、今夜亥刻倚廬御所ヨリ還御之由承候、陣儀義有之候、由承、固關ヲ開之心也、十人之素服之衆殿上ニ著被申候、由承及候、予御院御所御番也、

十六日、戊申、晴、今日禁中御精進御あけ被成候、由承及候、九月廿六日ヨリ十月十六日までハ五十日也、中陰之内トイヘトモ、從關白舊例勘被申入之由

元和三年十月五日 八日



元和三年十月八日

承及候

〔孝亮宿禰日次記〕

五

十月四日丙申雨降明日倚廬還御日時可習禮之間可參入旨自日野大納言有使者

七日己亥晴行事官來明日贖物令調進由申之

八日庚子晴自倚廬還御有之奉行頭右大辨兼賢朝臣（廣德）重役花山院中將定好

御劍中院宰相中將通村御簾頭辨兼賢朝臣脂燭兼賢朝臣頭左中辨業光朝臣（綱原）

臣左少辨光長（行原）右少辨總盛（日野）上卿日野大納言資勝卿

十四日丙午晴三關宣旨持參菊亭中納言亭（副使）是菊亭今度依爲御凶事方傳奏也

十六日戊申晴自今日主上供魚味云々

廿日壬子晴遣詔奏陣儀倚廬還御日時定等下行方諸司令書付

廿一日癸丑夜雨下下行方之事令談廣橋頭辨

〔弘誓院〕

一

十月八日（庚子）晴今日自倚廬還御次出御晝御座有吉書御覽之事上卿日野大納言（資勝）奉行職事頭右大辨兼賢朝臣

開關解陣事（解陣仰諸衛殿上侍臣可聽著黑橡事仰外等宣下）

贖物調進

魚味（子供）

吉書御覽

開關解陣

吉書（官方）

近江國司解申進上年新米事

合佰斛

右當年新進上如件謹解

元和三年十月八日

從五位上行藤原家久

同藏人方

內藏寮

請米拾斛

右臨時公用以諸國所進年料內依例所請如件

元和三年十月八日

正六位上行少屬大國宿禰守備

正六位上行少允大國宿禰守富

十六日（戊申）自今日主上供魚味

〔續史愚抄〕

五十三  
後水尾院上

十月八日庚子亥刻主上脫錫紵著御諒關御服自倚廬還御本殿素服公卿殿上人等有除服宣下次有吉書奏及開關解陣殿上

除服宣下

元和三年十月八日



侍臣可聽著椽袍等宣下上卿日野大納言資勝已上奉行藏人頭右大辨兼賢朝臣今夜供御膳魚味六本立泰重卿記追經季公記公卿補任基量卿記十六日戊申自今日供魚味雖為故院中陰間關白昭實據近例計申云泰重卿記

前妙心寺住持宗鈍山鐵寂ス

〔延寶傳燈錄〕

臨濟宗三十一

清見東谷宗杲禪師法嗣

京兆妙心鐵山宗鈍禪師窪田氏甲州上條人也自幼俊敏上本州慧林寺剃髮得度師事東谷于駿之清見參南化興于洛之祥雲依策彥良于天龍學涉內外後旋粉邑乃入深山閉關禪坐攜乾柿一裹為九旬資糧肯一僧來請同安居師見篤信許之每日各喫乾柿一枚長坐不臥工夫不倦僧乞絡子師以所自著與之期滿下山僧亦從出至中路忽失僧所在師後詣府之毘沙門堂向所付僧之絡子掛在像肩焉永祿初東谷住妙心師從侍參究遂有語解谷付印記住駿之臨濟天正三年夏有勅出世妙心開堂畢詣闕謁見龍顏東照源君從幼識師招住武之平林任職未幾潛歸駿府慶長三年秋再住妙心翌歲夏本寺三門修造僦功解制上堂拈拄杖曰遮一莖解夏艸現活伽藍昔年梅里勝法建三門今日吾山亦然宗風一統今古無兩般大衆打鼓普請看下座有萬澤氏之女令衆僧

宗鈍ノ事

修學

臨濟寺平林寺住心

大龍院ヲ建ッ

入祖堂ノ頌

入牌法語

讀誦金剛般若經請師供養師示偈曰本來如露亦如空錯認此經論至功別別金剛無盡藏天然屋後有松風信女便問功德底作麼生師以筆打一圓相曰喚作續命經則三替胡八郎亦是夢幻子喚作如筏經則諸鈔周上座亦是擔版漢豈不見乎經中所說云何得長壽金剛不壞身復以何因緣得大堅固力云何於此經究竟到彼岸矣到這裏最是種桃無李實者乎信女唯諾師便擲筆曰還了傳大士講經旨麼信女云是師曰與麼則正好供養是即塊看般若部梁武泥視法華會上龍女者也雖然恁麼莫實諸所無會麼咄々力因希師構大龍院於法山側移居養老元和三年十月八日化壽齡八十六

〔佛眼禪師語錄〕

中塔婆部

鐵山東堂入祖堂之頌

元和三年十月十日於妙心寺

海山禾上

向瞎驢邊曾不滅金剛正體現光明震威臨濟端然寂百世雷轟一喝聲

〔海山和尚語錄〕

鐵山和尚入牌法語

名高天下此師表四種叢林誰比肩指作山花紅葉錦大龍堅固法身邊共惟前住當山鐵山和尚大禪師眼空四海聲徹九天似合五須彌於大鐵山小鐵山門風險峻如仰十調御於西印土南印土古佛真詮將謂福惠兩足元來行解兼全



元和三年十月八日

一八八

保華甲子齡過越八十五歲虛堂長老示赤肉團話比量百千万世臨濟風顛匪  
曾振大機大用況又具三要三玄德尊爵高齒尊(尊力)積功累德禪熟詩熟文熟說法  
談禪窮西源則山深水冷嗣東谷則雲收月圓自己胸襟不分菩提心菩提相禪  
僧鼻孔豈論如是因如是緣其音律也聞大原畫角其清規也開百丈法筵別別  
靈雲露柱開花處子葉孫枝億万年喝一喝

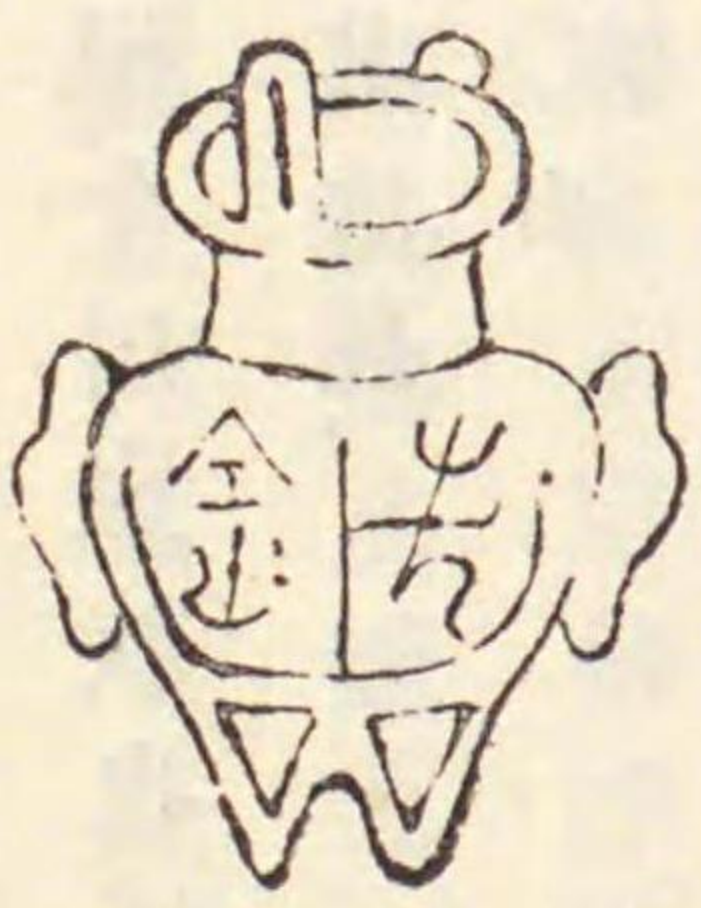
○宗鈍穴山信友ノ爲ニ勝軍地藏等ヲ開眼スルコト信友ノ百箇日忌  
ニ法語ヲ唱フルコト等天正十年六月四日ノ條ニ二條城ニ抵リ家康  
ニ謁スルコト慶長十九年十月二十八日ノ條ニ使ヲ遣シテ家康ノ疾  
ヲ問フコト元和二年二月二日ノ條ニ書ヲ金地院崇傳ニ遺リテ龍安  
寺宗販ノ出世ニ盡力センコトヲ乞フコト同年十月七日ノ條ニ靈光  
佛眼禪師ノ號ヲ勅諡セラルコト正德五年三月二十二日ノ條ニ見  
ユ

〔參考〕

〔印章彙纂〕 宗鈍



○大廣益會玉笥  
慶長九年辰夏五月日典書



○鐵山和尚畫像(山城)  
慶長十九寅仲春日自識



○同上



○平林寺文書  
宗鈍法語

元和三年十月八日

一八九



元和三年十月八日

〔正法山宗派圖〕

派 靈雲

太原門派

心妙 證廣濟慈照禪師  
東谷宗泉

策翁禪良

瑞巖宗彥

江月禪照

心妙 證大慈靈感禪師

心妙 證自覺聖智禪師

心妙 證大輝祥暹

心妙 證靈光佛眼禪師

心妙 鐵山宗鈍

〔正法山誌〕

法六

山古今人物雜錄上

太原和尚

太原二學

太原和尚住駿州今川家族也威權比諸侯太原在世諸侯不得滅今川鐵山受業於太原後爲其法孫

〔妙心寺舊記〕

城○山

臨濟寺壁書

臨濟寺壁書

一衆中結交於緇素聚頭打談空不可涉光陰之事尤箴戲動戲言戲言厥終焉作口過以爭人擔而已故故人云禍從口生口舌鑿身之斧也吁慎莫涉妄談乎佛祖統紀亦有謂儒釋之交遊不過於唱和以詩談論以道矣因是思茲案

枝參隨徒者詩禪之外全無餘話者必矣專以和合爲法社金湯者也吾臨濟（義之）

大師有五無間業話禰其一以破和合僧業人人思而服者可也

一昏鐘鳴已後門外出入并無詮他宿堅制之事是又黃頭老師呵責迦留陀夷

之一件卽是五戒之濫觴也默而可知矣

一典座看寮之事各々以衆評被定之上者不及載規目者乎夫無著也雪峯也

皆是以道者家風建法幢立宗旨不信更問取粥鍋上千百億文殊去矣

右件々之條章諸上座諸上座躬以記憶之伏望莫孤負老僧心事矣

鑑

慶長第八卯菊月十有六日

懶齋老拙押（宗號）

看林際廢寺

定

一每日勤行聊不可怠慢之事右諸清規之大衆章詳載之可具高見遠識者也  
一垂示并朝暮法問等如常不可懈怠之事範模前來相定之條卽今不及加下文矣

臨濟寺定  
書  
動行  
法問

元和三年十月八日



元和三年十月八日

一九二

掃除

一四九之六時掃地，覃厥期鳴板，則各各至童行奔走以可勤之事，豈不見乎？吾本師日種氏嘗戒諸比丘以說掃地五功一德，詳見選集百緣經，嗚呼思之矣。

問答

一一問一答，揆揆商量之事，初機後學，叨有參話，并過其分上底之言句，堂中舊參上士，堅相改以可有厥過失者也。緇門警訓云：道在守心，言在守法矣。然恁麼則豈胡亂可發一言哉？實守布置者專要乎？

詩文

一五五之題詠，十之聯句，一期不可欠之事，總別詩文聯之三葛藤者，古語云：夫文字全非吾門專學，然亦載道之器也，不可弃捐云云。此故吾宗乘大覺璉禪師多時工詩，世謂之作肝臟饅頭，雪竇（智德）能作四六文章，黃檗（希運）古綴瀑布聯句，僉以列聖叢中之名緇也。然便為禪餘風儀，抗鬚復是宜乎？凡故事來據錯莫容易各各議，而以可相改者也。嘗黃魯直與洪甥駒父書云：老杜作詩，退之作文，無一字來處云云。請高著眼矣。○妙心寺ニテハ、コノ定書ハ、宗鈍ガ臨濟寺在住ノ際ノ制定ニカ、ルト傳フ、

〔正法山誌〕

古今紀談 鐵山

鐵山和尚住駿州臨濟寺。家康公問道崇敬無双，公省覲在二條城時，鐵山住妙心寺，往城相訪，紙包蜜柑十五顆獻上。暄涼畢，公曰：我聞佛以佛法付囑有力檀

家康ノ歸依ヲ受ク

家康ノ妙心寺領寄附ヲ拒ム

那，今日我朝有力者莫加于某，請為妙心為檀越矣。山曰：所謂有力者非公之所言，非公之所測識，若有得佛法有力者，則山僧可展坐具禮拜。夫佛法有力者，障裡之僧亦未可知也。時傳長老在障內，山預知之耳。是時家康公為檀越，則以京城西洞院以西囑妙心，山峻拒不奉旨，其意謂：法道凌遲，依富奢之僧家淡泊可住持佛法矣。方今覽東叡山日光等世榮，可知鐵山永計也。

〔正法山誌〕

末寺 金鳳山平林寺

金鳳山平林寺，在武州野火留鎌倉派石室玖禪師為開山，年久寺廢，庸僧看守，東照宮一時遊覽到此地，問看僧有住持人耶？答云：無。東照宮曰：待我請有德僧來住矣。于時駿州臨濟寺東谷和尚解印，鐵山和尚尸席（鉄山宗鈍嗣東照宮遣東谷宗果）使請鐵山住平林，山敬奉命，往往平林，又兼住臨濟寺。鐵山住平林，有入寺之偈，東谷和尚有賀頌焉，無何鐵山命法子石門住平林，自回臨濟矣。後鐵山退臨濟，創大龍院於妙心之山，後隱退焉，携東谷賀頌真蹟，置于大龍，後年大龍主僧天祐，以其頌寄附于平林寺。（蓋默雲和石門又令法子雲峯住平林）

〔花園遺臭錄〕

鐵山和尚初住駿州府中臨濟寺，與東照宮有師資之契，後山住野火留平林寺，時東照宮已執天下之柄，託遊獵訪山，山預命侍者報以遠出，東

家康ノ請依リテ平林寺ニ住ス

元和三年十月八日

一九三



家康ノ旨  
豊後ニ通  
稻葉一鐵  
歸依シテ  
建多福寺  
後陽成天  
皇道ヲ問  
ヒ給フ

巫女ヲ信  
ズ

照宮經兩月餘、又託遊獵訪之、侍者又曰、外出、東照宮怒曰、和尚未必外出、山聞之、出接待、神君語山曰、佛以遺法付屬、有力檀越矣、我之有力於今不可加也、與公爲檀越、山曰、所謂有力、非殿下之所解、況又殿下亦大有罪之人、何堪爲山僧檀越乎、神君大怒曰、請問不穀之罪何等、山抗聲云、若枚舉其罪、則書賊可耳、拂袖入、神君還、人皆以爲、鐵山得遠謫、則大幸也、而神君數日不言、遂宥之、山遂遁去、豐後曰、杵、一鐵居士、歎慕道風、爲造多福寺、山後住信州、建初、後改、數有火、福寺、寺隆、蘭溪所創也、最後住隱、本山大龍院、初、後建、源院、後建、小室居、次、住靈雲、十接、衆、後陽成帝、下中使問道、

〔新編武藏風土記稿〕

野方領十一、新座郡三、平林寺、境內六、萬坪餘、金鳳山、師妙心寺ノ末山ナリ、野方領十一、新座郡三、平林寺、境內六、萬坪餘、金鳳山、キ、コトニ關東ノ地ナリ、野方領十一、新座郡三、平林寺、境內六、萬坪餘、金鳳山、テ、堂僧侶モコレカ爲ニ破滅ノ患ナマカレシモノアラサレハ、或ハ斷リ、泰翁

家康ノ平  
林寺領寄  
附ナシス

藥林寺ノ  
開山ト爲  
ル

文藻

海上寺

金澤文庫

建長寺開  
庵塔西來

〔甲斐國志〕

七十七、佛部五、醫王山藥林寺、同村、曹洞宗龍安寺ノ

末、黑印三百貳拾坪、本尊ハ藥師、寺記ニ云、地頭矢代越中守以看經佛、下屋敷内ニ、剎寺、龍安寺、五世澤舟ヲ請シ、鉄山ヲ開山トス、永祿四年九月十日、越中戰死、法名藥林寺、殿越翁將賢禪定門ノ牌子、元和二年今ノ地ニ移寺、

〔鐵山集〕

上 歲旦

海上禪叢中興辰、門前鷗泛物、咸新黃鸝三、請花林際、一喝挽回天下春、久立珍重

〔鐵山集〕

下 金澤文庫

不見群書萬卷堆、秋風荒野獨堪哀、秦坑千歲非應恨、峽雜紅塵軸綠苔、  
建長寺開山塔西來庵、開山大覺禪師自大明西蜀來、立法幢、靈地也、法界門額、天下禪林、存于今、  
曾將大法度群生、天下禪林空有名、欲問西來舊公案、樓鐘臥月聽無聲、



元和三年十月八日

一九六

圓覺寺開  
山塔正續  
庵

圓覺寺開山塔正續庵即開山佛光國師  
唱法之道場也

殘僧一二竹篁間，纔閉柴門無往還。正續萬年言在耳，松風不改舊時山。

足利學校

下野國  
足利學校 久虛講主 滿院青苔  
黃葉耳 感慨太多者也

露宿風冷數日程，客衣行盡入村覺。青燈半盞無人學，月落講堂鐘一聲。

行道山

行道山開山法德禪師已及  
二百三十年云々

久傳行道古禪墳，水繞山圍愜素聞。暫借僧房飽高臥，百年世夏半閑雲。

又

山々深鎖舊僧房，岩下雲閑眠石床。二百年來行道桂，秋風一枕覺猶香。天正二  
辰八月廿三日，住武  
之平林寺，之歷觀之。

廣園寺

往與二三友遊武之山田兜率山廣園禪寺，作小詩。

二百年來一巨叢，僧房半破臥秋風。山楓亂落無人掃，吟履難分滿地紅。

平林寺入  
寺ノ偈

受東八州都督亞相公之堅請，住武之金鳳山平林禪寺之拙偈。

西來萬里擔蒲團，坐則乾坤心地寬。金鳳巢林古禪刹，單丁住院一枝安。天正二  
辰六月五，從駿  
林際起于此

武田晴信  
詩藁ノ跋

跋甲芴太守武田晴信公之詩藁

閑誦佳篇空感時，甲城老杜去何之。風流千古不吟盡，花下於詩月下詩。鉄山老  
拙懶齋

風涉昔日甲城杜拾遺，才兼文武政無私。風流太守今何在，想見花前月下詩。同

〔山林風月集〕

中天寶十六戊子，秋十一月，予入甲陽之古城，已欲歸，有四友，

詠和歌惠懶翁，拭別淚以誦之，則風花雪月而銘心肝者也。仍而摘風字，聊

同

述其情云。

綠話紅談亦夢中，朝來遙隔古城東。人間萬事非應恨，燕向南風雁北風。

〔正法山誌〕

八殿堂 山門

鐵山和尚住山時，山門造營始成，歲旦作偈曰：烏藤拍手叫令辰，五百僧房萬物  
新東序歌花西序月，山門起舞洛陽春。于時慶長四年己亥歲三月造營功畢，龍  
院藏 鐵山錄 蓋預歲旦祝之也。○下

〔大雲山誌稿〕

八偈頌文疏 鏡山禪師懶齋稿 龍安歲旦和慶長七、

養正堂頭老師者，懶翁同門之舊淡交，而推敲年尚矣。日之先臘抄依一會敢請，  
被還法幢於龍安舊刹，々々乃義天大禪師之創地也。法々不盡，誰肯不瞻仰之  
哉。想夫高麗僧王義天祐世師，曾於湛然笏室，傳法于三百衆中，還國化緣，加旃

妙心寺山  
門造營ノ  
偈

元和三年十月八日

一九七



元和三年十月八日

一九八

建禪刹設大閣攝物利生金爐之戒香也。壁尾之法語也。道場方盛者也。誠厥英聲茂實。道香德花。今日觀光於吾義天之先廬耳。嗚呼。歡拈歡打。謹贅歲旦韻抄。祝遠者云。慈斤。宗鈍九拜稿。

逢花先說吾心事。爭奈同遊別處新。富且義天三百衆。一盃歌月牡丹春。

〔平林寺文書〕

奉報滿朝朱紫貴

闔王不恐帶金魚

右碧岩集之語

懶齋書

朱印

〔佛眼禪師語錄〕

贊之部

自影 綱宗和尚之請

虛空無肖面。除角畫生蛇。咄是吾真相。靈雲古月。臨濟百花。

養源安長老繪予肖像。需讚。依而贅拙語於厥上云。

慶長三戌王春日

住花園鉄山叟書

同 大室和尚之請

痴々号兀々。捻是馬牛襟。妙處無人畫。花有清香月有陰。

宗丘首座寫老僧幻質。請贊。書以貽之。

同

朱紫貴ニ  
贈レル法  
語

畫像ノ贊

同

慶長三戌王春日

住花園鉄山叟書

自影贊 千岩燒香請焉

河陽臨濟虛空肖。擊出本來面目真。兩鬢千莖千載雪。士峯後素一由旬。

呂千岩寫予幻質。求贊。予乃打云。咄々是甚麼。豈不見乎。先祖黃檗老師曰。若

形於紙墨。何更有吾宗矣。會麼。子能信得之。若又不然。高著眼看。取山僧一偈。

嘆

慶長第十乙巳林鐘日

再住花園見臨濟鉄山叟書

同 雪堂禾上之請

靈雲桃彩紫伽藜。臨濟黍橫黑竹篋。別々虛空紙上相。鳥啼花咲夕陽西。

宗瑜首座繪予陋質。請讚。小篇一偈書厥上云。

慶長第七寅行春日 再住花園見臨濟鉄山老操。觚於靈雲室下

蒼顏白髮。慙汗重々。元來夢幻。錯遺蹤。看麼。青山不改舊時容。

慶長第十八癸丑三月日

佳境大坂之幽素。福田氏正次寫

〔鐵山和尚畫像〕

○山城大龍院所藏

朱印

元和三年十月八日

一九九

畫像ノ贊

壽影ノ贊

同



元和三年十月八日

二〇〇

此是阿誰，獨坐單子，枯木形骸，僉云鈍鐵，白髮千莖，幾許瓜瓞，倒披袈裟，不如破裂，橫拈竹篋，亦好拗折，嗚呼畫牋，何寫老耄處，々々全身，本無差別，看麼，窓含西嶺，千穉雪，曠。

宗栢鐵山  
ノ像ヲ畫

吾首座宗栢二十年來侍山僧左右，不屑黃香枕席，加旃卽今寫予幻質，孝心所感，漫製卑語以贊之云，慶長十九寅仲春日，鐵山老拙宗鈍暮齡八十

三歲操禿筆，



鐵山和尚畫像

○武藏平  
村寺所藏

朱印

畫像ノ贊

嗚个畫師繪甚麼，虛空本自沒蹤由，看々不變真如相，明月清風千古穉，洛之宗英信女，寫予幻質，以求贊，嗚呼其孝心，山高海深，不違辭，仍製楚偈一篇，目書于厥上爾云。

元和初曆乙卯八月日

鐵山叟懶齋暮齡八十五載，操禿筆於西京花園之北房大龍室中，





宗鈍  
 山畫像  
 山城妙心寺塔頭大龍院所藏



原寸  
 縱〇・九五四  
 横〇・三九四

畫像ノ贊

鐵山和尚畫像  
 (印文 鐵山)

朱印

林寺藏  
 (印文 鐵山)

唯个畫師繪甚麼虛空本  
 洛之宗英信女寫予幻  
 篇、目書于厥上爾云、

元和初曆乙卯  
 鐵山叟懶齋暮齡

三歲操禿筆



原寸

縱〇・九五四  
横〇・三九四



東京寫真社製版

畫像ノ贊

鐵山和尚畫像

(印文不明)

武藏平  
林寺所藏

咄个畫師繪甚麼，虛空本自沒蹤由，看々不變真如相，明月清風千古穩，  
洛之宗英信女，寫予幻質，以求贊，嗚呼其孝心，山高海深，不邊辭，仍製楚偈，  
篇，目書于版上爾云。

元和初曆乙卯八月日

鐵山叟懶齋暮齡八十五載，操禿筆於西京花園之北房大龍室中，



(朱印)



(朱印)

(印文宗純)



中乞以龍獨坐草子枯木秋  
 食去龍藏白髮牛草草汗心  
 創批器只不水破裂核枯中  
 亦好知水鳴仔草何何寫草  
 處之至身身中差別 看  
 宗全西嶺中繪畫 嘆  
 其者法宗相二十色東何山  
 尤大之晉黃面拍布一海  
 即今寫予幻質春心所感漫  
 刻單決心發之云 慶長十九  
 宗仲書日 鐵山古松宗此  
 年八月十三歲持先筆



宗 鈍 鐵 山 畫 像

山城妙心寺塔頭大龍院所藏

原寸

縱 〇・九五 米  
橫 〇・三九 四

畫像ノ贊

鐵山和尚畫像

唯今畫師繪甚麼虛空本  
 洛之宗英信女寫子幻  
 籍目書子藏上圖云  
 元和初肝乙卯  
 鐵山更領德壽齋



龍院所藏

原寸

縱 〇・九五 米  
横 〇・三九 四



版製社刷印真寫京東

 (印文 鉄山)  
 (印文 龍室中)

於西京花園之北房大龍室中



渡唐天神  
贊三田莊  
平信教

衡梅院棟  
梁記

〔佛眼禪師語錄〕

贊中之部

渡唐之天神 飯朝也

此圖是關之東、武州三田莊主平信教公累歲所藏之像也。一日就山僧需贊之，予聽公之言，公嘗離家三四月，而來飯甲州太守武田法性院殿幕下，游泳文武場者季尚矣。此故，花之朝一藝朝花，月之夕一詠夕月，寔是新羅東方君子國文武兼備之謂乎。神亦嘯月吟花者，漢倭三千首，餘風可見者乎。加旃，公功就耀華於閩里，復指厥掌耳。豈疑哉神之傳鳥頭印，速飯吾朝矣。宜哉々々，仍綴埜詩，目謹贊之云。

意足馳求第二重，夢遊萬里味吾宗。未傳符印言猶耳，月白徑山半夜鐘。

〔正法山誌〕

文四疏

衡梅院棟梁記

鐵山和尚

以日域山城州平安城正法山妙心禪寺衡梅院立柱上棟，慶長第九甲辰閏八月廿一日辰刻，守塔比丘得全，大工藤原吉次，惟以開山佛日禪師之法乳心宗和尚曾丁守塔，以有上梁文，略屈指，即今自明應七午至慶長九辰，凡得一百七年。當塔主天秀全長老抽丹志，再新造功畢矣。嗚呼厥勳力實越雲門六寺，伽藍者乎。伏希佛日高輝，堯風永扇，目保護花園萬年之春矣。祝祝，劣孫看靈雲宗，鈍謹誌焉。

〔乙津寺文書〕

濃○美

元和三年十月八日



宗瑚首座  
齋名

元和三年十月八日

(印不明)  
朱印

東州下野那須庄雲岩禪寺之翹楚，  
宗瑚首座偏問諸方矣。今也掛錫於  
吾花園者年既久，粵以花月敲  
東僧把茆打談，一日介鶴白子求齋  
扁予老懶衰朽而空沙日，茲今春之  
仲，俄然見幾之夕，責不許，仍而摘  
東雪二字與之，楚詩一章餞其行，  
兼目爲東雪之證云。

別柳溪邊分袂處，洛橋立盡  
望鄉關，背花歸去無應怪，  
富士千穰屋後山。

慶長十有五商橫淹茂夾鐘日

鐵山叟懶齋涉觚於西京大龍室下

(朱印)  
  
(印文 鐵山)

(朱印)  
  
(印文 宗瑚)

富士千穰屋後山  
慶長十有五商橫淹茂夾鐘日  
鐵山叟懶齋涉觚於西京大龍室下



宗鏡山筆蹟

美濃七津寺所藏

原寸

縱〇・四九〇  
横〇・六二〇

# 東靈

東別下靈那清元之老後  
 宗師是陸偏何該方矣  
 冬 花(壽)去自既久  
 山德起節 抄後一日介  
 為予老懶衰朽而後日  
 仲儀在見其之夕書之  
 東靈二字與之 詩一章  
 象且為東靈之記云  
 別節 淨色系袂中 活  
 望 卿 潤 宗 師 也 頃 一 玄 妙  
 富 七 十 離 塵 淨 心  
 靈長十石五商候 滝 浅 水 了 謹  
 識 少 女 好 高 尚 法 於 中 亦 大 功

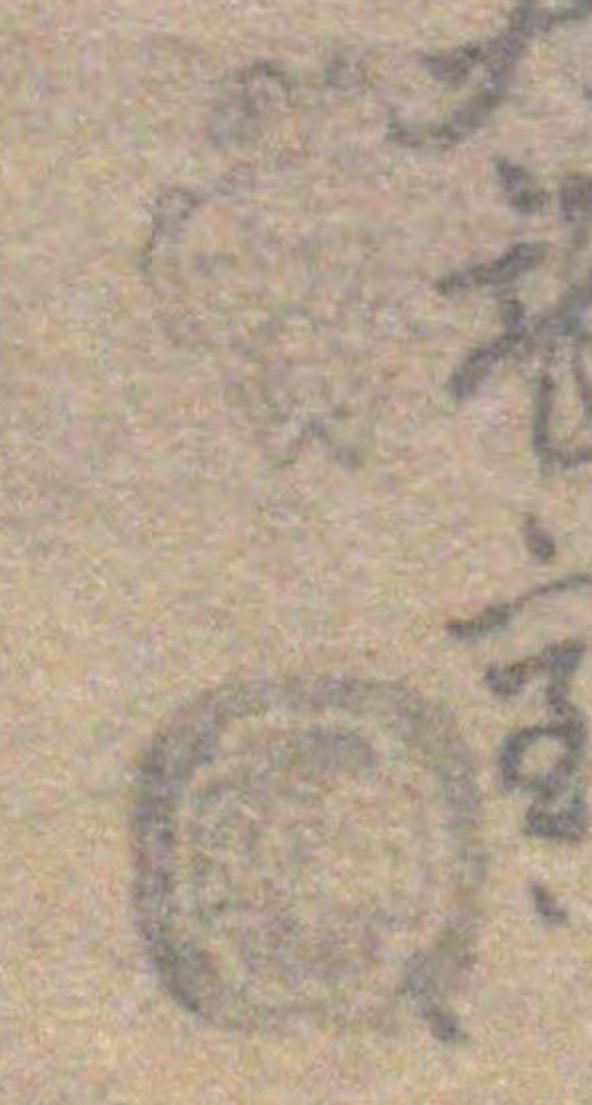


原寸  
幅 〇・四九〇  
横 〇・六二〇

# 東 雲

東列下電那海花の若禱の如き  
 筆端の佳備何故方矣しと州為於  
 冬 花(雲)去之既久身の世に因故  
 山徳地節中後一日介勢の子未高  
 由平七を傲義村中、海日茲今事之  
 仲能先見事之々事之々何の指  
 東雲二字より一詩一章一節、其の  
 其五為其宜と記云  
 別節、浪色系袂、又活稿之と云  
 望海、海、雲、也、頃、去、其、原、怪  
 富士千龍屋、浪山

書長十石、且商標、後、成、亦、日、謹、日  
 織、生、於、西、市、大、場、官、





宗鏡  
山鐵筆蹟  
美濃乙津寺所藏

原寸

縱〇・四九〇  
横〇・六二〇

# 東 靈

東別下也那酒庄之若禱者  
 宗師之徒偏何法方矣是相  
 寺 花書去自既久車心也  
 山僧把節抄談一日介語白子  
 命予古懶窮朽而也後日茲令  
 仲儀見見悲之夕喜之夕許  
 東靈二字与之也詩一章一錄  
 真巨為東靈之說云  
 別部淺色衣袂中又活攝  
 望卿謂此也頃一去年  
 富七千能屋後山  
 唐長十乃五商標掩茂亦正謹  
 鐵山寺於之河流於西京大第



原寸

縱〇・四九〇  
横〇・六二〇

# 東雪

東別下雪那酒庄之若禱之切禁  
 宗湖其性偏何法方矣是相錫於  
 吾 花雪者自既久車心也因訪  
 山僧把節中談一日介語白子來高  
 而予古懶窮朽而也今日茲合喜之  
 仲儀我見雪之夕喜之何許何指  
 東雪二字之詩一章飾其外  
 更巨為東雪之說云  
 別郭溪色系袂中又浩揚之  
 望鄉園雪也頃之玄亭忽怪  
 富古千龍屋後山

唐長十乃正商橫掩茂來正隆日  
 鐵山雪松高約法於西京大瑞室





史記跋

城昌茂

〔鐵山集〕

下 史記跋

此書是漢太史司馬遷父子之所述也。今也城氏昌茂嗜目爲吾家至寶矣。公平素好學，故常挑心之白日，廓明忠孝之道，依而遺全帖於後，乘以欲破子孫之昏愚而已。蓋厥志勝韋賢滿籛金，韓氏熊膽丸者乎。嗚呼！父嚴子孝，豈敢虛之哉。燕子日長，春風二十四青々矣。

强梧林鐘日

懶齋老誌焉

〔大廣益會玉篇〕

此書是蕭梁顧野王先生所選，爾來支桑見卷於羹牆者也。雖然厥板行少于世，童蒙者時々苦昏迷，故道本祖轉兩翁傾心，目鏤於梓，正運純孝兩匠盡力，既工畢矣，藏置諸京師四條云。伏希唐鹿無疑，寸陰曷輝心之白日，菟菴不惑，萬年永廓胸之青天矣。慶長九甲辰夏五月日

鐵山叟宗鈍漫書其後



〔鐵山集〕

下 陽題梅

○詩

幻雨齋盟一日携小詩，投予硯右去矣。鶯日就窓之朝披而見之，乃題梅者百韻，句々燕金而卜璧耳。雖天目中峰老禪百梅詩，何肯望之乎。公自壯歲，身自在關

元和三年十月八日

二〇三

梅花百韻  
下策彦

大廣益會  
玉篇與書



元和三年十月八日

二〇四

山鳥道、參請不遑、常窺林際雲門、二宗乘輿、加之禪餘之吟、亦全越韓愈孟郊四君子雅作、殘香剩馥、可見想夫公胸次有全梅者乎、哦則一句三千剎界香、呵英聲茂實、必流芳於後生者也、予老懶衰墮、而儻下筆於珠玉間、錯可生瑕類、此故因循而空涉日耳、雖然公時々責不許辭、仍而汚其梅意、潔者如右矣、漫點七十六句之內、圈者十七、批者廿八、刈楚者三十一句、至哉、

永祿八稔乙丑仲春廿五日

龜隱謙齋叟漫跋焉

〔大龍院文書〕

城〇山

一筆申入候、從松平隱岐守殿妙心寺之内、鐵山和尚遷化之地、大龍院至于末代、無退轉樣、看坊爲扶持方祠堂物、被付置候、拙者取次、靈雲派中諸老、其外役者之一札、并隱岐守殿御折紙相添進之候間、後代迄無紛失樣、可被所持事尤候、恐々謹言、

板倉伊賀守

六月十八日

勝重(花押)

伯首座 床下

松平定勝  
大龍院ヲ  
保護ス

遠路爲御見廻、栢首座御下向候、隨而和尚樣御書置之目錄、被成御越候、具二致拜見候、大龍院御跡之儀、鐵山樣御存生之通、少も疎意存間敷候、可御心安候、猶委栢首座へ申渡候、恐惶謹言、

松隱岐守

十月廿八日

定勝(花押)

雲屋和尚樣

大猷和尚樣 尊報

十一日、癸卯是ヨリ先、皇弟庶愛親王、入道尊麻疹ニ罹ラセラル、是日、御酒湯ニ浴シ給フ、

〔土御門泰重卿記〕

二 十月十一日、癸卯、雨天、十宮樣ヲトナコト、御湯ウケ

此目出度事ニ召候、富小路、阿野實顯卿、予等也、大酒也、  
十二日、甲辰禁中、天台宗ノ論義アリ、尋テ、復之ヲ行フ、

〔土御門泰重卿記〕

二 十月十二日、甲辰、晴、風烈、半雨、禁中御論義、三井寺衆

也、僧正二人、衆僧十人、以上十二人也、題ハ即心成佛ト云題也、御布施僧正ニハ杉原一束之上銀子三枚ツ、講師ニハ杉原一束之上ニ二枚、相殘九人ニ

三井寺衆

元和三年十月十一日 十二日

二〇五



叡山衆

ハ一束之上ニ銀子壹枚ツ、也、公卿衆召之衆ハ、廣橋大納言、万里小路入道、(之仲)白川二位、中院五辻三位、廣橋頭辨、滋野井、阿野少將、予等也、藏人衆三人、冷泉中納言當番、聽聞之望候故、得勅意聽聞也、御振舞以後退出也、(爲備)十四日、丙午、晴、明日御論義有之、可致伺公候由御觸有之也、ウシこまりて給候ぬ、名下如此注付申候、禁中御番、

十五日、丁未、晴、御論義、叡山衆、於御學文所也、御布施、弊學院僧正、講惠真院兩人ニハ銀子三枚、杉原一束、衆僧十人ニハ壹枚一束ツ、也、未刻各退出也、

〔老亮宿禰日次記〕五 十月十一日、癸卯、雨、明日於禁中論義有之間、忠利可參仕旨有催、

十三日、乙後陽成天皇ノ女御近衛氏、一條兼遐良昭ノ第二行啓アラセラル、尋テ、復行啓シ給フ、

〔土御門泰重卿記〕二 十月十三日、乙巳、晴、院御番、一條殿へ國母御成、御振舞在之、予亦召候故、致伺公候、御ちや、宮内卿御局へ御目こり、り申候、酒宴之事有之也、初夜時分宿參候、

廿八日、庚申、晴、中從一條殿、明日國母様御振舞ニ御成候、予可致伺公候由

一條兼遐  
癩疹

御使也、

廿九日、辛酉、晴、禁中御番二番詰也、院御所御番三番詰也、則直參候、晚ニ一條殿致伺公候、今日御とし、御湯懸之目出度事也、二荷二種御樽進上也、御相伴衆富小路秀直卿予也、上ノ國母様、故一條殿政所、近衛殿政所也、初夜過ニ院御番參候、今夜ノ院中衆不相殘退出、數多殿閣無主、寂寞トノ涙欄干、

十五日、丁未幕府、上野小幡邑主永井直勝ヲ常陸笠間城ニ移シ、其封ヲ加フ、

〔東武實錄〕三 是年、永井右近大夫直勝、常陸國笠間ノ城、食邑三万二千石

賜ル、後、柿崎土浦ニ於テ、加賜五千石、

〔寛政重修諸家譜〕六百 永井直勝右近大夫、元和三年十月十五日、上總、相模、

上野等、此所領をあらため、新恩あて、常陸國れうちあして、三萬石を、た乃ハリ、笠間乃城主とある、近江國の舊知二千石の故のよし、

〔譜牒餘錄〕五十一 永井日向守 覺書

一同三丁巳年、常陸國笠間城主被仰付、城附三万石、并近江之知行貳千石、其儘被下置、都合三万貳千石、拜領仕候事、

〔大和永井家譜〕 永井右近大夫大江直勝 同三丁巳年、常陸國笠間城主被



元和三年十月二十四日

二〇八

申付、一萬石加増仕候、

○直勝、上野小幡一萬石ヲ加賜セラル、コト、二年六月六日ノ條ニ下  
總古河ニ移封スルコト、八年十二月七日ノ條ニ見ユ、

〔参考〕

〔常陸遺文〕

中郡庄谷中村名主谷中善藏所持

元和二辰年、永井右近守殿笠間御入部之時分、谷中淡路守被召出、由緒委細  
御尋被遊候、御知行過分ニ被下、預御厚恩ニ申候、并ニ谷中孫八郎被召出、御  
知行被下候、右近守殿京都御上落ニ付、兩人御供被仰付、谷中孫八郎京都ニ  
而病死仕候、谷中淡路御供罷歸り、御入部ニ七年目御國替被成、こがへ御越  
被成候、其節も被召出、御知行三百石被下、中小性役被仰付、こがふて御奉公  
相勤申候、淡路相果、跡次無之、潰レ申候、上略

二十四日、丙辰幕府、徳川頼將宣頼ノ傳水野重仲ニ、駿河遠江二國ノ内一萬石  
ヲ加賜ス、

〔寛政重修諸家譜〕

三百三十六

水野重央

對馬守、今乃呈請、ハしめ重信、重  
央社、ち重仲に傳らむといふ、元

和三年十月二十四日、駿河遠江兩國に在り、一萬石餘を加増あり、す

谷中淡路守  
孫八郎永井  
直勝永井仕

扈て三万五千石餘を領及、これとた台徳院殿より御黒印を下はる、上略

〔新水野家譜〕

坤

重仲 元和三年十月廿四日、

台徳院様御黒判ヲ以、遠州駿州之内ニ而爲御加増壹万石餘被下置、都合三  
万五千石餘拜領之、右御黒印今ニ所持仕候、

高壹万石餘

遠州敷地郡之内

同 長上郡之内

同 豊田郡之内

同 駿州庵原郡之内

○重仲ニ遠江濱松城二萬五千石ヲ賜フコト、慶長十四年十二月是月、

頼將宣頼轉封ノ條ニ見ユ、

二十六日、戊午後陽成天皇ノ御遺物ヲ禁中ニ遷サシメ給フ、

〔土御門泰重卿記〕

二

十月廿六日、戊午晴、仙洞御倉書籍、古物、道具、禁中御

取候、奉行ニハ兼勝卿宣實、宣衡卿實顯、院衆ニハ木工頭、大弼、三級等也、

○後陽成天皇ノ御遺物ヲ清凉殿ノ御庫ニ藏メシメ給フコト、十二月

三日ノ條ニ見ユ、

元和三年十月二十六日

二〇九



元和三年十月二十六日

二一〇

長崎奉行兼堺奉行長谷川藤廣歿ス、尋デ、幕府、長谷川藤正ヲ以テ、長崎奉行ニ補ス、

〔寛政重修諸家譜〕七五九 長谷川

藤廣ノ系

藤直 三郎左衛門

藤廣 左兵衛、母某氏

廣貞 左大力、又、左門、左兵衛、真休

廣永 長谷川吉右衛門延親が祖

廣直 權吉、五兵衛

廣清 長谷川荒次郎貞幹が祖

藤廣ノ履歴

藤廣 慶長八年、めさされて東照宮ふつうへたてまけり、長崎に奉行をつとむ。十四年十二月、有馬修理大夫晴信、南蠻の商船を討破るるとき、藤廣謀をめぐらし、樓船數多を具し來りて、晴信と共に火を燒討し、船を海中に沈め、十五年正月、駿府にいりて、その事を言上せ、十九年、山口駿河守直友と俱ふ仰をうたまりて、肥前有馬ふ赴き、切支丹の邪徒を追捕せ、そのとき、大坂出陣の令いりしり、たちまちに大坂ふ赴くの中

近江西教寺ニ葬ル

途、奉書もて仰下さるゝにより、たち、西國におをむき、諸將出陣すへきよしれ命をつゝへ、其後大坂にいり、十二月二十二日、鈞命をかうぬり、堺の奉行を兼ね、元和元年の役も御供み列せ、三年十月二十六日死せ、年五十、法名秀月盛白、近江國坂本に西教寺に葬る、藤廣男子あり、せいへとも、皆若年たゑにより、跡職を命せられ、妻は川村氏の女

〔略譜〕

怒長谷川 藤原姓 本氏進藤

鎮守府將軍利仁末孫、進藤加賀守義俊惣領、○系圖略ス、寛政重

藤廣 母不知、妻川村氏女、慶長八卯年月日不知、權現様に被召出、長崎奉行、同十四酉年、異國之賊船長崎に着岸之砌、有馬修理太夫兩人に被仰付、擊滅申候、慶長十九年、廿年、大坂兩御陣御供、騎馬之士拾貳騎差出、且又九劫之大名大坂發向之儀、左兵衛蒙上意相觸申候、元和三巳年迄、長崎に而堺奉行兼相勤申候、同年十月廿六日病死、五拾歳、近江國坂本西教寺に葬

〔杏陰稿〕

一 故長崎泉堺刺史兼西海道監察使左兵衛尉長谷川藤廣墓誌銘

墓誌銘

公諱藤廣、累世勢州人也、父某、進藤氏、仕伊勢太守長野某、爲家臣、國務悉決於

元和三年十月二十六日

二一一



佐竹義宣  
ニ仕フ

德川氏ニ  
任フ

石砲

進藤齋藤兩氏後改進藤爲長谷川氏永祿之間四海鼎沸群雄角力長野氏族滅父某死之有子四人長曰重吉次公次藤繼次女子曰夏後號清雲院兄弟離散往諸侯國兄重吉妹夏往相州仕北條氏直小田原構難時爲海船漕運使以足軍用小田原城潰重吉附大相國寓居武陵公往常州仕右京兆佐竹義宣綽有聲烈家臣關某以女妻之生廣貞關某同女先卒慶長<sup>(五年)</sup>庚子之歲關原之役大相國混一海內貶義宣爲秋田介公落魄客武陵既而重吉爲佐州銀鑛監察使居無何爲肥之長崎刺史以公爲佐州監察使佐州刺史川村某知其爲鉅人長者以右衛門佐長尾景繩女爲養子嫁公不數歲而重吉卒擢公爲長崎刺史政治廉平柔懷商客拊循士民荒服異域之珍貨稠載而來南蠻西戎之酋長重譯而臻大相國嘉之尋補西海道監察使比年往來已酉之歲番舶來去年殺本邦商船于貨鞠問有驗罪案已備舶主辭窮而不自首大相國命公及有馬氏令殺焉公萬方廻謀欲生獲致麾下忽會有馬氏擁兵而來舶主飛帆逃去十里程艫撞逐之俄頃風止舳艫相接攻戰移刻石砲轟雷鳥銃迸霆兵不敢進公於是連縛數十鬪艦作樓船奮呼而先登舶主自投死火藥霹靂一聲山河震動船遂湮沒即日以書聞駿府賜以白銀數万斤賞戰功多甲寅歲大相國欲攘斥西洋國

堺ノ町割

之耶蘇幻惑誣俗殄滅有馬郡之賊徒顛越不恭以公爲大使駿河守山口某爲副間使宮某爲監往長崎俄而難波有事山口間宮應召而還公獨自守以待九州之援兵々々亦屺舉郡鼓譟公不動聲色以奇計擒厥渠魁鎮撫脅從施以恩德新布政教西州以寧十一月日艫舟謁大相國于攝之住吉營大相國感戴定之速又策勳而補泉堺刺史十二月日難波媾和軍國機務邦畿獄訟多與聞焉明年夏<sup>(元和元年)</sup>難波亦起兵泉堺以南羅兵燹焦土矣五月日大相國凱還京師令公收泉堺之散亡復舊戶之本業於是披十二之廣路通九市之街衢部落安居園囿得所又爲太平之氓矣<sup>(元和二年)</sup>丙辰之歲大相國薨公往武陵今之大相國憐其舊勳特下恩寵賜欲以數縣未果與疾而還京師元和丁巳之歲十月廿六日卒于正寢年五十廣貞受治命而葬近州西教寺後娶川村女生三子曰廣永曰廣直遊於藝爲京師富豪曰廣清近侍幕下奉承姨母廣貞自幼侍於駿府與我君<sup>(德川義利)</sup>亞相公生長於殿中共同匕齒以故服官于尾陽與余交相親多居相比多今茲丁十三回忌之辰語以公之事業欲刻石以貽來世余喜其志以記梗概銘而送之銘曰嗚呼遇合時也窮達豈非命乎命不至則曳龜尾於泥塗時旣得則附鳳翼于天衢九州之臣民爲之馳驅八蠻之酋豪隨彼指呼是子是孫受于介福維邑維土



元和三年十月二十六日

入其規模功鑄玄石迹齊太湖

寛永六年己巳十月日

尾陽醫官法眼杏菴正意誌

〔長崎志稿〕

○長崎古今集覽所載官制志

源藤廣市船司長谷川左兵衛尉慶長十一年由代官任元和三年罷職

源守尙(藤正)長谷川權六藤廣子元和元年代父職掌二年亦代掌三年相繼任寛永三年罷職○本書ニ藤廣ノ子ト爲スハ誤ナラン

○藤廣、長崎奉行ニ任ゼラル、コト、慶長十一年四月是月ノ條ニ、葡萄牙ノ商船ヲ擊沈スルコト、同十四年十二月九日ノ條ニ、耶蘇教徒ヲ禁壓追放スルコト、同十七年三月二十一日、同十九年十月九日ノ條ニ、堺奉行ヲ兼スルコト、同年十二月二十四日ノ條ニ、大野治胤ヲ誅スルコト、元和元年六月二十七日ノ條ニ、堺ノ町割ヲ定ムルコト、同年六月十七日ノ條ニ、備前小豆島ノ代官ヲ兼スルコト、同年閏六月三日ノ條ニ、藤廣ノ妹、徳川家康ニ侍スルコト、元和二年四月十七日、家康薨去ノ條ニ、又喜多見勝忠ガ堺奉行トナルコト、同四年是歲ノ條ニ見ユ、

〔参考〕

〔台徳院殿御實紀〕

七十四

十月廿六日、長崎奉行長谷川左兵衛藤廣死す、藤

藤廣佐竹  
義宣ニ家  
康ノ女ヲ  
娶ランコト  
勸ム

藤廣ハ常  
陸ノ大工

藤廣病ム

廣もとは伊勢國司北畠の家人なりしが、慶長八年より召出され、長崎の奉行とせらる、いまだ采邑も賜はらず、子ども皆幼稚なりしかば、浪人して寛永二年にいたり、末子八左衛門廣清召出され、采邑四百石下されしとぞ、家譜

〔秋藩阿津免具佐〕

一 長谷川左兵衛或時參候テ、權現様御姫様ヲ御貴(松竹義堂)

ヒ被成度候ハ、御輿入候様ニ相計見可申由、淨光院様へ御内證申上候所、御挨拶ニハ、我等奥方家來多賀谷修理娘ナレ、一旦本妻ニ定置候上ハ、

左様ノ義成間敷候ト御意被成、御歸被成候由、半右衛門咄承候、

一 長谷川左兵衛ト申衆ハ、常陸ヨリ出候大工ニテ、權現様御意ニ入、御咄ノ御相手等致シ、後ニハ長崎奉行被仰付候、

右之御姫様、最前北條氏直へ御越シ、後ニ池田(謙政)三左衛門尉殿へ御出、松

平左衛門殿、同宮内殿ナトノ御母儀様ニテ候、是尤左兵衛一分之才覺

ニテハ被申間敷候、權現様御内意ニテ可有御座由、親半右衛門咄申候、

〔リチャルド、コックス日記〕

〔歐文材料第四號譯文〕

一六一七年十月十七日、○新曆二十七日ニシテ、元和三年九月二十八日ニ當ル予はキャブテン・アダムスを手が名代として、奉行左兵衛殿の許に遣し、○藤廣此時彼の贈物に堺ニ在リ、

元和三年十月二十六日



元和三年十月二十六日

二二六

小銃甲冑  
輸出ヲ  
默認ス

長崎奉行  
後任者ノ  
噂

對し、禮を述べ、尙平戸并に長崎に通商する事を許可せられたる書狀を提示し、又下(シモ)に於ては出来る限り彼の用を務むべき旨を告げしめたり、彼は病みて會談する能はざりしが、小銃及び甲冑の購入は、朝鮮人の事に關して皇帝の禁止せる所なれども、我等定宿の主人其他の者が、一時に三四づゝ供給するは差支なし、彼は之を默過すべしと傳へしめたり、十一月二十五日、○新曆十一月五日ニシテ、元和キヤプテン・アダムスは、予一書を送りて、左兵衛殿は本月十五日、○新曆十月二十五日ニシテ、元和於て死亡したる旨を報じたり、○下

一六八年二月五日、○新曆十一月二十日ニシテ、元和を得ん爲め、江戸に赴きし支那人は、本日平戸に歸れり、彼の語る所に依れば、彼は書付を受取るまでに、四十二日間江戸に滞在し、又都より江戸まで行くに十三日、歸途も亦同日數を要し、又大坂より平戸までは十八日を要したり、彼の言に依れば、左兵衛殿の子息、長崎奉行として父の跡を繼ぐべく、彼の從兄弟權六殿は、代官として長崎に滞在するよ至るべしと、○下「パードレ・ペドロ・モレホン日本支那諸國に於て發生したる事件の物

藤廣所領  
ヲ得ンガ  
爲メニ耶  
蘇教ヲ追  
害ス

堺奉行ト  
ナリ市民  
ノ反感ヲ  
招ク

其姉妹大  
奥ヨリ逐  
ハル

語及び歴史 第一 第十七章 (歐文材料第五號譯文)

有馬領及び教會の大敵左兵衛の死につきて

是に於て左兵衛は、大に希望せる領地の獲得確實なりと考へ、勝利の愉快を感じ、己の不信を隱匿する爲め、彼等を以て、命に背き信教を固守する者と讒し、將軍をして、前年有馬口の津に於て、聖殉教者に對して行ひたる殘虐を執行する命令を發せしむることゝなしたり、然れども主は彼が希望を達し、此領地を所有することを欲し給はず、皇帝は同所に肥前大村及び平戸の三守將を置き、左兵衛には堺市の長官となり、過ぎたる戦争及び火災後の復興を計ることを命じたり、彼は異教徒なる市民より苦しめられ、諸人其暴政と甚しき誅求を訴へたれば、皇帝の怒を被り、始め將軍の寵愛を受け、又彼が其陰にて、右一切の悪戯を行ひたる姉妹は、宮中より追はれ、間もなく死したり、而して左兵衛は諸人に憎まれて悲嘆し、又疾病と不幸に苦しみ、其憐むべき生命は、一六一六年(モカ)都に於て終り、永遠の死を以て、教會が、今日まで彼が爲めに被りたる大なる不幸を償ひ、彼の計畫と企圖は、悉く空に歸したり、

元和三年十月二十六日

二二七



藤廣ハ癩病ナリトノ説

元和三年十月二十六日

二一八

〔パゼス日本耶蘇教史〕 第二 第三章 一六一八年 (歐文材料第六號譯文)

本年の初、左兵衛の死去したる事は、長崎に於て、新に不幸の勃發する因をなしたり、左兵衛は、背教者として苦しき死を遂げたり、彼の血は腐れ、堪へ難き苦痛を起し、又潰肉の臭氣は、彼の家族までも遠ざからしめたり、彼は苦痛と憤怒とに悶えて死せり、○中 左兵衛は、息を引取るまで、一切の事は自ら處理し、瑣細なる事務と主たる勞苦の外、決して二人の下役に委ねざりき、

〔長崎古今集覽〕 三 歴代御奉行

長谷川左兵衛廣智 一書三、藤廣、三百、自慶長十一丙午、至同十九甲寅、九年、同十九寅年迄八年、又云、慶長十九寅年、此節奉行長谷川左兵衛殿上ヨリ、玉テテ、大坂陣ニ立、其年、慶長十九寅年、此節奉行長谷川左兵衛殿上ヨリ、其舍弟、權六殿御奉行也、日記云、慶長十一丙午年、長谷川左兵衛殿下著シ、玉テテ、一寺ヲ建立シ、玉テ、慶長十一丙午年、長谷川左兵衛殿下著シ、同シ、拾芥ノ文、鑑入ルト、同、唯ニ佐トノ御願、免ト也、堺町人後、藤庄三郎夷モ一ナ同、テ、舟五百艘程入ルト、同、唯ニ佐トノ御願、免ト也、堺町人後、藤庄三郎夷モ一ナ同、ト也、願シ

〔長崎志〕 一 所被仰付之部 歴代御奉行之事

長谷川左兵衛廣智

慶長十一 丙午年ヨリ同十九 甲寅年迄、九ヶ年在勤、

長谷川權六

元和元 乙卯年ヨリ寛永二 乙丑年迄、十一ヶ年在勤、

〔累代武鑑〕 四 長崎奉行

元和元 卯年方、寛永二 丑年迄、

長谷川權六 諸本郎字ナシ、藤正

二十八日、庚申侍、

〔土御門泰重卿記〕 二 十月廿七日、己未、晴、入夜、庚申、御觸、七人之内、由仰也、

精進、

廿八日、庚申、晴、飯後、參内、入夜、御前へ召候、七人侍衆、中院通村卿、白川雅朝卿、五辻之仲卿、廣橋辨兼賢朝臣、滋野井季吉朝臣、右衛門佐永慶朝臣、予等也、御圖取初ル、予段子卷物拜領也、餘ハ盡不注之、御遊具、碁、將碁等也、

幕府、人身賣買、勾引及ビ一季居奉公人ニ關スル禁令ヲ佐渡國ニ頒ツ、

〔條令〕 三

元和三年十月二十八日

二一九

圖取ニテ物ヲ賜フ



人身賣買  
ノ停止

人ヲ勾引  
シテ賣リ  
タルモノ  
ハ成敗  
ハ奉公  
限ル

元和三年十月是月

定 佐渡國 被遺候高札

一人賣買事一圓可停止若ウリカイ濫ノ輩者ウリソソカヒソソノ上ウラ  
ル、者ハ其身ノ心ニマカスヘキ事、

一同カトハカシウルモノアラハウリスシハ成敗ウラル、モノハ本主ヘ  
返スヘキ事、

一年季事三ケ年ヲ限ヘシ若三年過ハ双方曲事タルヘキ事、  
右條々若於違背族者可處嚴科者也仍如件、

元和三十月廿八日

安對馬守  
土大炊助  
本上野介

是月幕府普請奉行山岡景長、小澤忠重ヲ改易ニ處ス、

〔寛政重修諸家譜〕五十三 小澤忠重瀬兵衛 元和三年九月十三日御普請奉

行にうつた、おをよりきた台徳院殿御上洛ありしとき御道より御家人  
乃輩れ旅宿を點檢せしに、むうとほりうり、十月山岡五郎八景長と、を  
に罪かうふりて改易せらば、其後恩免せらるてめしかへさ程、もとのとく

はりるたぐまつり、千五百石を宛行とほ、略上

〔寛政重修諸家譜〕千四百四十三 山岡景長五郎作、今の景略 ○上元和三年十月、先よ

台徳院殿御入洛乃時、小澤瀬兵衛忠重等々をかしく宿割れ事をほとめし  
み、越度ほりて御氣色うう希り改易せられ、六年六月十三日死む、年五十二、

○山岡景長、小澤忠重、道中宿割ノ事ヲ勤メシコト、六月十四日、秀忠上  
洛ノ條ニ見ユ、

〔参考〕

〔玉露證話〕四 山岡對馬守ハ、江劔膳所の城主みて、織田右府君み仕へ、信

長公暴卒の後、柴田修理亮勝家ハ屬し、天正十二癸未年、勝家ハ一味し、羽柴  
秀吉公と大合戦む、柴田滅亡の後、對馬守改易せらる、其後大神君へ被召出  
所、同十七己丑年、於駿府卒む、此子山岡五郎作也、初信長公に仕、其後大神君  
へ被召出、台徳公御使番被仰付、慶長十九、大坂兩御陣ニ御使番相務、有軍功、  
御歸陣後、台徳公御上洛之節、京都諸大名宿割之義、御隱密みて、小澤瀬兵衛、  
山岡五郎作、日下部五郎八、安部四郎五郎、此四人被仰付、江戸御還城以後、御  
答之譯ハ不相知、四人共ニ雖奉違御意、五郎八、四郎五郎兩人ハ、御役唯今の

宿割ノコ  
トハ隱密  
ノ御用

元和三年十月是月



元和三年十月是月

二二三

新役故無別條、瀨兵衛五郎作兩人、古役たるに依て、御改易被仰付、兩人浪人、七年目、瀨兵衛被召歸役、五郎作も三年目、元和六庚申、於江戸病死、多子有、第六男山岡六右衛門事、久々浪人、死て、兄共の世話成て居處、兄の十兵衛景守奉願之、寛文二壬子年、甲府宰相綱重卿被召出、御小性組、入、二百俵被下、略

〔諸役人系圖〕 六 御普請奉行

山岡五郎作 景隆、元御目付、或御使役兼之、

小澤瀨兵衛 忠重、元御目付、或御使役兼之、

幕府、信濃小諸城主仙石忠政二歸國ノ暇ヲ賜フ、

〔改撰仙石家譜〕 世譜二 忠政公譜 十月、歸邑の命あり、時、上使を以て、

時服羽織等を賜ふ、依て登城して拜謝、此時忠政を便殿に召して、奇薬二種、竹田牛玉圓、及び香合等を御手親から賜ひ、汝常ニ疾を煩ふと聞し、召信州の嚴寒、は堪るうらに、豫しめ此薬を服して、病を防くへしと懇篤の上意を、ぬふ、家傳、歸邑の命を蒙る時、秀久の時も、御手自物を賜る、こま小做ふ、故小度、毎小費せ、

牛玉圓  
清心丹

十一月 壬戌 盡

三日、甲子、伏見城番酒井直治、五味勘右衛門相闘死ス、

〔寛政重修諸家譜〕 九百五 酒井

康治 小太郎、左衛門、佐伯者守、

重治 小太郎、與左衛門、女、

直治 庄三郎、母は重治よ、影し、

某 源五郎、彌惣左衛門、

直治 文祿元年、兄重治とともふ、としめ、東照宮よ、乃みえ、きくまつ、梨慶長元年六月十日、下野國足利領のうちよをい、采地五百四十石餘をた、乃ひ、れち、伏見城乃番を、はとむ、元和三年十一月三日、かの地よをい、同隊乃士五味金十郎某と、爭論し、及、傷に及ひ、彼とさし、ちうへて、死、

某 元和三年十一月、父かことに坐して、鳥居左京亮忠恒に、めしあつ、けれ、後松平大膳大夫忠重にあつ、けらる、其のち赦免ありて、忠重か家臣と

〔三宅文書〕 藏 武

元和三年十一月三日

二二三

酒井直治  
座ノ子ノ連



元和三年十一月五日

二二四

一筆申入候、伏見於御番所、酒井庄三郎、五味勘右衛門被致喧嘩、双方被相果候、笑止千万、中可申様も無之候、貴殿御心中察入候、恐々謹言、

板伊賀守

霜月四日

勝重(花押)

三源右衛門様

〔下野鳥居家譜〕

鳥居左京亮忠政 元和三年十一月、酒井莊三郎直治カ男

彌惣右衛門、父カ事ニ坐シテ、忠政ニ預ラル、

五日、新上東門院、長谷ニ御幸アラセラル、

〔智仁親王御記〕

十一月五日、女院御所長谷へ御成、

〔土御門泰重卿記〕

十一月五日、丙寅晴、中女院御所長谷に御幸、万事

仙洞御愁傷之故、自他推量申侍キ、京都宮殿御留守居迄寂寞之躰也、畢竟如此様子、朝家御代之末、予ハ心腸之底ニ嘆息也、

幕府、淨華院僧某ヲ粟田口ニ刑ス、是夜、宮女某、亦自盡ス、

〔土御門泰重卿記〕

十一月五日、丙寅晴、中申刻、淨華院僧粟田口ニテ

成敗、同日之夜半時分、女中大すけ殿、同母義生害、兄弟四辻所ニテ也、家譜所

見ナ

薩摩鹿兒島城主島津家久、所領安堵ノコトヲ琉球王尙寧ニ報ジ、法令ヲ恪守セシム、

〔薩藩舊記増補〕

正文 家久公御譜中  
琉球國國司

猶以、雖輕薄之至候、薰袋十、杉原百帖、令進覽候、誠書信之驗迄候、已上、

態用一行候、然者今度天下御代相替、御續目之御判被成下候ニ付、以使札申候於様子者、從家老衆可申達候間、被聞召届、琉球國役無緩疎様堅被仰付尤存候、仍去夏之時分者、當年之御祝儀、并從其地之質人致用捨候爲御禮、兩使渡楫之處、依在洛不能面談候、次其國之方物種々贈給、芳志難申盡候、猶口上ニ相合不詳候、恐惶不宣、

李カキ元和三年  
十一月五日

宰相家久御判

進獻中山王

〔薩藩舊記増補〕

正文 家久公御譜中  
琉球國佐敷王子

已上

其已來不申通候、仍去夏之比者、此地渡楫之由候之處、依在洛不能對顔、殘多

元和三年十一月五日

二二五



元和三年十一月八日

二二六

存候、今度於關東、京都仕合無殘所候而、早々致歸國令満足候、次王位へ以使  
札申候様子、此使へ被逐熟談、無緩様可被仰付事、尤候將又薰陸香合一、杉原  
帖、<sup>五十</sup>贈進之候、定時分柄數寄可在之候間、薰者可有御燒候、猶期後音候、恐々  
謹言、

奉<sup>カ</sup>元<sup>キ</sup>和<sup>ニ</sup>三<sup>年</sup>  
十一月五日

家久御判

佐敷王子 机下

〔島津國史〕

慈<sup>二</sup>眼<sup>一</sup>公<sup>四</sup>中

十一月五日、公與琉球王書曰、縣官繼世、改賜御判、因  
命爾琉球國、慎守法令、茲特告示、今茲夏、王遣兩使謝罷質子、且賀歲首、會寡人  
在江戸、不見使者、見惠方物庶品、感佩不盡、<sup>據慈眼公舊譜</sup>

○家久、幕府ヨリ領知ノ判物ヲ賜ハルコト、三年九月是月ノ條ニ、尙寧、  
佐敷王子朝昌等ヲ鹿兒島ニ遣リ、質ヲ罷ムルヲ謝スルコト、三年四月  
二日ノ條ニ見ユ、

八日、<sup>記</sup>是ヨリ先、秀忠、信濃高遠城主保科正光ヲシテ、第四子幸松<sup>保科正光</sup>  
養ハシム、是日、幸松、高遠ニ徙ル、

〔譜牒餘錄〕

保科肥後守 覺

保科正光  
繼母ハ  
家康ノ妹

武田見性  
院幸松ヲ  
保科正光  
ニ託ス

一元和三巳年、依上意、七歳之時、信州高遠城主保科肥後守正光爲養子、其節  
土井大炊頭<sup>勲</sup>、永井監物、米津勘兵衛取持、同年十一月、高遠ニ罷越候事、<sup>略上</sup>

松平肥後守家譜

源正之<sup>肥後守</sup> 元和三年丁巳、十一月八日、江戸發足、信州高遠ニ罷越候、

但、肥後守正光父ハ、彈正忠正直ト申、繼母ハ、權現様御妹多切<sup>久松</sup>ト申候、

〔寛政重修諸家譜〕

九十四

松平正之

幸松

元和三年、七歳の時、土井大炊頭

利勝、井上主計頭正就、<sup>九</sup>就<sup>十</sup>して、保科肥後守正光ニ保育<sup>ト</sup>まへきよし密旨あり、  
正光すれ<sup>ハ</sup>ち正之を具して、十一月八日、其領知信濃國高遠ニ赴く、<sup>ハ</sup>お<sup>ハ</sup>を<sup>ハ</sup>  
正光の父彈正忠正直、多切君<sup>ト</sup>ま<sup>ハ</sup>ひ<sup>ハ</sup>まい<sup>ハ</sup>ら<sup>ハ</sup>せし御ゆる<sup>ハ</sup>あ<sup>ハ</sup>き<sup>ハ</sup>し<sup>ハ</sup>う<sup>ハ</sup>へ<sup>ハ</sup>も<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>  
武田家<sup>ト</sup>ま<sup>ハ</sup>け<sup>ハ</sup>り<sup>ハ</sup>へ<sup>ハ</sup>し<sup>ハ</sup>ゆ<sup>ハ</sup>へ<sup>ハ</sup>見性院<sup>穴</sup>武田信玄女<sup>ノ</sup>と<sup>シ</sup>て<sup>申</sup>せ<sup>し</sup>に<sup>よ</sup>せ<sup>り</sup>、<sup>略上</sup>

〔千登勢の満津〕

一

元和三年丁巳、御年七歳、慶長の末よ<sup>リ</sup>大坂之事起<sup>リ</sup>、  
世上穩<sup>カ</sup>ら<sup>ハ</sup>引續<sup>リ</sup>而、大御所様御他界<sup>マ</sup>て、御事多之義<sup>ニ</sup>有<sup>之</sup>、田安比丘尼<sup>見性院</sup>

御屋敷へ被爲入候而、最早五年<sup>ト</sup>及<sup>ヒ</sup>、御生立もよく被成御坐候へとも、  
公儀よ<sup>リ</sup>何之御沙汰もなく候<sup>ニ</sup>付、見性院殿御氣之毒<sup>ト</sup>被思召、保科肥後  
守正光君、御内覽可有之とて、此年之秋、御見舞被成候を、御呼入候而御申候

元和三年十一月八日

二二七



る、御當家、大身小身へうけ、甲斐國之衆數多被居候へとも、筋目を尋る人もなく候所、其許計の信玄の娘とあるを以、折々之御音問有之、日來之御芳志感入候事と、常々申暮し候、さるよつと、其許へ御無心申度事の候、御承引あはるくやと被申候に付、正光君御返答、其許様の御事の、信玄公之御息女様にて御坐候へ、御筋目と申、何様之事も候へ、自分の力も叶ひ候程の御用承可申にて候と御申候へ、見性院殿御悦にて、其儀においごの御物語申事の候、是は御入候若殿を、將軍様之正した末の御子よとせし、まじ候哉、子細候而、近年我等方預置參らせ候、一日々々と御成人被成最早御年七に被爲成候へとも、上より御尋も取く、老中をされまひ不申候、是をへに御臺様之御心裁兼られ候而之事と存候、殿は御子乃七歳より上之御を、ちと、大切の時にて候、我等事よく候へ、然はるに侍一人を、は、參らせ候事を取く、女童部之中より、おひ立せられ候而、後々之御爲を成不申候ま、何をへ成とも、御預ありへ被成候様よ、思ひは、候處、能時節も來候へ、御親子御兄弟之御名乗を、被成候様よ、心あかけらるるを頼をしき人、汝見立候而之事と、おもひくら

正光幕府  
 ノ内意ヲ  
 得ンコト  
 ナ求ム

秀忠ヨリ  
 正光ヘ  
 内意ノ

保科家ノ  
 由緒

し候、其許之事の、父より候信玄の好身と、此尼の様成をのをも、御捨置無之御心柄、此殿は御事と申、此尼より加様に頼候上、さそや御無沙汰も有間敷と存し、斯く申事よく候、只今に間、御手前より御子分にいさし被置、弓馬之道をもえろし、汝は、え、やうに、をへ、頼入候と御申候へ、正光君、委細承届候、若君之御事と申、殊に其許様の御頼之事、候間、無子細速に領掌可仕候へとも、正した將軍様之公達を、一日おくを、肥後守かとの子分よもとの、勿躰なき事よく候、それとも、御奉公よ、罷成可申義に候へ、御内々之上意かとも、承り候而之上、苑も角も、其許様御ふれと迄、の、御請合難相成由御答有之、見性院殿其御心底を御聞届、いりよを御尤之御事也と、御悦不斜候、正光君歸宅後、早速御持遊之品々に、御肴を添進上被致候、借見性院殿より、正光君實心之様子とも、土井大炊頭殿、井上主計頭殿へ御相談有之、具に上聞お達せられ候處、被聞召届、幸松様御事、保科肥後守在所へ引取參らせ、養子分よいさし、養育仕候へと、乃御内意よく、大炊頭殿、正光君へ御達有之候へ、子細かく領掌いさされ、御請あしと、りや、抑保科家を、累代信濃國伊奈郡高遠之城主、貳万五千石之地を領せら



元和三年十一月八日

二二〇

れ、正光君之御父を、彈正忠正直君とて、武田家に屬し、世に鎗彈正と申、一説に、彈正の事也ともいふ。權現様之御妹多劫君に於て、御由緒も有之御事。候、依之霜月八日、正光君、幸松様を御同道お、御母お静れ方、并女房達數人、江戸御發足被成候。万澤權九郎、野崎太左衛門、神尾左門、有泉金彌、御草履取て、并虎若てくハ傳九の事、其外竹村助兵衛、悴半右衛門も御供い、し候。まゝ土井大炊頭殿之御計ひとして、公儀之黒鍬頭橋爪久右衛門組之者共召具し、保科家よりも、御旅中爲御懷守、御徒等被遣樋口勘四郎宮下孫三郎、其外、何をも御供も被召連、無異義、御旅行被成、同十四日、伊奈郡高遠城へ御著、保科家之士共、まゝ松葉と申所迄、爲御迎罷出候。御座所、南曲輪に御儲有之、其所へ被爲入候。有泉橋爪、并虎若之子孫、今以御家より被召仕候。此時、高遠より三里程北方に、御堂垣と申所、御宿之之時分、女房達打寄茶のミ物語、高遠より、眞田左源太殿と申、正光君のよめより、甥子にて有之を、先達而養ひ被置候かと申を、幸松様御聞被成、御母上へ御向ひ、肥州之許にて、左源太と申て、子うあると承り候。左候上、我等の見性院殿之許へ歸り可申て候とて、以之外之御腹立有之、何とも不罷成候を、お静

幸松正光  
養子ア  
ニ養子ア  
ルナ聞キ  
テ自ラ辭  
セントス

幕府正光  
五千石  
ナニ増ス

の方始、女房達色々御機嫌を取直し、高遠へ人を遣之し、御子と被成候。て、無之由、まゝと御聞届て、御得心被成候。左源太殿と申、正光君之御妹、日向源太、左衛門某子、御内室御子育無之故、部屋後、此様子を正光君御聞候而、舌を卷御感賞有之、稚き殿に御心よを似せ、おそを返しとて、御敬憚有之、假初も、幸松殿と殿文字を付、御呼ひ候由申傳候。さて保科家より御人初に、井上市兵衛を御附有之、其外狩野八太夫、小原内匠かと申、の、御部屋附より、大方から、は御馳走共、有之、月お五六度程つゝ、正光君御見舞有之、公儀へ御奉公之御心入故、如斯候、翌年正光君へ、同國筑摩郡洗馬郷五千石御加増有之、是の幸松様被爲入候故之様も、相聞候。○土津靈神事、實異事ナシ。

○幸松出生ノコト、慶長十六年五月七日ノ條ニ見ユ。

〔参考〕

〔落穂集〕 + 保科中將殿之事

保科肥後守正光殿と申、る人の義の、取分見性院殿之義を大切ニ被致候を、以、或時見性院殿肥後へ被申候、定て其元も及御聞之義も可有之候、我等方ニ大切成人を、三四年以來預り居申候事ニ候、御息災より御成人候得

元和三年十一月八日

二二一



共、高きを賤きを、武士の子の七歳の上のそたちの大切之事候處、我等方女共計の中、置まいらせて、御育の程如何と、是のを我等の苦勞に成候に付、其元は預置可參候間、武士之道をも、御心付候様を成し給はり候へりしと也、肥後守殿被申候に、成程安き御事候へ共、大切成若子様之事に候得、其元様の御頼迄にて、いり、有之候得、尤之義候間、其段に於ては、我等能様に取計可申との義にて、其後見性院殿方へ、大炊頭殿(主井)と主計頭殿を招給ひ、委細被申談候へ、兩人之衆被申候に、我等共の心得計にて、罷不成候間、折を以相伺可申との義にて、被歸候り、其後御前向も相濟候こや、大炊殿宅へ、肥後守殿を御呼、主計殿列座にて、幸松殿御事、其元へ御預被成候間、高遠於て、御成長られ候様こと被思召候旨被仰渡候に付、肥後守殿より、高遠城内三ノ丸に御部屋普請被申候て、幸松殿七歳の時、御母義共御引越被成、尤肥後守殿も、一ヶ月之内五六度程つゝ、定りて御見舞に參候節、九度も一度も御母義へも對面あられ候とく有之候と也、○上下略、幸松誕生後、見性院に養はる、コトニカ、ル、慶長十六年五月七日ノ條ニ收ム、

十一日、壬申、春日祭、諒闇に依り、社家ニ付シテ、之ヲ行ハシム、

〔公卿補任〕

二五

十一月春日祭、依亮暗被社家付也、

〔弘誓院亮孝記〕

一

今月春日祭、依諒闇被付社家、

〔春日社記錄〕

五

春日祭、上卿御、(六脱カ)同年冬季、被付社家、八月廿日、院御所崩御故也、

十二日、癸酉、故正二位權大納言廣橋國光ニ内大臣ヲ贈ル、

〔廣橋家譜〕

坤

國光公後引接院、元和三年十一月十二日、贈内大臣、○系圖纂

要同、諸家傳、十三日、ニ作ルハ誤ナラシ、

○國光薨去ノコト、永祿十一年十一月十二日ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

〔鹿苑日錄〕

二五

十一月十一日、赴廣橋亞相公之請、盖先考亞相安心寂公

五十年忌也、當日明日十二日也、携僧四輩而半齋、呈香錢百疋、施物杉原十帖、銀子三十目也、階下以內府贈官、賜安心大禪定門、實身後之榮也、予作頌呈廣

橋亞相公、○下略

十三日、甲戌、幕府、江戸山王社ニ社領ヲ寄進ス、

〔東武實錄〕

三

十一月十三日、江戸山王ノ社ニ社領百石ヲ寄附セラレ御



元和三年十一月十三日

朱印ヲ賜ル、

山王領武藏國淺生郷之内百石事、令寄附之訖、全社納、永不可有相違之狀如件、

元和三年十一月十三日

○幕府、江戸山王社ニ社領五石ヲ寄進スルコト、天正十九年十一月是月ノ條ニ、同百石ヲ寄進スルコト、寛永十二年六月十七日ノ條ニ見ユ、

〔参考〕

〔落穂集追加〕

西の御丸之事○上略、紅葉山王社ノコトニカ、ル、關ヶ原御勝利以後、天下

御一統のへ、駿府を御隠居所と被遊候と付、御新城の義を御曲輪内と罷成、紅葉山下と坂下と兩所と云ぬりの御門出來、御本丸と一うぬへと被仰付候を以、山王社へ參詣を成兼、貴賤共々氏神詣と迷惑仕候段上聞込達し、半藏御門外御堀と云ぬ山王權現の社を新御建立被仰付、別當は西教院、神主は日吉大膳を被仰付、と外と繁昌仕り候、

幕府、重ネテ關東古義眞言宗法度ヲ頒ツ、

〔御判物留〕一高野山

紅葉山ヨリ半藏門外ニ移ス

法談ノ日  
限  
二季ノ稽古  
本寺住山ノ期限

關東眞言宗古義諸家中法度事

- 一 一年兩度法談之日限、堅不可有増減事、
- 一 二季稽古、雖爲一季、不可懈退事、
- 一 本寺住山、必可遂三ヶ年事、
- 一 於談議所之諸法度者、可隨能化之下知事、○慶祿記、御制法、コノ條ヲ第五條ノ次ニ、御當代諸法度第六條ノ次ニ、
- 一 雖爲本寺住山、不募所學者、不可許能化事、
- 一 本寺住山之間、吾宗本書普可受學事、
- 一 縱雖有教相之所學、無事相之傳受者、不可許能化事、
- 一 常佛法興隆爲宗、可專如法之行儀事、
- 一 於古跡之一寺一山者、必可令住學匠之能化事、
- 一 右可相守此旨者也、

元和三年十一月十三日

御朱印

伊豆國

元和三年十一月十三日



般若院國般若院一件同シ、慶祿記、御制法、伊豆關東諸寺家中ニ作ル、  
○慶祿記、御制法、御當代諸法度等、此法度ノ日付ヲ元和四年十一月廿三日トナセドモ、今姑ク本書ニ據リテ掲書ス、家康、法度ヲ關東古義真言宗諸寺ニ下スコト、慶長十四年八月二十八日ノ條ニ見ユ、

二十一日、午、壬秀忠、上總東金ニ放鷹ス、

〔佐竹家臣梅津政景日記〕六

十二月十四日、江戸を去月廿八日之日付ニ

而、推名惣右衛門書中指越被申候、其様子ハ、公方様去廿一日ニ藤金へ御渡野ニ御座被成候、同廿二日ニ御鉄炮御手つゝら之白鳥一ツ、屋形様へ被進候よし、就之同廿六日ニ信太兵部少御禮ニ被遣候よし、又同廿七日ニ御鷹之がんにツ、御袋様ハ被進候よし、○下略、義宣、放鷹ノ條ニ收ム、

〔東武實錄〕三

是月、公御放鷹トシテ、越谷東金ニ渡御アリ、○東金、記、錄、所見ナシ、

〔寛政重修諸家譜〕四百

阿倍正之四郎右衛門、（元和三年）十二月、台徳院殿越谷東金等に放鷹、惣右衛門奉進、○上略

秀忠ノ世子竹千代、光、家西丸ニ移徙ス、

〔元和年錄〕坤

十一月廿一日、若君様西丸ハ御移徙、

一同廿三日、御祝儀之御能、

一諸大名より御太刀、御樽肴上、

〔萬年記〕一

十一月廿一日、若君西丸御移徙、

〔細川家記〕十五

同廿八日、忠利君ハ被遣候御書之内、○中略

○上略

一若君様西之御丸へ被成御移候付、大名衆御祝儀被申上儀ハ、先書ニ尋

ニ遣候、可爲其返事次第事、○中略

十月廿八日

内記殿御返事

越御判

〔附録〕

〔寛政重修諸家譜〕二十四

松平長正十左衛門、元和三年十一月十九日、召きて

大猷院殿ニ仕へてまつり、小十人となり、廩米百俵をたまひ、○上略

〔寛政重修諸家譜〕百二十二

川井昌等五兵衛、元和三年十二月より、大猷院殿

に附屬せられ、小十人となり、廩米百俵をたまひ、○上略

幕府松平長正等ヲ附ス



元和三年十一月二十一日

二三八

〔寛政重修諸家譜〕二百六

中川忠幸飛騨三郎守 元和三年、としめて大猷院

殿、拜謁す、おれ年、御小性組の番士とれ、廩米三百俵をたまひ、下略

〔寛政重修諸家譜〕二百六

池田長賢初長治 元和三年、としめ、大猷院

殿、拜謁し、こぞより御側、近侍、才、下略

〔寛政重修諸家譜〕五百六

三島政吉左衛門、清 元和三年、大猷院殿、附

屬せられ、御腰物持とあり、廩米二百俵を賜ふ、下略

〔寛政重修諸家譜〕十六

大草公利初利、熊大學、右衛門 元和三年、めされて大猷

院殿に近侍す、時、八歳、下略

〔寛政重修諸家譜〕千六百五

鈴木重氏友之 元和三年、西城乃御小性組に列し、

下略

是ヨリ先、呂宋國ノ船、土佐ノ海岸ニ漂著ス、是日、同國、書ヲ土佐高知城  
主山内忠義ニ寄セテ、其扶助ヲ受ケタル好意ヲ謝ス、

〔南路志〕

五十五、年譜第十、忠義公御代二 元和三丁巳

晚翠日抄ニ、呂宋國之船漂著せし時の來牒記し有、舊記ふ不見事也、今爰ふ  
記す、

黒船

敬啓 大守尊長 台下

昔年自吾本國欲來此土黒船、依遇逆風、不意而寄貴邦、繫船纜、然則蒙足下  
青目仁慈、彼船雖及破壞、愈賜恩顧、是唯前代未聞之德風也、可仰可貴、傾、并  
躍何事如之乎、差一官速欲謝之、公事無暇、遲滯荷罪、來日若本地有要用  
者、勿隔意、分、奉獻芹微、段正拾捌疋、各色、聊充引意、尙希笑納、勿拒榮幸、不宣、  
御出世千六百一十七年

蒙帝德大師兼呂宋國大守官等

日本土佐州太守尊長 膝下

御返簡

日本土州太守源忠義 敬復呂宋國太守官人閣下

珍翰飛來、卷舒無置、豈異南客白圭哉、不辭萬里海雲、特勞官使、賜華袞各色、  
甚希有々々、不堪懇到迫切、至恩惠難謝、抑去歲不意黒船到來、雖然、么麼公  
事繁多、故致疎意者、背仁慈者乎、罪過彌天、若重有貴國商船往還吾州、則益  
可盡慙懃、餘事付官使舌頭耳、恐惶謹言、

龍集丁巳冬之仲之日十五

元和三年十一月二十一日

二二九

山内忠義  
ノ復書



元和三年十一月二十二日

日本國土州太守源忠義

二四〇

〔南路志翼〕 二 御當家年代略記

元和三年丁十一月廿一日、呂宋國主、去年漂著船之謝禮書簡到來、

〔參考〕

〔山内文書〕 京〇東

黒船數多  
入津

さるもんのすけ殿、下の事まで候まゝ、一筆とりむり申らるゝまつゝ世上  
いよく、玄切ゝと御入候て、御うれしく思ひらるゝ、又、此ころとへい、くろ  
ふまあまのほきゝるゝよし、めてゝた事まで御入候、な、おとしゝ、こゝ  
もとの事しうらひの、何れさまで御入候、さゝめて、そこ程もさやうと候の  
んど、をし計らるゝ、返々、そこを、子さち、みかゝゝ、そくさいの御事候や、さ  
うぬやしく思ひらるゝ、こゝろともお事取、我身もそくさいは候まゝ、御  
心やすく候へく候、めてゝくゝ。

七月一日

殿らる申給へ

けんしやう院

二十二日、不動法ヲ禁中ニ修ス、

元和三年十一月二十二日

日本國土州太守源忠義

二四〇

〔南路志翼〕 二 御當家年代略記

元和三年丁十一月廿一日、呂宋國主、去年漂著船之謝禮書簡到來、

〔參考〕

〔山内文書〕 京〇東

黒船數多  
入津

さるもんのすけ殿、下の事まで候まゝ、一筆とりむり申らるゝまつゝ世上  
いよく、玄切ゝと御入候て、御うれしく思ひらるゝ、又、此ころとへい、くろ  
ふまあまのほきゝるゝよし、めてゝた事まで御入候、な、おとしゝ、こゝ  
もとの事しうらひの、何れさまで御入候、さゝめて、そこ程もさやうと候の  
んど、をし計らるゝ、返々、そこを、子さち、みかゝゝ、そくさいの御事候や、さ  
うぬやしく思ひらるゝ、こゝろともお事取、我身もそくさいは候まゝ、御  
心やすく候へく候、めてゝくゝ。

七月一日

殿らる申給へ

けんしやう院

二十二日、不動法ヲ禁中ニ修ス、

〔言緒卿記〕 八

十一月十九日、庚辰、天晴、〇中

一有御觸、其文言、自來廿二日、可被行御修法、可有脂燭之由、被仰出候、宿紙佛  
庭候條、先内々如此候也、十一月十九日、光長、廿二日、飛鳥井中將殿、平松侍  
從殿、西坊城侍從殿、源侍從殿、極薦、廿三日、冷泉侍從殿、櫛笥侍從殿、秀才、廿  
四日、園少將、六條侍從殿、新殿人、廿五日、冷泉侍從殿、樋口侍從殿、櫛司侍從  
殿、綾少路少將殿、極薦、廿六日、大内記殿、姉小路侍從殿、左馬頭殿、廿七日、山科  
少將殿、六條侍從殿、秀才、廿八日、飛鳥井少將殿、阿野少將殿、源侍從殿、極薦  
新藏人、

〔孝亮宿禰日次記〕 五

十一月廿二日、癸未、晴、自今日、於禁裏、被行御修法、

井門跡被修之、忠利參御脂燭、

〔弘誓院亮記〕 一

十一月廿二日、癸未、自今日、於禁裏、被行御修法、導師梶井門  
跡、

〔續史愚抄〕 五十三

後水尾院上 十一月廿二日、癸未、自今日、被行修法於宮中、不動  
尊、阿闍梨天台座主二品最胤親王、梶井、公卿

日、宮中御修法結願、公卿補任、注記、

元和三年十一月二十二日

二四一



元和三年十一月二十二日

二四二

京都六條柳町遊廓ノ總代、書ヲ幕府ニ呈シ、其特權ヲ陳ベテ、廓外ノ遊女ヲ禁ゼンコトヲ請フ、之ヲ許ス、

〔高橋正博氏所藏文書〕

乍恐申上候、

一 けいせいやの、六條柳町三町之外の、御法度ニ被仰付、忝次第ニ奉存候、然  
今迄京中ニ居申けいせいを賣申もの共、御屋敷を申うけよき御そ玄  
よう申上ル由ニ御座候、いま迄京中にて、けいせいを賣申者共の、けいせ  
いをもち申まじよての無御座候、御屋敷被下候へ、けいせい町も四町  
ニ罷成申候、如先々けいせい町の、柳町三町迄ニ被仰付被下候者、忝可奉  
存候、

一 八郎兵衛と申者の、大坂之町人にて御座候事、

一 權尉と申者の、伏見之餅やにて御座候事、

一 糸いらくやと申者の、伏見之錢賣にて御座候事、

一 むさしと申者の、てらのおんどよて御座候事、

一 藤十郎と申者の、出雲れ糸ぎよて御座候事、

錢賣

幕府外ノ六條遊廓ヲ以テ禁遊  
新遊廓ノ開設願  
六條遊廓ノ反對

一 甚三郎と申者の、大佛のそよこやよて御座候事、  
一 甚右衛門と申者の、町人よて御座候事、  
右七人の如此候、

柳町惣中

元和三年十一月廿二日

德左衛門(花押)

彌十郎(花押)

長左衛門(花押)

呈上

御奉行様

出合屋仕候もの、柳町近所ニ可罷有候、又けいせいは、三町として取  
可申之由申付候也、  
○翌年、再ビ訴訟ノコトアリ、便宜左ニ合致ス、

〔高橋正博氏所藏文書〕

乍恐申上候、

一 けいせい屋之儀の、六條柳町三町之外の、御法度ニ被仰付候處ニ、六條西

元和三年十一月二十二日

二四三

出合屋ノ附近ハ  
柳町ニ住シ遊ハ  
ニ女没收ス

六條西遊廓  
ノ新設



元和三年十一月二十二日

ノといにて壹町新町を立、御法度之けいせいをうて申候ニ、付自御公儀  
之御誼にて、けいせいうり候哉と申遣し候へど、自御公儀御尋ニ而御座  
候ハ、罷出理り可申上由申候間、被召出、聞召被仰付被下候者、奉忝存候、

六條柳町惣中

元和四年拾月廿三日

傳左衛門 黒印

又左衛門(花押)

久左衛門 黒印

御奉行様

(裏書)  
今度京町中方々ふて、けいせいふき其外を人よせいとし候ニ付て、此  
方より新町申付候を申事候哉、不審候、能々見極候而、急可申上候也、  
此判形仕候をの、直ニ此方へ可來候、口上尋可申候也、

六條柳町惣中

○原三郎左衛門ノ、遊廓ヲ二條萬里小路ニ創設スルコト、天正十七年  
是歲ノ條ニ、萬里小路遊廓ノ六條室町ニ移サル、コト、慶長七年是歲

ノ條ニ、六條柳町遊廓ノ遊女佐渡島等ノ、四條河原ニテ、歌舞妓躍ヲ演  
ズルコト、慶長八年四月是月、出雲ノ巫女國京都ニ至リ、歌舞妓躍ヲ演  
ズル條ニ見ユ、

〔参考〕

〔一目千軒〕廊之起

往昔天正十七年、原三郎左衛門、林又一郎といひし浪人ニ、傾城町ノ事許命  
をられ、始め、冷泉万里小路の上、一乃廊をひらきし也、武門より出し  
人これ汝始むるゆへ、ふや、世人新屋敷とぞ呼びたり、くるまといへるも相  
當ざる歟、兩士女郎屋ノ長となるは、じまり也、則原氏は、今ノ島原上ノ町西  
南角、桔梗屋八右衛門祖也、是相續し、今ノ桔梗屋治介家筋なり、又林氏は、  
下ノ町西南角ノ藤屋八郎左衛門屋敷、今は此と素人家也、其跡也、林氏は、それより  
寛文中、大坂へ引越、今ノ大坂新町扇屋是也、

舊地之考

開け始めし萬里小路冷泉は、本東山殿御酒宴の地也、今ノ押小路柳の馬場

元和三年十一月二十二日

桔梗屋  
原三郎  
衛門ノ  
大坂ノ  
一ノ林  
齋ハノ  
屋ハノ  
一ノ後  
齋ノ又

冷泉萬里  
小路遊廓  
ノ舊地

傾城歌舞  
伎其舞  
人寄テ  
ニシテ  
廊ノ新  
非ズ



六條遊廓  
町ノ舊地  
四方ノ二  
構

元和三年十一月二十二日

二四六

東へ入町を橋町と云、昔橋屋といへる揚屋の居たる跡なりとぞ、天正十七年より慶長六年迄十三年お成、是最初の地也、然るふ京の町繁昌し、段々建續たるより、慶長七年、六條へ移さむとる、今の室町新町西洞院の間、五條橋通下ル二町四方お構へ有、寛永十七年迄三十九年お成新町五條下ル町、當所揚屋町をみ屋徳右衛門取持の家今に有、是三筋町の遺所也、其のち寛永十八年、今の朱雀へ移さる、今の島原百十七年お成、始より今の土地おて三度目也、寶曆七年迄合百六十九年お成、

廓惣名之事

冷泉に今の夷河ひらき始まりしときは、新屋敷といひたる處に、萬里の小路の上今の柳馬ふやなぎの樹あまふ有、出口の茶屋おごり、柳の樹の間々お暖簾かき、床几を出し居たる、柳林を伐ひらき、一かまへの町となりしより、世人柳町と唱へたる、夫より六條へ引移されしとぞ、廓のかまへの内に、小路三ツ有しふより、此時の三筋町と申せらるしとる、略下

出口之柳の由來

出口ニア  
柳ノ由  
來

柳町  
六條三筋  
町

柳入口お柳を植る事は、唐土のくるのみも、柳陌とて柳をうゆる也、今日本ふも此故實を以て、萬里小路の冷泉お廓ひらきし時、萬里小路の上お柳のはやし有しを伐ひらきし也、略下

下駄之事

むかしの女郎は、皆草履をはきしよし、六條三筋お廓ありし時、或紋日雨ふりく、空のこれおまごも、地をるかりしふよりく、塗下駄をきき、皆々道中仕おほふ、いづを日和よくとも、下駄にて道中あらひ、一際花やおあるべしといひ出せしよし、各同意おて今お至をり、寔や女のえけおあしおおて作をる笛の、種鹿かからを寄るとかや、兼好法師がききおほも、後世この里の風儀に合けるもおうし、それも格別脊の高き女郎は草履おくも有、

〔雍州府志〕

九 葛野郡

古蹟門下

傾城町

在朱雀西七條北俗稱遊女專謂傾城、

言一笑則傾城傾國之謂也、始在六條室町西并西洞院中道寺町、寛永年中、移今處朱雀西、略中始六條外、荒神河原口、并三條四條之樵木町、下粟田口、松坂五條及北野等、有遊女町、近世享三本書ハ天和二年ノ著、真島原外悉禁之、

元和三年十一月二十二日

二四七

遊女ノ道  
中ニ塗下  
駄ヲ用ヒ  
シコト

六條以外  
ノ遊女町



元和三年十一月二十二日

二四八

〔花ゆ殿のあたり〕

三下 〇楠林安

シテ、四略、江戸ノ人朝顔ノ露之助上京

六條三筋  
町遊廓ノ  
光景

拜スルコト、東寺西寺四法うほく、此こらに一見去はふ、かくて日はや  
 をせぬといふこゑ、六條三すしまちをかへら給ふ、十五十六十七八  
 とぬちをうり、女はうの、いくらといふ敷を去らす、去やうきにこしをか  
 きてあみる給へど、露どの御覽し、是のいな所そや、いにしへをんそ  
 う皇帝の、てうあひあ望し三千のきはまを、かくとら去らせざる、よし野と  
 けせの花さうりを、いほみるこゝちをせらせざる、その中に、十七八とた  
 得しき上らぬの、か得うちかふを、女を見給ふ、こ得れか、望するを  
 んのは、<sup>(はか)</sup>花より、に得やうにかさうあるか、ほは、露をふくまざる花のあ  
 手得れ、風ふ去かへる柳、いと去たり、繪よりくとを筆をたよひか  
 し、かゝること、はをなうるへしと、露殿目をあやに、はくく、と御らんし、  
 花に、わう妻乃たをさしに、少をかいらす、去、あてやうは、種うぬを、いと  
 んかゝさしと、かを心に、心をかをたひの引かへく、とや御心をたどく、去き  
 得に、かりに、望、〇コノ次ニ、二五〇、二五二、二五三、頁所載及  
 玻璃版トシテ、別ニ挿入セル三筋町遊廓ノ繪アリ

露どののかかへさをうちわす、なうめとせ、てたのし、たれとあるしい、何ま  
 くかうておのすへきと、とをかひ宿へかへり、露殿を、あ、何まの君の  
 御事を、は、やうち、望、さ、給ひ、此君の御事、い、に、たんとこ、ひ、去の  
 は、た、む、す、ら、ある御望しき、ま、み、え、な、ら、御、こ、と、は、に、い、さ、さ、さ、り、々  
 るに、あるし、た、れ、と、こ、を、物に、心、え、さ、る、を、の、よ、て、い、う、ある、事、を、お、得、し、め、し  
 且つら、い、せ、給、ふ、り、や、い、何、そ、や、御、を、の、を、う、て、た、か、へ、さ、の、た、望、さ、き、ま、さ、れ  
 する花、た、う、ち、に、御、心、の、り、り、候、か、さ、は、し、候、り、その、事、から、は、い、と、や、す、ま  
 御事、あ、望、その、中、ま、と、り、く、を、い、う、や、う、た、て、い、を、し、く、は、し、く、ぬ、る、り、御、心  
 ま、か、望、候、そ、と、申、望、を、望、露、殿、き、こ、し、召、御、心、よ、望、に、う、た、え、は、せ、ま、ま、ひ、て、  
 御、之、何、う、し、き、申、事、又、候、へ、と、も、い、何、そ、や、物、ま、う、て、た、か、へ、さ、に、う、得、う、ち、か  
 へ、ふ、望、く、文、を、よ、み、給、ふ、し、人、の、お、を、か、望、望、す、れ、う、去、去、何、心、あ、き、戀、と、あ、望  
 候、と、た、給、へ、と、ある、し、う、望、給、い、望、その、事、から、は、い、と、や、す、き、御、事、ま、く、御、さ  
 は、ふ、ら、ぬ、その、上、ら、ぬ、こ、た、それ、う、し、そ、ん、し、た、か、さ、に、て、候、あ、望、あ、れ、あ、り  
 に、美人、の、か、す、お、得、し、と、申、望、を、それ、中、ま、と、り、わ、き、く、御、身、の、心、た、わ、望、給  
 ふ、い、名、さ、へ、よ、し、た、ま、へ、望、申、く、か、を、を、を、を、か、ら、ぬ、る、か、を、を、た、い、し、は、さ、す、は

元和三年十一月二十二日

二四九



元和三年十一月二十二日



御覽し奉るに、  
一よしれまへ月秋れゆふへ  
の人ことにいと心得るをせと、  
のしちうく立いと、はきかえに  
ぞすふ露よ心をうけして、れこ  
るあけさを包すせせとし、ある  
ひち松むしの鉢友を去れふ  
折からなどに、遠山の木すえを  
かき包す、月のすみの得るふ  
殆いをこれと、うぢをれぬる  
心を、これとさのやりにあ  
せり、又春のあを得の、四方れ

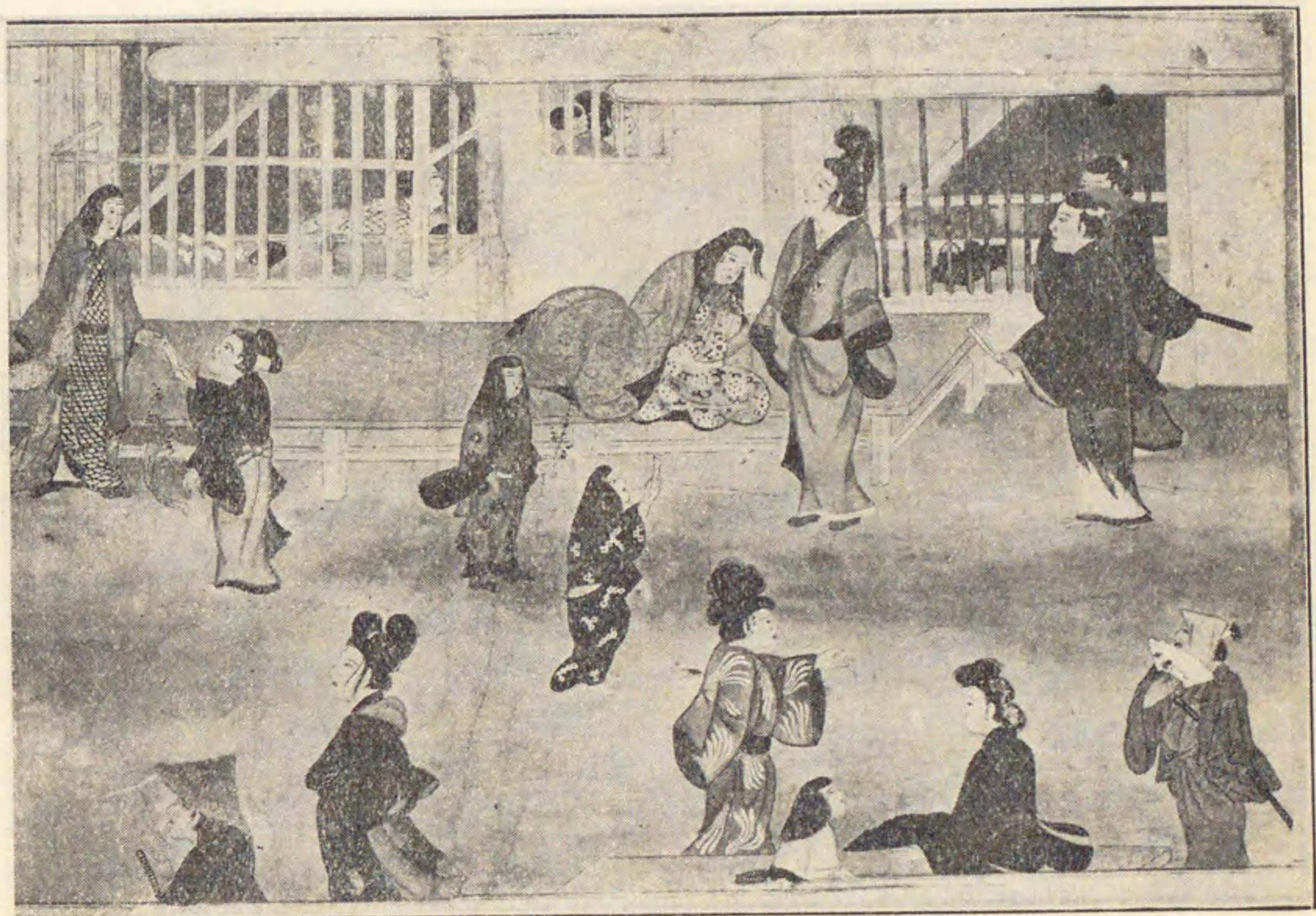


元和三年十一月二十二日

をしきを物去けりにしと、うち  
むらふ山々を、かすみへへと、  
るた望りら、有明の月の、みま  
うくこれこり、得のうあかふき  
堂るれをうぢの、いふとくりな  
くおを得ゆる物去り、あるひち  
せい／＼とる池水ふやどり、あ  
るひのくせ竹の、きよくに、露  
をさそひうけをの得すぬ  
ひ、忽ちらすこ、ちよくすし  
は、さくゐなき物去せとあり、花  
の春ふかきり、所まかきる物去  
れと、はしとよるこはしうら  
月を去る、うまうよして、ちさ  
の得りはてをひうりか、やう



元和三年十一月二十二日



二五二

しぐら支夜のやま枝はら勢は、  
ほこおいやま<sup>(勢)</sup>しきま川山ウ  
川まぐを、人間をいふまや川お  
よふ地をはしるまをの、そら  
をうけるつはさほく、いつる枝  
まち、入を、しみ、くを枝うらみ、  
いつまう此まう勢をあをうは  
た、まさいにしへを、まらひをか  
んまみくや、よみをうれをん、よ  
しれよくみよ能人のきみと、  
一はしほのまへは奇、  
櫻のたほやうにしぐ、いろいろ川  
くしき事よりなをれとも、句  
ひすく奇き事をみか人うらむ、  
梅のいろをうけくしう、にほひ

元和三年十一月二十二日



二五三

をとしおめて、をれとを、こま  
ちすをなき事得ひよあらさま  
は、此君乃御ぬ勢を、梅のおを  
ひを櫻ういろまう川<sup>(し勢)</sup>柳のえま  
にさうせまらんまなそらへた  
まど、みか人いへりせれ、しよ  
くまのいろかをうはひて、ま、  
花ま名をり、よし野ま何せを  
花あままこり、よし野を芳野を  
れ、初瀬をまつ勢を、  
一まのまのまへを梅、  
梅のこまをまやまとしぐ、花の  
いけくしき事よりなく、にや  
をひとし得と、みか人よろこへ  
り、あるひま春ま先のうま先









江戸殿のあたり

東京楠林安三郎氏所藏

原寸 縦〇三四五















一 せきまゆのまへ 朝う得

みしう夜のあやかゝに、あさう得の露をを芳に、ほうきにさきかゝりて  
(る脱カ)  
いさうりかくいけくしくるさしくすゝしき物おれと取置、をるはいう  
にをうぢし得置、夜いうぢとをく、いろのぬうき有さほ、どかういこれ侍  
ら得、

一 ていうのまへ かきけと

夕たちれふ里と夜置堂るあとなとに、せいゝとしるはりに、かきつ  
はこの露の玉をちらしてさきつ置堂る、心ちをほのやうにすゝしき  
物おれと也、をとよりいろれいけくしさいふ又及りす、

一 みうされまへ 柳

あ得やきの糸まき置ぬるかやにたぢよ置は、夏のそらををわす置、又風  
おまゝうふて、をのにあらそのぬふぢいをみ置は、わう心よをとゝこ得  
るふしをかく、いうにをうぢほどをて、ちからぬ物お置は奇置、

一 玄ほのすぢのまへ すゝき

秋のゆふへかどに、すぢこの露おうぢみゝをくまら置あひる、影よ置、



よろ川の望しれをのあそれおきいてるのたどへんかきなく、たを  
しろき物おと、

一 たりしほのまへ うれ花

うれ花の雪うかみり月うかど、あやほるるるうか、かきまおはきみ  
まゝるのいゆくしうたをしろきまは、

一 かつらきのまへ 山ふき

いろくいゆくしさもせよりいふよ及ひ侍らす、きし祢お望にはきまゆ  
まは、水れいろまて花おそま、かみのまききに、花のかやりくる心ちお  
望まおと、古き歌よを、

一 春さ先にほへるいろをありおくにかさへおゆりし山ふきの花

一 みまのまへ 藤

あるひお松うえあるひの柳おごよりはきさりりく、風よかみよるぬお  
い、まくるすくおきをのかり、されと我るおからぬえおを、わうえお  
してといほごのまは、まよゆくのすうお、ぬち一花おあらはまは、

一 左源太のまへ おてしこ

ほおのうちに、すうおか得せいゆくしうま得らしうさきつれまるに、  
うすくこく花のいろは露のををるぬせい、いふとくりを侍らす、

一 守んこのほへ おみおへし

ふるき哥お、

おと取へし秋の野風おうちおひき心をゆを誰およすらん

一 金太夫のまへ 萩

あきれくれうおおごに、すおまをほきあまはしちうくいて、のこおあ  
ゆさをわすまかまぬるた里から、いごはきの露たをけお、うおおひき  
るふおいをみまは、こおをすしく、こよなふなくさ<sup>(マ)</sup>光る、

朝おく露おをけおるをたかえに心をさへおかおてるるり取

かくふるき哥おをよめり、

一 三得のまへ おき うたお、

萩の葉にうよや秋風ふきぬおりて得まやまぬる露の白玉

一 さんせまのまへ ほし

まおををにをはまて、夕日にいと、いろれましゆおは、よるめよ



は、山のふしきをき、天を花おえりとかん、

入日さす夕をれあみあいろはえて山去てらば岩つゝしか暇  
ふるき哥よをか、

一 ころしほのまへ たち花 うゝに、

さゆきやま花さちを暇お吹風はたり里まぐり匂ひゆくらん

一 をのへのほへ となけ

いゆくしきさとうう申さます候、

一 玄ゆん松のほへ 得らん

冬をな并ふりきか得を替あてやうにいつくしき、にのをほりきをりれ  
いろにえへたるとう、うゝに、

はきしよりちまはつるまてみる得とに花のまゝに廿日へまたり

一 無右衛門尉のまへ ふちはりぬ

何人うきくぬきかやしふちはりぬ冬る秋ことお野邊を匂ひに

一 采女のほへ つはき

いりにをちりふきはらひぬるに冬のをに露乃玉をちらしく、雪より

をまろくはきいてふるいつくしき、ごかうあそらへかゝし、又か免なと  
あさしふるを、さくあらばお得ゆるあま、あるいは山さとの、かゝふき  
かゝれるれきあどに、冬れあ并ぬうくはきたるををしろ、そのある  
しほてをこゝろにくし、

一 主殿のまへ をみち

をみち葉のあくまてこりれぬるいろ、ためしすくあきいゆくしき、ほこ  
とにたぢよる人の袖まてをてりかゝやたり、

雨ふせをかさとり山の紅葉をのたちよる人の袖さへそてる

一 たりほのまへ 松

えさをたのゝに、雪あどふりつをりたれど、ごかへりまゝ花をさるるか  
あま、あどしやなう免えあらば、又まよ得くの葉たち色かぢり、よろ何物  
さあしきおまふし、いとゝいろほさりてた得えま、をせより春あな夜  
し、ごまんをよみをうせま、

ときめある松のみどりを春くれといはしやの色ほさりたり

一 ぬをんのまへ ゆま



いゆくしさとかう申されす候、

一 大夫のまへ あふひ うゝにを、

としをへてかきしあふひのかりねとけふのかさしにめつらしきかれ  
いにしへ大をらきやうかうふ<sup>(三)</sup>を、みらいをかきて、かくよめを、

一 江戸とまのまへ 夕かや

たそうれあどに露乃玉をちらしく、ほのくとしきいくたるぬぢいを、  
いふとをりを侍らす、

心あてにそれうごりみるまら露れひうりそへる夕う得の之取

と物かゝりに見え侍り、

一 玄れふのまへ つゝ

よりそふ物ことに、うちま取むてといほとひるふせひ、あさからに  
えり、又あきのころしを、露霜あどにそめられく、くれあ并ふうきいろ  
ゆくしき、ほことあかへふをかきにをにしきけりけ壺る心ちあま  
り、

一 よしほのまへ 小車

どかういとせさんへらに、

一 きてうれまへ あやめ

さみとせれうちあどに、露まきうちみとせ壺るより得ひ、いふと  
を侍らす、さのやかにすしき物あせは也、

一 野わきのほへ たち淡

いうあるにこりえよりおひい<sup>(三)</sup>を、にこりにまほぬふぢひ、どかう  
いとせ侍らす、露の玉をちらに得ひ、さのやうさすしき、ほ事にあえ  
ある事、たごへん事はらよく、

一 ちんこのまへ からをく

きさらまのすゑ、彌生のはしめつう<sup>(三)</sup>の山くの櫻をほさいる見えぬ  
ころあるに、うらをくのうすくれな并、いろとへくはま出るは、いと  
んうとをあらはさんるを、  
あらそひ、

月と よしれまへ

花と ほしほのまへ

吉野トは  
しほ下ノ  
優劣



と取よ望をなむむるに赤菘取らぬのかきすみの得る秋の夜は月  
又ある人のいはく、

秋の夜はくほちき月のなりめより花ふこゝろをそむる成を望

むめと どのきのまへ

かいとうと どのほへ

かいとうは結むる花ふをありは望を菘去ふしきのきれ梅り、

あさう得と せまをゆのまへ

かきつはと ていうのまへ

かきつはとむらさきふりき色な望とほさりてみゆる朝う得のと取

さくと こふしのまへ

卯れ花と 高しほのまへ

あてありぬ物こりきく乃いろうなれあ取卯れ花をさをあらはあれ

柳と みうさのまへ

すゝきと 玄はの助のまへ

あややき菘さるふ風こりすし望れをむくすまれかきりよし取し

山ふきと かつらのまへ

ふちと かねのまへ

山ふきれいろこりぬと去れとるれさくをよし取や藤かみのは取

なてしと さいんたのまへ

おみかへしと かんはのほへ

たみかへしうしろめくをみゆるか取なさをふかき去てしこれ花

ときと 金大夫のまへ

おきと どのまへ

たきの葉の風ふそよめくをよりをすしき物はきのま露

つしと さんせきのほへ

たちは取と こしほのまへ

あからぬる山去てらけいとほしう何里うをなふうき取たちと取

ゆりと たをんのまへ

とこな何と をのえのほへ

ふく風よゆりかきてさく花よりをか菘あつうしととこな何のと取



つとまきと う鉢めのまへ  
をみちぢ どのをのほへ

紅葉とのまをにそめにしいろにしをほさるゝ露の玉つはきか取

松と たうほのまへ

あふひと たいふのほへ

あふひ草うけろひやすま色よりをときりの松そかりめえからに

夕う得と 江戸まきのまへ

はとと 玄のふのまへ

つとの葉おをきそふ露の玉よりをむりすゝしき花のゆふう得

小車と よしまつのまへ

あやめと きてうれほへ

はつきやまあや染を去らにこひしきいろめまあへるをくるほのうち

とちすと けさきのまへ

からをくと せんこのほへ

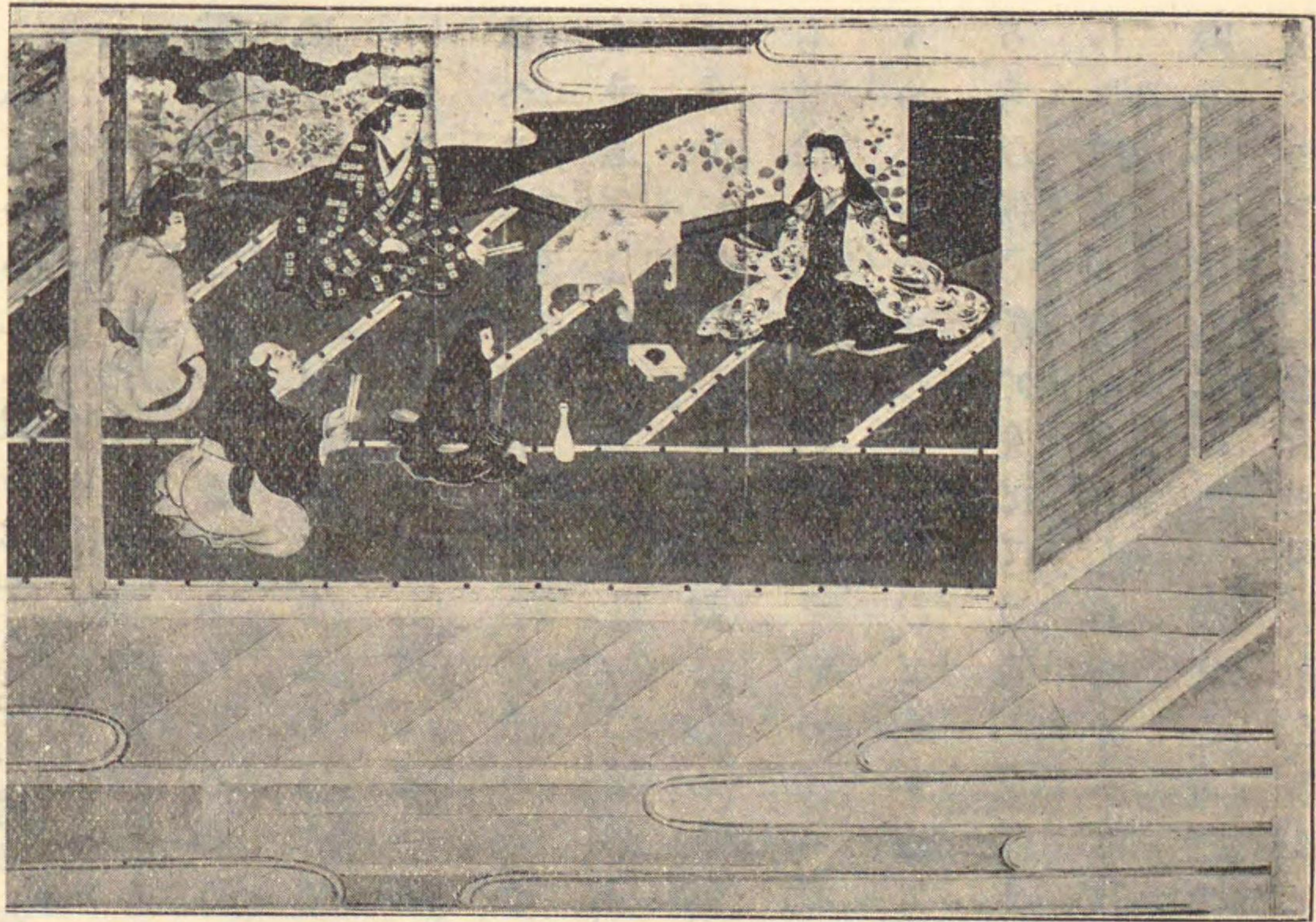
みるうらをくけさはやうにお得ゆるゝ露の玉ちるい守のとち次

いつをを珍重く

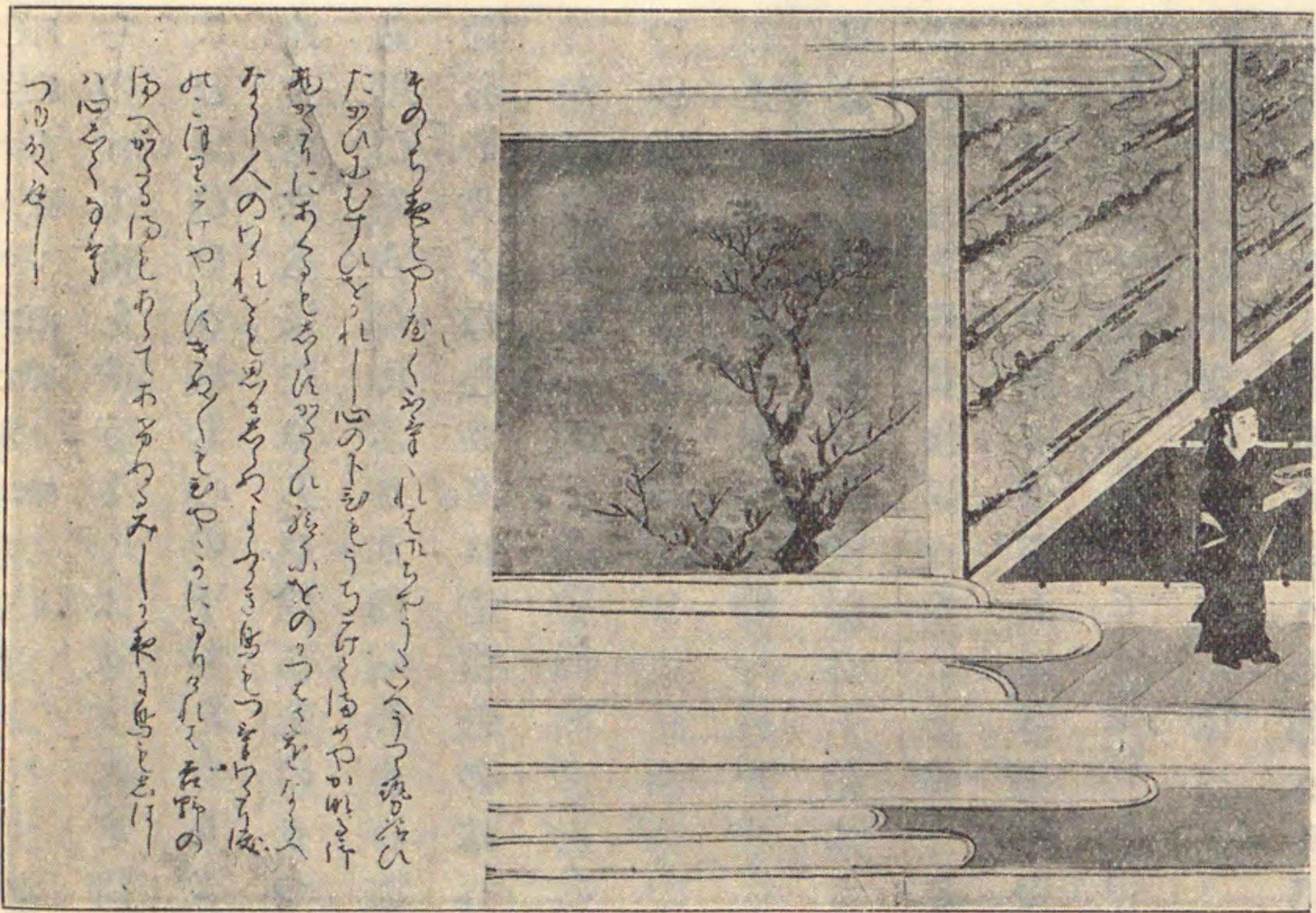
七人衆

露との心どけくゝ御らんしゝわう心残りけしきみゑよきし取おはゝ  
ほり守るよとれ給へとあるしう守ゝほり中くゝ此事このうちにくを  
一にさゝめたりれ候よしれゝまへはしほのまへはつきのまへこふしれ  
ほへせま玄ゆれまへどさのまへみかされまへなどゝ申ゑ七人衆とゑら  
まをぬりこの君たちほしゝくより四町のふんゝいかん玄よくかきう  
ことくに候そやせけおお得しめさはおきたうほいりによせく玄のをい  
らせ給へあかゝれ事はそれうしは御ほりせさふらへと申守をを露殿な  
ゝめちらによろこひ給ひごをかうも御身をぬのま申也去るへう御は  
うらひ候と給のをとてうちけよしれゝゑうゝへゆきたまふ露を(露之)はこ  
わきにほゝ給申あるしゑおくへと我もよしれゝまへにせんさん玄て露  
殿の事こほりにかふり守をを吉野乃まへをあはをとやお得し々んこ取  
ゝへ玄やうし給へと仰守ををあるしをうれしくたをひて露とのをかの





御つやまへとをなひ入守り、露と  
の見給へと、とをし火のかすかあ  
るお花をみちちりみよを堂へ  
うぬをきほりし、そのうちにかの  
きみいうにをうち去得せ、たをえ  
ゆ守あるふぢひよて、きうそくに  
よりそひ、ゆうにゑさしき御かよ  
ち、よこへをかくおぬくおかし、か  
つられまゆりあほふしと、をよれ  
こあるほあさきえ、せきやうれ  
き里のほに、ゆきは里月の入ぬぢ  
ひ、ひすひれうんさしにくろふし  
てなう守せえ、あややきの春風お  
なかくうことし、よりかうら得の  
りに見てしかよち、世に又ぬくお



そのうちをよこへをなひ入守り、露と  
の見給へと、とをし火のかすかあ  
るお花をみちちりみよを堂へ  
うぬをきほりし、そのうちにかの  
きみいうにをうち去得せ、たをえ  
ゆ守あるふぢひよて、きうそくに  
よりそひ、ゆうにゑさしき御かよ  
ち、よこへをかくおぬくおかし、か  
つられまゆりあほふしと、をよれ  
こあるほあさきえ、せきやうれ  
き里のほに、ゆきは里月の入ぬぢ  
ひ、ひすひれうんさしにくろふし  
てなう守せえ、あややきの春風お  
なかくうことし、よりかうら得の  
りに見てしかよち、世に又ぬくお

をやあらんと、あやしきほてに思  
をしり、なぢりすあらす、あけほの  
きみよはとけくんほさりせると、  
御こころを得せよとあせり、あ  
る身とをなくた得えさせ給ふよ  
しのよまへを、あはせなるかよに  
御こころをうれて、の得せはくよ  
おをひ給へる御守しきなれとを、  
さすうとかうれ御あひさゆをえ  
よほりまを、なうたちれたとこ御  
さうつきなとをてはやし、去守れ  
松山なんとをうよふと、そころに  
守うををよ得せは、たういようち  
くゆろかぢよまひとあうし給ふ、



○コノ次ニ、二六六、二六七頁  
所載吉野ト酒宴ノ繪アリ、

そのうち夜をやうなぐふを、れと御ちやうさいへうつら給ひ、たかひ  
よむすひをうれし心の下をうちとけて、ほめやか取る御物かよりあ  
くるを去らばかゝらひ給ふ、をのうつとさをならへなうら、人のわりれを  
を思ひ去らぬ、よふりき鳥をつわたり、涙れこ得とけやらば、きぬ  
をむやうにありたれと、吉野のほへ、

かゝるほをあらてあおぬるみしう夜よ鳥を去はし、心去るあ  
つゆ殿返し、

まゆよひふすゆく鐘のこゑよりをありぬわりの鳥そ物うき  
とよみ給ふ、夏の夜夜かこち給ふよ、かまをいよ、うちしきまは、あ  
はかる、あやと夜ふりくいそくへきふをあらはとて、すこしたゆと給へ  
るに、むすを去る、なれと、露殿、

むすひを去る、をこく取朝り得の夕うき、ほへぬ花ふあらす  
とあそはし、まは、よし野乃ほへ、  
望す心をく下をこころし朝りや乃夕うき、ぬ花よあらはる

吉野ト露  
殿ト贈

吉野ノ傳

堀尾忠晴  
ト吉野

山人李湘  
夢シ詩ヲ  
賦シテ之  
ヲ贈ル

明人吉野  
求ノ壽像ヲ

空あふむ返しにありはし、さくわすまかゝき事をといひをきて、ちくく  
たちいて給ふ、略、下

〔色道大鏡〕

扶桑列女傳 雜陽 吉野傳

吉野諱德子、姓藤原、松田氏、曩祖出於倭藤太秀郷、後陽成院御宇、慶長十一年  
丙午三月三日、生洛陽大佛、自七歳之秋、被養林氏與次兵衛之家、而從益子肥  
前、禿名林彌、肥前不深憐愍德子、而家主勞而令退之、其後不扈從先輩矣、于時  
雲州大守視之、告家主曰、童女林彌有奇異相、必發名於日域、最可爲上職、依此  
言、元和五年己未五月五日、出世而補太夫職、于時德子名曰吉野、自是先有此  
名、依爲高名號之、德子性輕爽而智惠甚深、靈艷而化心、活然恣氣、且下情有要  
焉、德子聽香得妙、亦常好酒能遊宴、言語奪人心、在郭之內、高德威儀、其繁數無  
指頭、語斷舌根而已、有大明國吳興李湘山者、夢中會吉野而通言、慕這幽容、而  
以寛永四年丁卯秋八月、賦詩而送扶桑、其詩曰、  
日本會聞芳野名、夢中髣髴覺猶驚、  
清容未見恨無極、空向海東數雁行、  
又翌年、自漢土請德子之壽像、我朝之遊客議焉、而命畫工令圖之、跪德子之目



元和三年十一月二十二日

二七〇

前、而寫佳貌、畫工尊其暉相、而不採毛延壽之例、時圖畫處七影不違顔色、恰如移影鏡、悉附軸爲七幅、而遣九州異朝商人代之綾羅、而歡喜夥、况於倭人乎、衆人見金峯山之花者、忍松氏、姿、詠袖振山之月者、思德子面影矣、寛永第八辛未年、就鹿客而有訴論、因茲雖不充年季、同年八月十日、年廿六而還舊里、

評曰、噫、呼、德之感天下也、夫至乎哉、吉野流美名于中華、令風雅之士惱丹心、何必在色耶、吾國唱名于異域者、載在青史、而今不足贅、天正而來、羅浮子道春達名大明、活所子道、擅文詩名于海外、吉野可與二賢並鑿馳矣、惜哉、使司馬氏在、必採載女史之傳、

〔色道大鏡〕

寛文式上 傾城の衣裳を客れ前へさるへ出る事、兩三度迄を

許せ、帶之、二色迄を許せ、その上の然るべうらひ、大よせ、座をさぎよて、度々改る事、初心乃いよりあり、六條乃時、太夫十八人の大寄、何れもさきよふ此時の上職ごもの、莊嚴常よるよもか、やく計りあるふ、此日、之をせ、れ會なりとて、あらたふ衣裳を改む、綾羅錦繡をまどひ、金色のひより座に充て、偏ふ安養淨土に異ならひ、此日吉野諱德上客よりなるう、いまよ出座取し、いのふこととへ、曉天よて起居給ひしう、いよぶまつまりておとほといふ、

吉野林羅山那波活所下名ヲ等クス

遊女ノ大寄合

吉野化粧サズナシテ寄合出ツ

さらの夢おとろりし申せとて、座中より使をたてしふ、目をさまして、とや何うを來り給ひつゑ、う、そをへ參りかんと、寢所よて手水、汝こひ、給みよ、髪よて座ふ出より、白綾の肌著ふ、無地なる黒き物、二ツかさ、結きて、紫れく、し帶をま、さし、出るう、數輩並居る女郎をこえて、座上お著る、林、あつと感じら、きて、し、ば、らく、挨拶をし、の、さ、かり、なる、と、う、や、其、座、お、お、とし、つ、歴々乃御方、予にか、さ、らせ、給、ひ、ける、ま、書、つ、々、侍、る、

〔吉野傳〕

六〇燕石十種 遊女吉野、實れ名を德子、祖父を藤原の秀郷、れ末取

り、とぞ、慶長、れ比、都、大佛の邊りに、う、ま、れ、ぬ、ま、い、と、け、か、き、ほ、と、よ、り、六、條、三、筋、町、れ、郭、林、何、う、し、取、る、う、か、れ、女、の、長、が、も、と、あ、り、童、名、を、れ、林、彌、と、い、ひ、き、一、と、出、雲、れ、國、れ、守、こ、れ、が、相、を、見、給、ひ、て、家、あ、る、し、ふ、の、ま、ふ、や、う、此、童、か、ま、ら、ぬ、よ、く、お、ほ、し、よ、て、よ、か、か、ら、ぬ、名、を、目、乃、本、ふ、ま、ら、る、る、き、相、あ、り、と、を、し、へ、給、ひ、し、う、げ、あ、た、よ、す、け、て、は、天、れ、下、ふ、か、ら、ひ、か、た、あ、そ、び、と、か、り、く、そ、萬、れ、を、の、こ、ま、ま、は、る、の、か、り、し、其、頃、も、後、こ、し、ま、て、も、き、こ、え、た、る、人、は、あ、づ、ま、お、羅、山、林、氏、都、お、德、子、よ、し、野、と、か、ん、む、り、し、江、口、の、妙、西、行、お、歌、よ、み、か、け、し、か、と、い、こ、よ、か、き、ほ、ま、れ、か、ぶ、ら、す、こ、し、ほ、ふ、け、つ、た、て、ま、

東ニ吉野山

元和三年十一月二十二日

二七一



吉野ノ歴

五三ノ君  
吉野ノ定  
紋

きたりめらるの堂れ情ふうとくやあり々むとおもひやらる、される日れ  
 本よふたくひなき名妓とは、此よし野をそいふへき、さて天正はし梵、二  
 條萬里小路ふ郭ありし時より、今れ島原れ郭にありて、寛文延寶の比まで  
 ふ、吉野といひし遊女十人ありたり、此徳子と二世のよし野あるを、今いさ  
 たかふまをる人あらされ、先其時をかうへわかちて、まよまをるし、  
 林與次兵衛家、  
 元祖 吉野 諱 禎子、  
 二條柳町遊女、長あり、しめ又一年家断絶す、  
 正慶長頃、萬里小路郭の遊女あり、今按ふる、天  
 二 吉野 諱 徳子、  
 六條郭上職、遊女、コレハ大徳通、又五月出世、寛永八年八月  
 七 退郭衆の郭内、間十三年、巴ふ、り、て、  
 三代同家 吉野 諱 怡子、  
 時詳、今按ふる、正保慶安の遊女、ふらん、  
 喜多八左衛門家  
 初代 吉野 諱 雄子、  
 六條郭上職の遊女、寛永十七年出世、そ  
 二代同家 吉野 諱 雪子、  
 坤寛文二年の遊女、明暦三年出世、職、上職、万治二年天職とふ、  
 三代同家 芳野 諱 媛子、  
 坤高名上の職の遊女、禿名三彌、延寶三年出世、徳子吉野に、次人  
 は、二代媛子とおなり、  
 上ノ町  
 六條郭上職の遊女、寛永十七年出世、そ  
 坤寛文二年の遊女、明暦三年出世、職、上職、万治二年天職とふ、  
 坤高名上の職の遊女、禿名三彌、延寶三年出世、徳子吉野に、次人

田中喜三郎家

中ノ町

吉野 諱 征子、

時詳、今按ふる、坤郭上職の遊女、後天職

高田七郎右衛門家

よし野 諱 榮子、

坤郭天職の遊女、もとハ林家の上職ありし

伊藤吉右衛門家

柏屋と云、上町

吉野 諱 球子、

時詳、今按ふる、坤郭にて上職の遊女、

宮島甚三郎家

大天町

吉野 諱 悦子、

坤郭天職の遊女、禿名七

さて徳子吉野といひ、箕山(色江大鑑)の處々に見えざるを、まふべちに列女傳  
 と、眞名もて書さる卷あり、其中に吉野傳あり、いど、傳ヲ引用セリ、上ニ收ム、また吉  
 今其本文れまゝを出し、後れざるしと、傳ヲ引用セリ、上ニ收ム、また吉  
 野りかゝち、その世あたひあうしよし、同じ書れ寛文遊女式てふ卷  
 中ふ云、○中略、上私に云、今按するに、此頃れ太夫職といふもの、先童取る  
 り、より其人をえらび、いどよくたほしたく、さて世よ有がふま、り、の姿  
 から、で、此職ふのあさび、今按ふる、傾國の上首を太夫といへる、元和の  
 呼、太夫ノ起源



元和三年十一月二十二日

二七四

といふ座ありて申樂の能をさほし、其中小藝の堪能ある遊女をさして去  
らよびしより、中比ハ又姿とみやびわざとうちあひすすぐれと粧を、百人  
も中より十人ゑり、十人か中より一人ゑらみ、田さ花のおのつうらをよし  
として、たもてに化粧をば、まれく化粧するの品くゞる遊女ありと  
なん、さるふ此吉野、名ぶる遊びごもの、さむり心づうひしる圓居の  
ぞし、後ふ、つくろいぬ姿の、かくもけぢめの見えつるは、いごくたぐひな  
きかたちなりかし、○中略、好色一代男及ビ續、近世私に曰、又其比近衛信尋  
公、應山公と稱、世息、三筆と、華街にての御名を、石白と呼、石白を關白を  
ふら、玄はく、吉野の許にかよひ給て、御情の程いと深かましに、吉野たも  
の、及も人れ妻となすけ、花の、いごくおもひまされ給ひしよし、松花堂昭  
乗、賜ひし御文よ、玄らる、其文よ、曰、此文ハ賀樂主  
年來誤り候て、執著候事、今更截斷難叶事出現候而、妄念亂候、一兩日山  
居候而、佛法之道理も申談候の如何、於承諾者、三十日邊可登山候、

菊月十一日

(花押)

瀧本

今按するふ、天正十八年、原三郎左衛門といふ者、豊太閤の御ゆるしを得、

近衛信尋  
ト吉野

柳町ノ遊  
麻下豊臣  
秀吉

遊女ノ教  
養

都万里小路二條の南北三町、はし免て遊女町を傳く、傾城郭の名、ふま  
ご其頃の、人れ家も、かく、大路を柳の木立からびたし、木を伐りて家の  
柱とし、格子局を、時の間に成、あ、を柳町の郭と、いひ、ひ、なる、今俗、柳馬  
も、柳の木、とりし、ゆえ、あり、又、その、島原に、さる、や、あ、四方、あ、在、し、う、か、を、女  
田、口、の、柳、と、い、へ、る、も、其、ま、ご、り、あ、り、と、そ、を、さ、る、や、あ、四、方、あ、在、し、う、か、を、女  
れ、長、ご、も、皆、こ、い、は、と、ひ、ま、い、ご、く、に、ぎ、と、へ、る、と、な、り、け、ん、豊、太、閤、の、も  
とよりかやうのとを、まき給ふ御本性ありしう、御顔をものよ、は、ま、せ  
給ひ従者一人二人、よて、人し、れ、は、格子局など見、あ、ま、か、を、給ひしと、あ、ん、あ  
を、ら、あ、く、い、ま、し、へ、を、ま、る、へ、し、を、れ、よ、り、こ、に、あ、る、と、十、三、年、の、後、や、世  
の中、を、ま、し、く、あ、ま、し、に、つ、き、商、人、れ、家、造、る、さ、は、り、あ、り、と、て、秀、頼、公、の、御  
時、慶、長、七、年、柳、町、の、郭、を、六、條、坊、門、を、い、ふ、五、條、乃、南、西、洞、院、の、東、に、遷、さ、る、中  
に、ま、け、は、大、路、あ、る、か、ら、に、時、の、人、三、筋、町、の、郭、を、い、ふ、今、の、室、町、新、町、西、か  
くて、元和のはしめ、あ、浪、華、津、の、浪、し、つ、ま、り、て、よ、り、と、天、れ、下、あ、あ、り、と、あ、る  
人、み、取、う、ら、や、す、く、た、の、し、後、時、あ、あ、ひ、し、う、を、や、ん、と、な、後、御、う、ま、く、國、の  
守、あ、ご、も、あ、い、お、通、ひ、給、ひ、て、よ、き、人、あ、あ、ま、ら、す、る、遊、女、ご、も、あ、れ、と、そ  
の、様、た、の、け、う、ら、風、流、あ、り、な、り、萬、の、あ、そ、び、ま、ご、も、む、く、し、め、き、て、十、炷、香、具

元和三年十一月二十二日

二七五



三筋町  
七人衆

六條ノ四  
天王

遊女ノ見  
識

遊女ノ花  
見

元和三年十一月二十二日

二七六

おぼひ歌よと、連歌し、彈もれも、琵琶琴かど、すべふえんれるとをよれきて、  
 下者れとざの目よぶふもふ終に、其比三筋町お七人衆といひて、おきて名  
 高きありび七人あり々々、其七人といふを、林家れ吉野、同じ家の對馬、同じ  
 家の土佐、柏屋れ三笠、宮島家の小藤、若女郎家の葛城、永樂屋の初音、又其後  
 六條れ四天王といふあり、万右衛門家の萬戸、同じ家の淡路、五郎左衛門家  
 の野風、八左衛門家の長島、かく世おえらるゝ、その遊女を、一とせの身の  
 代りとして、黄金ありと家あるじにあへたき、さてたのぐまに、くまらう  
 ごとに逢ふやとあり、司高き人よまれ、實はほき人よまを、心あおぬ人よは絶  
 く見えぬ、さればもしあとしといこれし人の、うき恥を見て、長た思ひよ沈  
 め、まかをが心あひるま、しむほごの人の、侍ひよ身をはふらありし、家  
 をうしあふふいふとぞ、傳て云、ある年れやよひ、仁和寺の花おもしろま  
 比、都の守りし給ふ公の、板倉周防公、此邊をすぎさせ給ふ、木くあり  
 色く、け幕うち廻し、廊のものとま、いせきらく、した女れ乗もれの、あま  
 立からひいし、おぼし、さての内あり、女房乃まのびて、花見給ふから  
 むと、人しふとせ給ひし、三筋町のうかれ女どもれ、侍ひて、花見お來

吉野ノ灰  
屋細益

されるなと、しとなん、かやうの過差れとのを、ゆりしゆゑあや、大融院殿の  
 御世、寛永十八年あり、又、今れ朱雀野へ遷させたる取也、略中大鏡十五雜談れ  
 部といふも云、六條れ時、後れ吉野徳子、天下に名を高くし、威勢都鄙おか、  
 やのたり、子細ありて、季の充るをま、家主隙を出し、暫く洛外お居り、  
 上京ある人、これを去、ひむかへ、妻室とせ、其比、京見らんべ、吉野う高德  
 を得むるも、夫れ家名をつけて、これを唱ふ、一族聞て、安からぬとにおもひ、  
 使をもけ、離別せべきと、教諫といへとも、夫これを請す、一類名あるもの  
 どもおれと、各議して、不通をり、然りといへとも、夫これをい、まは、猶おつ  
 て、晝夜これをせし居たり、かくして、年を過るに、吉野節あり、義ある  
 とを、夫り一類傳へき、感し、和睦したり、はらば、妻室お對面して、一門の  
 交をなさんと、日をさし、夫り家に、つまる、一門の女中、天下無双の吉野  
 といふも、初く逢事を、恥く、されき、ぶ、綺羅を、盡せ、ある輩、あらた、綾羅錦  
 繡を、ちぬひて、香を、た、翠黛紅粉、を、は、そ、み、が、き、立、彼、亭、に、うつる、  
 一家の男女おし、かべて、座よつき、さる粧ひ、善盡し、美盡さり、一門土器とせ  
 く、お、酒、闌、ぬ、る、ま、く、吉野坐敷へ、出、使を、さ、て、問、吉野ういとく、我身

元和三年十一月二十二日

二七七



兵庫曲

不祥あり、御一門の坐にはらかり奉ると憚たほるゑへしと謙退は、一門の女中先吉野を見たがり我々とも外からぬ身ふしあれの、いりてうこゝ後おうせ給ふべきさ、あらば奥入り侍らんとく、男女も後を簾中おたしこみこゝかしこを見るふ吉野といふへき人あり、内室のいづちよぞといへむ、臺所れ末お姿よげある女れ、をれさる肌著のうへお藍染の木綿の裕をかさね、黒き帯を押去ごきて高く去り、髪をばはくね、兵庫よ曲て、腰お白きはらし布をささみ、ごとしまひさる器をおしのごひく居り、是何人ぞや、これ則吉野ありき、一門女中を近くむらかり、吉野う手をごて、中の亭まで誘ひ出し、各並居つゝ、かく紫れゆりご成るの、隔かく睦びまゐらせんとおもふふ、さほくはいりてうご辭したごし、まはごや、うしろめさしちごいへば、さてく有難き仰、冥加さきほ富おたばえ候、妾は是匹夫の家よ生れ、幼少より人よはうへ、殊更つふさき傾國をれごし身取、かべての妾の、色よつきて、其一人れ寵をうくるごいへとも、外れいつくしごかくし、胸をいさましむるに堪り、今公れ御いたごりによりて、是よごまほごいへとも、簾中のささふ及ごは、ひとつごしご其心あり、去りある

お今公れ妻室よあすらへさせ給ひ、ゆかりあるかごおたごさんごや、中々たもむもよらば、自今以後、公の家女ごしごはかうまつて、御家門乃御ましりあめさせ給ひ、陪膳をつご免、御酌おはうへまつらんと、儉ふ演りし詞の花れみほひあまりて、一門の女中、さしもきらめきてかざりしかの、縫箔の玉れ光も、よし野う藍染の龜服おけおされ、豊々色なくぞ見えわさりたる、たれくあつご感じつや、く返答にぶ及ごは、をごごがの親類も皆對面して、努く疎意あるまじ、向後隔かく申かごし、まゐらせんと諾して、それくは盡事をとりて引惹、それよりし、一家一門れ憐愍、去さし、ゆかごかぞへるさし、をしい哉、人生かきりあれ、吉野の花も無常れ風おちり、人のこの葉れごぞ今世に残れる、物みちかくれごし云々、探要、○大鏡流布本、今按さるに、上おいるる上京ある人ごは、佐野三郎兵衛ニハ、コノ條ヲ關ク、といひし人あり、又眞名傳お、龜客につく、訴論あり、おれによつて、年季不充といへごも、舊里にかへるといふ、此龜客のの鍛冶をのこごごかり、さく吉野此をのこごごて、訴なごのくせちいできさるを、佐野氏のものよりあひおもふ中なるうへ、お情深きこゝろざし、れいとすさうなりと



元和三年十一月二十二日

二八〇

立本寺ノ  
吉野ノ塚

常照寺ノ  
吉野塚

當日頃よりおもひやほり、人し終はるれ身代をあらへ、さて家あるし  
よりの訴事よよる、舊里よかへせしよしはし、先しはらくか開り取る  
處よおきて、後むりへどり堂なるらむ、佐野氏も、其頃都よきおえ堂るとみ  
人よ、箕山よこも、風流をもてましくむりみさる中あるへり、れを、か  
やうふたごしく書さるあるへし、吉野、佐野、家あうりて、十二年の  
後、寛永廿年八月廿五日、卅八歳よてみまかりぬ、佐野氏も代々日蓮宗よて、  
立本寺に塚あり、かの寺にはふむりしおやあらん、此寺もと上京よありし  
を、寶永火の後、西の京よ宇治をたせられ、今のき堂りから、又鷹が峰に  
日蓮宗に檀上お寺、號ハ寂光山、吉野塚とある、この日經上人は、因をおも  
ひて、これり髪をかをはめ、ふからん、此日經上人の事は、崎人傳云、  
略、下ニ一日立入宇し、予り爲お鷹り峯おきて、吉野塚を尋ね、は僧よか  
さらむて、鬼録等を寫して、予よわくらる、塚も本堂のうし、後のかよあり、  
唱玄院妙蓮日勝、寛永廿年八月廿五日、時廿  
又鬼録よ、佐野紹益先妻とあるをり、寺僧云、此寺先の門は名妓よし野が  
建る處ありと、又これが爲お季三よひ正五、九今お經を讀誦するぞぞい

吉野ノ遺  
物

灰屋紹益

紹益ノ吉  
野哀悼ノ  
歌  
にぎはひ  
草

とく殊勝さうのとといふへし、又吉野あそび堂りし時、常おもてからせし  
調度、廣東島の衣れされ、京極黄門の山中の色紙、蟹の盃とといふものを、世  
よ傳へてもたる人こそありと、きし、  
因に云、佐野重孝も都上立賣れ人よて、通名は灰屋三郎兵衛、後剃髪して  
紹益といふ、重孝ハ其懷紙ニ書實も本阿彌光益り男、佐野紹由り爲お養  
ひる、重孝とやく妻あり、或人いふ、本阿彌光悦り女ありと、よし野はそ、  
り後おむりふ處あり、大鏡ニ一類名ある者ともふれ重孝和歌たよひ茶  
香、鞠お名あり、中おも歌の逍遙軒貞徳翁おまなびて、心とよくよみしと  
ぞ、  
むさし野れ草をみれから置露れ月を分ゆく秋の旅人  
又或人れも所持る懷紙の歌、  
明やまきうらみあらし我袖よま、しされこそ夏の夜れ月  
又よし野の身まかりし時、哀悼の歌とていひ、はさへる  
都をは花かき里おあしよたりよし野の死手の山にうりして  
此人の著き處、にぎはひ草二卷あり、こは兼好おふし、れはれ、草おれた

元和三年十一月二十二日

二八一



がひて、茶香鞠あるの和歌のところで、やどれき人／＼ふちうづき奉り、其身幸ありしとゞもをおもひ出て書る取、これ草子れむしめいふ、我身の幸を人よ玄孫しめせとするふやと、罪うへきとふも思ひ侍らぬ、いあらふともといへり、これらもて、其富とゞしとしらる、又下れ巻、い光悦が鷹が峯れ太虚菴れ有様おとばらかよえるさり、元祿四年十一月、八十一歳にて終つととかん、

〔續近世崎人傳〕

三

傾城

吉野

井灰屋某

鍛冶某

僧日經

都島原れ廓およしれといへる名妓あり、容色風姿類あまのまならは、手うた歌よみ、茶香おごをはじめ、凡遊藝に長じぬ、もせよ初心うく、なま／＼れ衣類器財おごの省ぶせま、それが著る廣東島乃うのおそひを、よしれ廣東と名付く、今も賞茶者流の袋物よししても、れはまもえるを、しはれある諸侯、いうある侍いで、ありまよえ給ひて、いうにをこせぶよろこぶ、あまものをあへむやや案じたまひて、小倉色紙のうちに、俊成卿のうた世の中よ道こりなれといふ歌の四乃句、山の中ふもと誤りうた給ふが、かへ初て山中乃色紙といひ傳へて、名物となりるを、とうで、贈り給

吉野廣東

山中ノ色紙

吉野下鍛冶某

ふ、とゞして是の二かくよろこびたる也、よに富る人の色好む、唯一のびのあふことも哉、面目におご心をつくせども、引手あまふていどるあく、は／＼おのおの心にくあぬ人よ、曾て見えぬ、あゝにいとまごし、支獨せみの鍛冶あり、東寺の御影供の折、見そめくよ初、起臥おもうげ身おそひ、露もわたれず、是より其業をかたひ、日々れ食料を除て、一錢も他のとに用ば、月日を重て、はまゝる銀をこばく、に成るをふところ、にし島原の出口お往て、いうとせん、とたゝすみてありたる時、是が使ふ女乃わらひ、とこれを禿、二人出来るを、誰といえらね、ごうちまねき、此名妓ふたいめすべまやうを、とひとり初しかば、大まらひて、やがて走初歸、よに、けうしきとこ、あれ、いとも淺ましくや、けいせゐる男が、吾太夫、時の上首にまよえ、しを申しとて、手打、た笑ふを聞とがめて、人をや初て、其よしを、はらふととしめ、とし月あま、おもひをこがせしやうを聞て、其日のまらうごおま、う／＼と語て、ま、しのいとぬを乞、ある家をうらひて、酒は、れおごてうじて、もてなしぬ、其日の客、京まきこえ、る富豪灰屋三郎兵衛といひ、るものあて、若々れども物の情を、見たまへしものおれば、此



上のさその男は心ゆく計もてあせよとねもごろにいひやわぬはくよしのが身をけぶうくもてあはにも似せ見るかげもあまものゝ志を憐がさぐひあくすさうれるあせと日頃よりもおもひまされて其座よて家あるじにうさらひうれお身れしろ千金をあへてわぶものとまるにきめぬうくて明の日桂川お身を投し者あわしむ一通れ遺書ありとし頃のおもひをばとげて今の世おおもふとあたらればかく身を捨る也とかあり何ものともえられればわしむ此鍛冶男なれはるどやや希有れとといふべしかくて三郎兵衛はよし野を別屋にかくしええ愛したるを父聞つけていとあるまじたとわきて又かく名高たものをまうするは世れきこえも憚る望と怒れて勘當しけりはれども思ひうりしてまごしきよをへてもうれへとせむ此時に及びて彼山中の色紙の賣たれとぞ千切や典三右衛門といふもの家藏とあるとある諸侯或日灰やの父某ものへ行さる時俄ふ雨ふり出れば僕をうへして雨具をとり來らしむる間とある家乃軒にさすまざれば内よわいどうゆくしくなぐりき女出きとわて僕をまさせ給はんやごの是へいらせ給へとびしき住家ながら御茶一ツ參らさんと奥へ請じ

吉野下灰屋紹益

吉野下紹益ノ父

吉野下僧日乾

て折ふし釜の湯乃にわたればうす茶をもてなしぬあるじもあらず召つろふ人も見えざるにひやしうらぬすまぬもてあしの心るゑおごろきしむ其日本阿彌光悦にまみえていとあやしきとよもへんぐゑにてはあらじなご聞たればそれこぢぬしのむすこれ住所その女はかのよし野也よもにくからじ今は勘當ゆるし給へと勸されば父も心とけて其詞にまごひま利とぞよしれ島原にあわし日ある客舎へとこれを揚屋一人の通稱す僧きさりてよしれとやらんいふ女一目見さしむいふあるじ頭をふわてよしれは名妓也うるくしく見給ふべきああらば殊まはる御身まぐり似げあしむあらしくいへども僧きりばさ見るべしせうごうねばもてあはしてせんうさかくかくと告たれば何とやらもひたんついきさりていばおくへおのしませといざあふを僧の立ながらはくくを見てよく見せさり今は用あしむやうへるをたゞし是をまるとり一百錢の銀入屋しむ人いへわはらば是をとて首あうけさる財布よれとさうで其家あるじにあさふ主笑ひて是計の事に何の價をうけ侍らんどかへしさればはての人ごむれを欺し也とて又首あうけて出らぬよしれふし



ぎに覺え、密に人をつけて、其歸る所を見せ、其名をもきりしむる。鷹峯の檀上ふて、學匠乃きこえある日、經上人といへるにて、彼銀の人乃いふまゝに、信心の檀那ふりわて携へられしかりき、よしれふらく信仰して、と更な文を贈り、小袖金子などを施して、今よわ歸依の者な成侍らん、何よともしからんもの、心置け仰給へとて、是よわ後のまば、音信しう、灰屋よといくやごさく身まかわし後、ある人此僧の事を告しうべ、即鷹峯檀上ふとふむわと、今もよしれ塚とて有とれん、

因よ云、灰屋三郎兵衛も風流の男ふて、うさをもよみさり、後には薙髮して淨慶といへり、佐野氏よて子孫今もあり、其うたの中に、

むはしの、草のさかりら置露乃月をまけゆく秋の旅人

置露よとあわしを、うへさき御あさわわ改め下されしと或人うさりぬ、

〔好色一代男〕五 後は様つけて呼

都をば花なき里になしにけり吉野は死手の山にうつしてと或人の讀り、なき跡まで名を残せし太夫、前代未聞の遊女也、いづれをひとつあしきと申べき所なし、情第一深し、爰に七條通に、駿河守金繩きんづなと申小刀鍛冶の弟子

吉野  
小鍛冶

吉野を見初めて、人しれぬ我戀の關守は宵々毎の仕事に打て、五十三日に五十三本、五三のあたいをためて、いつぞの時節を待ごも、魯般が雲のよすがもなく、袖の時雨は神かけて、是ばかりは偽なし、吹革祭の夕暮に立しのび、及事のおよばさるかど、身の程いと口惜と歎くを、或者太夫にしらせければ、其心入不便と偷呼入、心の程を語らせけるに、身をふるはして前後を忘れ、うそよごれたる顔より涙をこぼし、此有難き御事いつの世にか、年比の願も是迄と、座をたつて逃てゆくを、袂引とめて、○中盃迄して歸す、揚屋よりごがめて、是はあまりなる御しかたと申せば、げふはわけ知の世之介様なれば何隠すべし、各の科にはと申うちに、夜更けて介様の御越と申、太夫只今の首尾を語れば、それこそ女郎の本意なれ、我見捨じと、其夜俄に採立、吉野を請出し、奥様と成事、そなはつて賤しからず、世間の事を見習ひ、其かしこさ、後の世を願ふ佛の道も、旦那殿と一所の法花になり、煙草もおきらひなれば吞ごまり、萬に付て氣に入事ぞかし、是を一門中よりは、道ならぬ事とて見かぎりしを、吉野が身にしては悲しく、御異見申、御暇乞て、責ては御下屋敷に置せられ、折節の御通ひ女にと申せ共、中々御聞分もなし、



さもあらは御一門様の御中を、私なをし申べしといふ、出家社人のあつかひをもきかざる者ども、いかにしても、仰ける、まつく、明日吉野は暇とらせて歸し候、今迄の通にと御言葉を下られ、庭の花櫻も盛なれば、女中方申入度のよし、觸状つかはされけるに、何かにくみはふかゝらずと、其日乗物ども入て、久しく見捨られし築山の懸作、大書院に並居て、酒も半を見合、吉野は淺黄の布子に赤前だれ、置手拭をして、へぎに切熨斗の取肴を持って、中でもお年を寄れた方へ手をつかえて、私は三すぢ町にすみし吉野と申遊女、かゝるお座敷に出るはもつたいなく候へ共、今日御隙を下され、里へ歸る御名残に、昔を今に一ふしをうたへばきえ入計、琴彈歌をよみ、茶はしほらしくたてなし、花を活替、土圭を仕懸なをし、婦女達の髪をなで付、碁の御相手になり、笙を吹、無常咄し、内證事、萬人さまの氣をとる事ぞかし、勝手に入ば呼出し、吉野獨のもてなしに、座中立時を忘れ、夜の明方にめい／＼宿に歸て申されしは、何とて世之介殿の吉野はいなし給ふまじ、同じ女の身にさへ、其おもしろさ限なく、やさしくかしこく、いかなる人の嫁子にもはづかしからず、一門三十五六人の中にならべて、是はと似た女もなし、いづ

れも御勘忍あそばし、内儀にそなへられと、よろしく取なし申て、ほごなく祝儀を取急ぎ、樽杉折の山をなし、島臺の粧ひ、相生の松風、吉野は九十九まで、

〔著作堂一夕話〕

中

吉野が傳并蟹の盃に圖説

七月十七日、遊君よし野の蟹の盃見んと、香果老人あ就く、佐野氏を訪ふ、佐野氏榮庵の號、京兩替町二條下ル處、ふ家して、くましを業とせ、この人よし野が夫なりたる灰屋紹益の孫なり、余談話の法ゆで、父祖の傳をとへば、主人の云、祖父紹益が家の、智惠小路上立賣ふありし、和歌をたしとて、貞徳老人と友より、亦蹴鞠茶事ふくしく、折ぬしの召れく、高貴れ席上へも出けふよし聞傳ふ、吉野の寛永八年六月廿二日没せ、○本書ニ寛永八年六月二十ニ日ニ歿スト爲スハ誤ナラシ、下文ニ本融院ヲ以テ其法號ト爲スモ亦同シ、

都をの、花をた里となし、ふたり吉野を死出の山に移して

紹益

あれその時哀悼の歌なり、よし野没してとるう後ふ、浪速の某氏の女を娶とし、あれも子なく、紹益七十三歳のとし、妾ふ男子出生せり、今の主人



元和三年十一月二十二日

二九〇

の父紹圓是かり、紹圓も鞠を好しとなり、紹圓五十餘歳のとき、主人出生を、主人も齡六旬ふちうゝるべし、寛永年中より僅ふ三世、と長命ふして、いごめでたれた家也、亦彼人の話ふ、紹益が菩提寺の、内野新地立本寺日蓮宗なり、此寺そのあるの今出川寺町あり、まが、そのうち御用地となりて、今の地所ふ引さりし時、改葬して墓石を建うへし、ふや、詳ならは、石面を紹益とし、野の法名を二行ふ彫つけさり、紹益の八十一歳ふく没しぬ。


古繼院紹益 元祿四年十一月十三日

本融院妙供 寛永八年六月廿二日

本融院のよし野の法號なり、これをもく數をば、吉野没年の紹益廿歳の夏かり、まをむよし野、紹益が婦となりて、程かくいどむうくて身はうましもれなるべし、うべなり紹益が玉をうしあへるの恨、前の歌を吟じてもまるべし、箕山う大鑑ふ云、箕山の貞徳門人、兩巴厄言、好色、大鑑などあらはしたる人也。六條の時、林家の肥前益子が禿林彌吉野となる云々、寛永十八年、六條柳の馬場より、今の三筋町へ引さるを、嶋原れ廊のよし野没して十年のちふ成就を、或人の説ふ、紹益、よし野を根引せし時、父の不興を得、まむらく下京あ廬をど免く夫婦住

吉野ト灰  
屋紹益ノ  
父

遊女ノ紋  
使用ノ  
始

たり、父一日他へゆたしかへるさ、雨ふり出しけをば、路傍の家あとしり入く、晴間をまつふ、うちおの爐釜をうけく、閑雅れ人の廬と見ゆ、あるじの留守とおぼしく、女房のいどうるのしたるが、此方へと請じつ、うす茶たて、出しぬ、その爪とづれより、茶の手まへまで、ごころお見なをざれば、いと心おたせらる立うへりて、次の日まうくのよし人お語をば、そをこそ令郎紹益の妾なを、その家の子息は、隱宅よと告、父はじめてまりて、その奇偶(通方)を感悟し、遂に紹益が勘氣をゆるし、吉野を引取りて、ほのせしとぞ、程遠うらぬ下京あ、その子のまのびをるもまらざるを、そのある豪富たりしを、まるべしといへり、この家あ、吉野が書るものくさくありしが、或人の所望あまりせ、亦の舞馬の難係を焼失し、今の一をられ反故もあしとく、主人二代めの吉野が、文をとり出く見をらぬ紋所の印の  斯のごとく、一ツ巴のうちあ、さくらの花あ、手迹も又見事なり、遊君紋所の印を用ゐしこと、尊子、八千代はじめたるよし大鑑ふいへり、初代よし野が紋の櫻の花にや、圖説男女色競馬といふもれあ見へさり、この冊子寶永五年の印本あし、作者をあらはさる序ふ平元の印あれば、西鶴が友なりし俳諧師

元和三年十一月二十二日

二九一



元和三年十一月二十二日

二九二

團水が作なるべし、を取のちふ、ふ抄出せ、○此間男女色競馬挿繪アリ、略ス、

男女色競馬卷之二自十八張至十二張

むうし傾城ふ名高き、葛城定家、その、ち京ふ吉野、江戸ふ勝山、大坂ふ利生とく、花も實も太夫職ふそかり、第一藝をいふ、さてふ位を定めて、琴琵琶を弾じ、和歌道ふ、ろをよせ、提物とく、印籠巾著に珊瑚琥珀の緒じめを吟味し、うしろ帯ふして、五山の位ふいふりても、とづうらふところふ鼻紙半紙四ツ折ふしていき、或は濃茶をたぐ、十炷香の會をとし、花奢る事の、翫びたるが、その、ち琴琵琶十炷香やとく、三弦ふあ、鎌倉の御所のおふいで十七小女郎が酌をとると、端手事をやり出し、新曲ふ、柴垣ごしふちらと見し、拍子丹前ふ色を増、中略吉野座ふなれバ、本願寺様へおめとえまるやうふ膝立な得し、たび、此邊へまゐる者ふあらせ、たつふりと面白事やうふ聞せ給へと、いづれも訴訟良ふなり、くのそ免む、ふ、を通る熊野同者、手ふもつふも柳の葉、笠ふさふ、さも柳の葉といふ歌を、今の目くら見せ、鼠のうぶるやうふ、琴うたならせば、さてもこれいくまぢもある糸を一時ふ、指の只三本ふ、引か

五山ノ位

投節

吉野遺物  
ノ蟹ノ盃

らし給ふの名譽かりと、聲をそへて得めたてたる、おれ近代かげぶしといふ、おたぶしのうりふ、籠の鳥やうらめしやと、好色大鑑の作者が作らうへ、さる證歌の根元あり、以上色競馬よし野が事書るもれ、おをら尤く、この作者面のあふり、見たるふあらざめれど、このおろまでの聞傳へたることも多うるべし、投節の堺の隆達といふもれその名高し、章歌箕山が作とじめしといふこと、余もえらざし、此冊子を得てとじめとえりぬ、

中山の色紙、よしの河の裂、蟹の盃、よし野廓ふありしとを愛玩せしところ也、今家ふ存せるをの蟹の盃の、予主人ふ請く一覽するふ、白銅の如く見ゆれども白銅ふもあらせ、ごころふ、金の榻どがしありと、まべて金物細工なり、蟹ふ機關ありと、盃を載ながら席上を横行せ、盃を納る、箱ふ、桃の黒畫ありと、琉球畫のごとく見ゆ、箱のさしか、又古雅也、おもふふ是琉球製の酒盃なるべし、この日畫工成瀬氏折よく席上ふあり、を取のち、○此盃ノ圖アリ、略ス、圖して予ふおくら、按ざるふ、晋書ふ云、畢卓常謂人曰、左手持蟹螯、右手持酒盃、拍盤酒船中、便足樂一生矣、古人酒中蟹螯を玩ぶことひさし、

元和三年十一月二十二日

二九三



〔羈旅漫録〕

中

四十一 光廣卿の寛活

烏丸光廣卿の宅は、烏丸中立賣おぼり、そのころ牛飼ども、公卿の家お牛を牽ゆき、御用な花やと問ふ、用あをばとどめ、用なけをばおへせ、光廣卿を毎度この牛を雇ふ、花街よりよひたまひぬ、車の上を氈を敷、その上お酒肴を設け、自若としてかよひ給ひしとぞ、松波播磨守光興話、江戸おてむのし馬をやとふて、よし原へるよひしおとおもひ合さをたり、

四十二 板倉侯の大量

(寛文)板倉侯所司代の時、まへく公家衆、花街へ、よひ給とんよひ、夏を下お白かさびら、冬の白無垢を著用あるべし、まうらざを、制度の害おあるよし、かさくふをられたり、その頃までの政もゆるやりに侍り、同人話、この二條橋本經亮來りてりま

四十三 六條郭の全盛

板倉侯洛中通行の日、攝家の女中乗物おあふ時を、毎度斟酌せらる、或日まゝ例の女中乗物お行あひぬ、候馬をとどめ、いづを北の方おやと問しむ、

烏丸光廣  
遊廓ニ通

板倉重宗  
公家衆ノ  
遊廓ニ赴  
ク時ノ服  
装ヲ定ム

六條遊廓  
ノ全盛

重宗六條  
遊廓ヲ島  
原ニ移ス

灰屋紹益  
吉野ヲ火  
葬セルヲ  
喰フ

吉野卜島  
津家久

吉野塚

従者おをせ、是ハ太夫お候と答ふ、侯大お怒り、まへく遊里を洛中の中  
央おおく故お、かゝるといあるぞとて、上お請ふて郭を片隅へうつさをた  
り、六條のころ遊女の全盛おをふるまへし、橋本經亮話

四十六 遊女よし野が傳 附 蟹の盃

吉野没年の、寛永八年六月廿二日あり、よし野を佐野紹益と請出さる、紹益  
ハ灰屋と號せ、豪富取り、吉野ハ紹益お先づちて死す、

都をハ花お花里とさしお参り吉野を死出の山おうつして 紹益

おをその時述懐の歌あり、或人云、吉野が屍を火葬し、紹益とづらこを  
を喰ひ盡しけり、紹益がよし野お愛著せるとかくの如し、是よりし、灰屋  
の家おとろへるといふ、經亮話

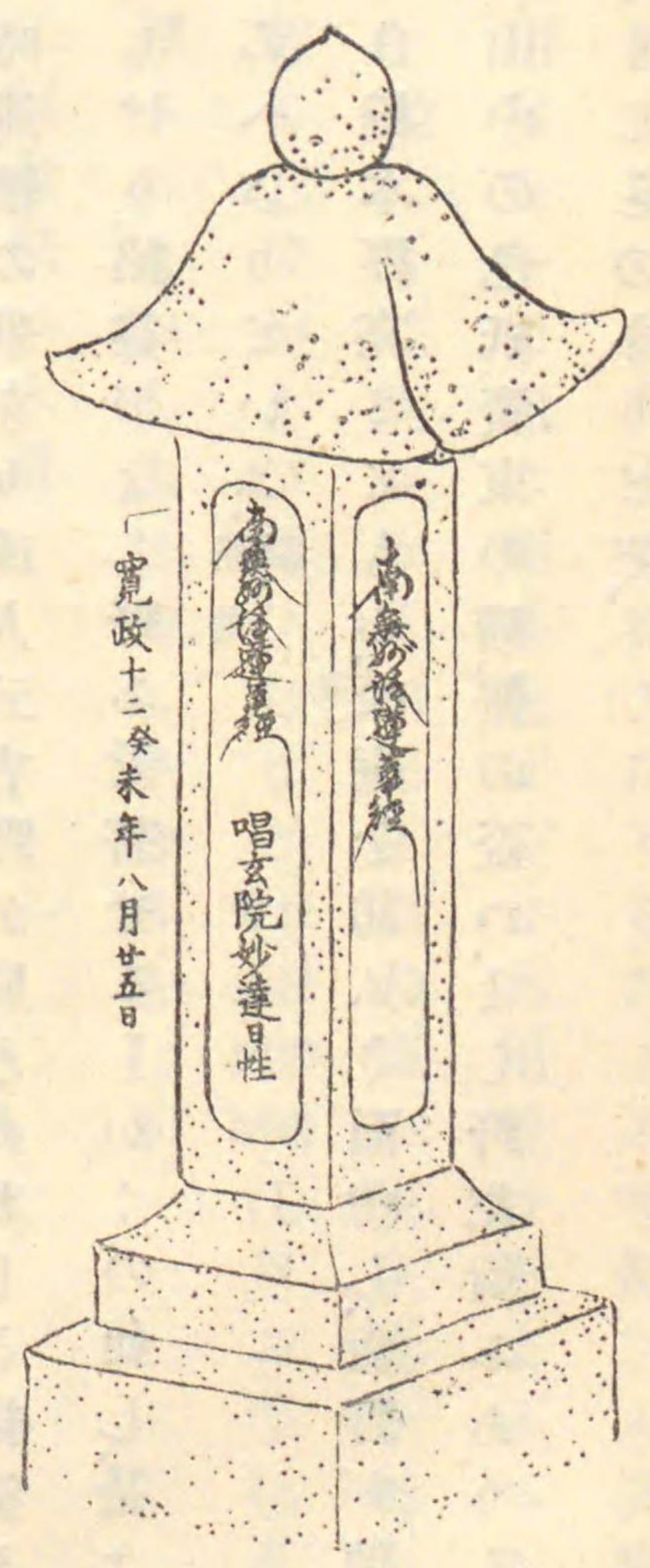
七月十七日橋本經亮とともお榮庵を訪ふ、面會し、吉野が傳を問ふ、中略、著

(家久カ)作堂一ツ、山中の色紙、廣東の横蟹の盃、よし野花街おありし日、薩州侯よ  
りたまをりしをのかりとぞ、

友人盧橘ハ京師の人なり、近會よし野が墓を圖しておくれり、○本書ニ没  
日ヲ寛政ニ十



元和三年十一月二十二日  
二年トナス、  
ハ誤ナラン、



吉野塚の洛北鷹ヶ峯日蓮宗檀場學堂の後にあり、略又洛の立入氏賀樂老人より告來る、略中壇上の三門の吉野建たり、後に火に焼て改め建たるよ、寺僧語れり、略下

〔常照寺過去帳〕

城○山

寛永廿癸未八月廿五日

唱玄院妙達日性信女

〔増補江戸咄〕

六

第一吉原傾城町

いざや世に聞へたる吉原の傾城町を一見せん、略妓ノコトニカ、ル、名近き

山王社領

世に成て世上に聞へしは、京六條の吉野也、其頃何人の作歟、題芳野、高哉芳野□□□、僧俗吹金銀爲塵、五十三夕一夜夢、覺來後悔鼻毛人、ほのゝごあげやを出て今朝がへり名残をしよりにかね惜ぞ思ふ

是月、幕府、東國ノ諸社寺ニ所領安堵狀ヲ授ク、

〔御朱印帳〕

八

三宮神領

三宮神領相模國大住郡白根郷（之部カ）内拾石事、任天正十九年十一月日、元和三年十一月十二日、寛永十三年十一月九日先判之旨、永不可有相違者也、

寛文五年七月十一日

御朱印

子安明神領

子安明神社領相模國大住郡石田郷之内三石事、任天正十九年十一月日、元和三年十一月十三日、寛文十三年十一月九日先判之旨、永不可有相違者也、寛文五年七月十一日

御朱印

元和三年十一月是月



元和三年十一月是月

〔御朱印帳〕九

白鬚大明神熊野權現社領  
白鬚大明神熊野權現兩社領相模國愛甲郡日向郷之内四石事任天正十九年十一月日、元和三年十一月三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、永不可有相違者也、

寛文五年七月十一日

御朱印

〔御朱印留〕禪宗

富士山領、相模國中郡下依知、中依知兩郷之内貳石之事、任去天正十九年十一月先判之旨、永不可有相違者也、仍如件、

元和三年十一月十三日 台徳院様 御朱印

〔御朱印帳〕八

八菅山七社權現社領相模國愛甲郡八菅内六石六斗事、任天正十九年十一月日、元和三年十一月十三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、永不可有相違者也、

寛文五年七月十一日

御朱印

閑香明神領

閑香明神領相模國愛甲郡小野郷之内貳石五斗事、任天正十九年十一月日、元和三年十一月十三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、永不可有相違者也、

寛文五年七月十一日

御朱印

龍藏權現領

龍藏權現社領相模國愛甲郡飯山郷之内二石事、任天正十九年十一月日、元和三年十一月十三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、永不可有相違者也、

寛文五年七月十一日 御朱印

鹿島三島住吉領

鹿島三島住吉社領相模國愛甲郡林郷之内壹石五斗(非脱力)、任天正十九年十一月日、元和三年十一月十三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、永不可有相違

元和三年十一月是月



元和三年十一月是月

者也

寛文五年七月十一日

御朱印

柳大明神領

柳大明神領相模國愛甲郡妻田郷(之脱力)内壹石五斗事、任天正十九年十一月日、元和三年十一月十三日、寛永三年十一月九日先判之旨、永不可有相違者也、

御朱印

子易明神領

子易明神領相模國愛甲郡岡津古久郷之内壹石事、任天正十九年十一月日、元和三年十一月十三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、永不可有相違者也、

寛文五年七月十一日

御朱印

寒川神社領

(寒川郡)一宮神領相模國高座郡一宮郷之内百石事、任天正十九年十一月日、元和三年十一月十三日、寛永十三年二月九日先判之旨、永不可有相違者也、仍如件、

寛文五年七月十一日

御朱印

神田大明神領

神田大明神領武藏國葛飾郡西葛西下千葉村之内三拾石事、任天正十九年十一月日、元和三年十一月十三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、永不可有相違者也、

寛文五年七月十一日

御朱印

氷川大明神領

氷河大明神領武藏國足立郡中川村之内拾五石事、任天正十九年十一月日、元和三年十一月三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、永不可有相違者也、

寛文五年七月十一日

元和三年十一月是月



元和三年十一月是月

三〇二

鷺宮領

〔御朱印帳〕

八

鷺宮領武藏國太田庄鷺宮村之内四百石事、任天正十九年十一月日、元和三年十一月十三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、永不可有相違者也、仍如件、

寛文五年七月十一日

御朱印

八幡宮領

八幡宮領武藏國入間郡古尾谷庄之内五十石事、任天正十九年十一月日、元和三年十一月十三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、永不可有相違者也、

寛文五年七月十一日

御朱印

長宮明神領

〔御朱印帳〕

九

長宮明神領武藏國高麗郡三ヶ嶋郷之内拾石事、任天正十九年十一月日、元和三年十一月九日先判之旨、永不可有相違者也、

中野八幡宮領

御朱印

中野八幡宮領武藏國多麻郡<sup>(摩下町)</sup>大宮郷之内三拾石事、任天正十九年十一月日、元和三年十一月三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、永不可有相違者也、

寛文五年七月十一日

御朱印

春日大明神領

春日大明神社領武藏國多麻郡秋留郷杉原之内拾石事、任天正十九年十一月日、元和三年十一月三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、永不可有相違者也、

寛文五年七月十一日

御朱印

八幡宮領

八幡宮領武藏國多摩郡慈根寺村之内拾石事、并社中守護使不入、任天正十九年十一月日、元和三年十一月十三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、永

元和三年十一月是月

三〇三



元和三年十一月是月

不可有相違者也、

寬文五年七月十一日

御朱印

八幡宮領

八幡宮領下總國相馬郡相馬郷之内五石事、任天正十九年十一月日、元和三年十一月九日、先判之旨、永不可有相違者也、

寬文五年七月十一日

御朱印

文間大明神領

大明神社領下總國相馬郡布川郷文間村之内五拾石事、任慶長九年三月十五日、元和三年十一月十三日、寬永十三年十一月九日、先判之旨、永不可有相違者也、

寬文五年七月十一日

御朱印

家崎神明領

神明領下總國印幡郡塚崎郷之内拾石事、任天正十九年十一月日、元和三年十一月十三日、寬永十三年十一月九日、先判之旨、永不可有相違者也、

寬文五年七月十一日

御朱印

熊野權現領

熊野權現社領下總國香取郡府馬村之内五石事、任天正十九年十一月日、元和三年十一月三日、寬永十三年十一月九日、先判之旨、永不可有相違者也、

寬文五年七月十一日

御朱印

香取大明神領

大明神領下總國香取郡香取郷之内千石事、任去天正十九年十一月先判之旨、彌不可有相違之狀如件、

元和三年十一月十三日朱印

神主

大禰宜

元和三年十一月是月



元和三年十一月是月

三〇六

稻荷大明神領

〔御朱印帳〕

九

稻荷大明神社領下總國香取郡松崎郷之内三拾石事、任天正十九年十一月九日、元和三年十一月十三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、永不可有相違者也。

寛文五年七月十一日

御朱印

神崎大明神領

大明神社領下總國香取郡神崎郷之内貳拾石事、任天正十九年十一月九日、元和三年十一月十三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、永不可有相違者也。

寛文五年七月十一日

御朱印

木内大明神領

木内大明神社領下總國香取郡木内郷之内七石事、任天正十九年十一月九日、元和三年十一月十三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、永不可有相違者也。

寛文五年七月十一日

御朱印

松山明神領

明神社領下總國匝瑳郡松山郷之内拾石事、任天正十九年十一月九日、元和三年十一月十三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、永不可有相違者也。

寛文五年七月十一日

御朱印

八幡宮領

〔御朱印帳〕

八

八幡宮領常陸國茨城郡水戸郷之内三百石事、并宮廻山林竹木諸役等免除、任慶長七年十一月廿五日、元和三年十一月十三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、永不可有相違者也。

寛文五年七月十一日

御朱印

花園權現領

〔御朱印帳〕

九

花園權現社領常陸國多珂郡花園郷之内五拾石事、并社中山林諸役等免除、

元和三年十一月是月

三〇七



元和三年十一月是月

三〇八

任慶長七年十一月廿五日、元和三年十一月十三日、寛永十三年十一月九日、先判之旨、永不可有相違者也、

寛文五年七月十一日

御朱印

〔御朱印帳〕 十二

參河國八名郡宇利庄中村之内貳拾石事、并寺中竹木諸役等免除、任慶長八年八月廿六日、元和三年十一月二日、寛永十三年十一月九日先判之旨、富賀寺進止、永不可有相違者也、

寛文五年七月十一日

御朱印

〔御朱印帳〕 十五

駿河國有度郡村松郷内八石事、任慶長七年十二月十日、元和三年十一月十三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、海長寺全收納、永不可有相違者也、  
附及御朱印關ク、

〔御朱印帳〕 十二

寶金剛寺領

護摩堂領相模國國府津村之内貳拾石事、任天正十九年十一月日、元和三年十一月十三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、寶金剛寺全收納、永不可有相違者也、

寛文五年七月十一日

御朱印

〔御朱印留〕 禪宗

寺領相模國中郡田原之内五石、并寺中不入事、任去天正十九年十一月先判之旨、永不可有相違之狀如件、

元和三年十一月三日

御朱印

香雲寺

大應寺領

當寺領相模國中郡二宮郷之内拾石事、任去天正十九年十一月先判之旨、永不可有相違之狀如件、

元和三年十一月十三日

御朱印

大應寺

元和三年十一月是月

三〇九



元和三年十一月是月

三一〇

功雲寺領

相模國大中郡津久井功雲寺領五拾石事并寺中不入竹木等任去慶長四年二月十日先判之旨永不可有相違之狀如件

元和三年十一月三日 台徳院様 御朱印

功雲寺

勝樂寺領

寺領相模國大中郡河入郷之内四石并寺中不入事任去天正十九年十一月先判之旨永不可有相違之狀如件

元和三年十一月三日 台徳院様 御朱印

勝樂寺

藥師堂領

藥師堂領相模國愛甲郡日向郷之内六拾石事任天正十九年十一月日元和三年十一月三日寛永十三年十一月九日先判之旨永不可有相違者也

寛文五年七月十一日

御朱印

〔御朱印帳〕

十二

〔御朱印留〕

禪宗

清源院領

院領相模國中郡三田郷之内四石事任去天正十九年十一月先判之旨永不可有相違之狀如件

元和三年十一月三日 台徳院様 御朱印

清源院

松石寺領

寺領相模國中郡隱岐郷之内參石事任去天正十九年十一月先判之旨永不可有相違之狀如件

元和三年十一月三日 台徳院様 御朱印

松石寺

妙見領

妙見領相模國中郡下萩野郷之内壹石事任去天正十九年十一月先判之旨永不可有相違者也仍如件

元和三年十一月三日 台徳院様 御朱印

元和三年十一月是月

三一



金剛寺領

元和三年十一月是月

三二二

當寺領相模國中郡飯山之内五石事、任去天正十九年十一月先判之旨、永不可有相違之狀如件、

元和三年十一月十三日 台徳院様 御朱印

金剛寺

〔御朱印帳〕 十二

觀音堂領

觀音堂領相模國愛甲郡飯山郷内三石事、任天正十九年十一月日、元和三年十一月十三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、永不可有相違者也、

寛文五年七月十一日

御朱印

藥師堂領

藥師堂領相模國愛甲郡妻田郷之内壹石五斗事、任天正十九年十一月日、元和三年十一月十三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、永不可有相違者也、

寛文五年七月十一日

御朱印

〔御朱印帳〕 十四

天嶽院領

相模國鎌倉郡玉繩郷之内三拾石事、任天正十九年十一月日、元和三年十一月三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、天嶽院全收納、永不可有相違者也、

寛文五年七月十一日

御朱印

〔御朱印帳〕 十

覺圓寺領

相模國鎌倉内七貫文餘事、任天正十九年十一月日、元和三年十一月廿八日、寛永十三年十一月九日先判之旨、覺圓寺全收納、永不可有相違者也、○日附

朱印

〔御朱印帳〕 十二

延命寺領

相模國御浦郡逗子郷之内五石事、任天正十九年十一月日、元和三年十一月十三日、寛永十三年十二月九日先判之旨、延命寺全收納、永不可有相違者也、

寛文五年七月十一日

御朱印

〔松月院文書〕

武藏

松月院領

寺領武藏國豐嶋郡赤塚之内四拾石事、任去天正十九年十一月先判之旨、永

元和三年十一月是月

三二三



元和三年十一月是月

不可有相違之狀如件、

元和三年十一月三日

(秀忠、印文忠孝)  
朱印  
松月院

青松寺領

〔御朱印帳〕 十四

武藏國豊嶋郡澁谷村之内貳拾貳石事、任天正十九年十一月日、元和三年十一月三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、青松寺全收納、永不可有相違者也、

寛文五年七月十一日

御朱印

〔竹橋蠹簡〕 四

寺領武藏國豊島郡石神井郷之内拾石、并寺中不入事、任去天正十九年十一月先判之旨、不可有相違之狀如件、

元和三年十一月三日御朱印○寛文五年ノ御朱印帳ニ據ルニ、寶寺ノ宛名ヲ脱セルナラン、

〔御朱印帳〕 十五

武藏國豊嶋<sup>(郡脱カ)</sup>芝郷之内四石七斗、飯倉村之内五石三斗、合拾石事、任天正十九

西應寺領

三寶寺領

年十一月日、元和三年十一月三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、西應寺全收納、永不可有相違者也、

寛文五年七月十一日

御朱印

〔竹橋餘筆〕 四

寺領武藏國豊嶋郡雜司谷之内拾石事、任去天正拾九年十一月先判之旨、彌不可有相違者也、

元和三年十一月十三日 御朱印

法明寺

〔御朱印帳〕 十五

武藏國足立郡岩付庄之内六拾貳石事、并寺中山林竹木諸役等免除、任慶長七年十一月廿五日、元和三年十一月十三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、淨安寺進止、永不可有相違者也、

寛文五年七月十一日

御朱印

元和三年十一月是月

法明寺領

淨安寺領



甘棠院領

元和三年十一月是月

〔御朱印帳〕 十三

武藏國太田莊久喜郷之内百石事、任天正十九年十一月日、元和三年十一月三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、甘棠院全收納、永不可有相違者也、仍如件、

寛文五年七月十一日

御朱印

〔御朱印留〕 禪宗

當寺領武藏國太田庄成田(村之脇カ)内百石事、任去天正十九年十一月先判之旨、永不可有相違之狀如件、

元和三年十一月十三日

台徳院様

御朱印

龍淵寺

〔別本龍淵寺年代記〕

藏○武 元和三丁巳、

十一月、秀忠公御續目御朱印頂戴仕リ候、

〔御朱印留〕

禪宗

寺領武藏國崎西郡下河上村之内貳拾石事、全可收納、并寺廻竹木諸役等、任

淨泉寺領

光秀寺領

去慶長九年十一月三日先判之旨、彌不可有相違之狀如件、

元和三年十一月十三日

台徳院様

御朱印

淨泉寺

〔御朱印帳〕 十四

武藏國崎玉郡拂上郷之内三石事、任天正十九年十一月日、元和三年十一月廿六日、寛永十三年十一月九日先判之旨、光秀寺全收納、永不可有相違者也、

寛文五年七月十一日

御朱印

圓正寺領

武藏國高麗郡赤沼村之内五石事、并寺中守護使不入、任天正十九年十一月日、元和三年十一月十三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、圓正寺全收納、永不可有相違者也、

寛文五年七月十一日

御朱印

淨牧院領

武藏國多麻郡(平下同シ)前澤村之内三拾石事、并院内守護使不入、任天正十九年十一月

元和三年十一月是月



元和三年十一月是月

三一八

月日、元和三年十一月三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、淨故院(教方)全收納、永不可有相違者也。

寛文五年七月十一日

御朱印

〔御朱印帳〕 十三

武藏國多摩郡秋留郷小和田村之内四拾石事、并寺中守護使不入、任天正十九年十一月日、元和三年十一月三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、廣德寺全收納、永不可有相違者也。

寛文五年七月十一日

御朱印

〔御朱印帳〕 十一

武藏國多摩郡秋留郷横澤村之内貳拾石事、并寺中守護使不入、任天正十九年十一月日、元和三年十一月三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、吉祥院全收納、永不可有相違者也。

寛文五年七月十一日

廣德寺領

吉祥院領

御朱印

〔御朱印帳〕 十三

武藏國多摩郡秋留郷戸倉村之内貳拾石事、并寺中守護使不入、任天正十九年十一月日、元和三年十一月三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、光嚴寺全收納、永不可有相違者也。

寛文五年七月十一日

御朱印

〔竹橋蠹簡〕 三 台徳院様御朱印寫

寺領武藏國多西郡秋留郷山田村之内八石事、寺中不入事、任去天正拾九年十一月先判之旨、永不可有相違之狀如件。

元和三年十一月三日

御朱印

瑞雲寺

瑞雲寺領

光嚴寺領

眞照寺領

□之寫相違無御座候、

〔御朱印帳〕 十一

元和三年十一月是月

三一九



元和三年十一月是月

三二〇

武藏國多摩郡秋留郷引田村之内七石事并寺中守護使不入任天正十九年十一月日、元和三年十一月三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、眞照寺全收納、永不可有相違者也、

寛文五年七月十一日

御朱印

辨才天領

〔御朱印帳〕 十三

辨才天領武藏國多摩郡秋留郷網代村之内五石事并守護使不入任天正十九年十一月日、元和三年十一月三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、永不可有相違者也、

寛文五年七月十一日

御朱印

眞覺寺領

〔御朱印帳〕 十一

武藏國多磨郡散田村之内五石事并寺中守護使不入任天正十九年十一月日、元和三年十一月三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、眞覺寺全收納、永不可有相違者也、

寛文五年七月十一日

御朱印

寶生寺領

武藏國多摩郡大幡村之内拾石事并寺中守護使不入任天正十九年十一月日、元和三年十一月十三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、寶生寺全收納、永不可有相違者也、

寛文五年七月十一日

御朱印

安養寺領

〔御朱印帳〕 十

武藏國多摩郡府中(之院)内拾五石事并寺中守護使不入任元和三年十一月廿三日、寛永十三年十一月九日兩先判之旨、安養寺全收納、永不可有相違者也、

寛文五年七月十一日

御朱印

高乘寺領

〔御朱印帳〕 十四

武藏國多摩郡柵田郷之内拾石事并寺中守護使不入任天正十九年十一月

元和三年十一月是月

三二一



元和三年十一月是月

三二二

日、元和三年十一月廿三日、寛永十三年十一月五日先判之旨、高乘寺全收納、永不可有相違者也、

寛文五年七月十一日

御朱印

〔御朱印帳〕十一

不動堂領武藏國橘樹郡高島村之内三拾石事、任天正十九年十一月日、元和三年十一月三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、永不可有相違者也、

寛文五年七月十一日

御朱印

〔御朱印帳〕十四

大泉寺領武藏國橘樹郡堀内村之内八石事、任天正十九年十一月日、元和三年十一月十三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、全收納、永不可有相違者也、仍如件、

寛文五年七月十一日

御朱印

大泉寺

真如寺領

真如寺領上總國望陀郡真里谷郷之内三拾石事、并寺中守護使不入、任天正十九年十一月日、元和三年十一月三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、永不可有相違者也、仍如件、

寛文五年七月十一日

御朱印

妙泉寺領

上總國望陀郡真里谷郷之内拾石事、任天正十九年十一月日、元和三年十一月十三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、妙泉寺全收納、永不可有相違者也、

寛文五年七月十一日

御朱印

東泉寺領

上總國望陀郡津羽木郷之内五石事、任天正十九年十一月日、元和三年十一月十三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、東泉寺全收納、永不可有相違者

元和三年十一月是月

三二三



元和三年十一月是月

三二四

也、  
上總國 寛文五年七月十一日  
御朱印

大林寺領

上總國埴生郡天貫郷之内拾石事、任天正十九年十一月日、元和三年十一月十三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、大林寺全收納、永不可有相違者也、  
寛文五年七月十一日  
御朱印

淨徳寺領

〔御朱印帳〕 十三  
上總國埴生郡長南之内十石事、任天正十九年十一月日、元和三年十一月十三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、淨徳寺全收納、永不可有相違者也、  
寛文五年七月十一日  
御朱印

圓照寺領

上總國山邊郡七井戸村（内脱力）貳拾石事、任天正十九年十一月日、元和三年十一月十三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、圓照寺全收納、永不可有相違者也、  
寛文五年七月十一日  
御朱印

眼藏寺領

上總國山邊郡流山郷之内貳拾石事、任天正十五年十一月日、元和三年十一月十三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、眼藏寺全收納、永不可有相違者也、  
寛文五年七月十一日  
御朱印

東福寺領

〔御朱印帳〕 十一  
下總國葛飾郡小金鱗ヶ崎村之内三拾石事、任天正十九年十一月日、元和三年十一月三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、東福寺全收納、永不可有相違者也、  
寛文五年七月十一日  
御朱印

元和三年十一月是月

三二五



元和三年十一月是月

三二六

來見寺領

〔御朱印留〕

禪宗

寺領下總國相馬郡布川之内文間村參拾石并寺中竹木諸役免許事任去慶長九年三月十五日先判之旨彌不可有相違之狀如件

元和三年十一月十三日 台徳院様 御朱印

來見寺

〔御朱印帳〕

十一

下總國相馬郡布川郷之内文間村貳十石事并寺中竹木諸役等免除任慶長九年三月十五日元和三年十一月十三日寛永十三年十一月九日先判之旨徳萬寺進止永不可有相違者也

寛文五年七月十一日

御朱印

西林寺領

〔御朱印帳〕

十

下總國相馬郡松馬郷之内二拾石事任天正十九年十一月日元和三年十一月十三日寛永十三年十一月九日先判之旨西林寺全收納永不可有相違者也

長龍寺領

〔御朱印留〕

禪宗

當寺領下總國相馬郡相馬郷之内拾石事任去天正十九年十一月先判之旨永不可有相違之狀如件

元和三年十一月十三日 台徳院様 御朱印

長龍寺

〔御朱印帳〕

十一

下總國埴生郡飯定郷之内五石事任天正十九年十一月日元和三年十一月三日寛永十三年十一月九日先判之旨永福寺全收納永不可有相違者也

寛文五年七月十一日

御朱印

修徳院領

〔御朱印帳〕

十

下總國香取郡府馬村之内拾石事任天正十九年十一月日元和三年十一月三日寛永十三年十一月九日先判之旨修徳院全收納永不可有相違者也

元和三年十一月是月

三二七



元和三年十一月是月

三二八

御朱印

寛文五年七月十一日

〔御朱印帳〕十一

下總國香取郡水上郷之内貳拾石事任天正十九年十一月日、元和三年十一月十三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、金剛寶寺全收納、永不可有相違者也。

寛文五年七月十一日

御朱印

金剛寶寺領

神崎寺領

常陸國茨城郡吉田郷之内五拾石事、并寺中山林竹木諸役等免除、任慶長七年十一月廿五日、元和三年十一月十三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、神崎寺進止、永不可有相違者也。

寛文五年七月十一日

御朱印

〔御朱印帳〕十五

十一月十一日

源空寺領

上野國群馬郡白井村之内五拾石事、并山林竹木諸役等免除、任慶長九年十一月三日、元和三年十一月十三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、源空寺進止、永不可有相違者也。

寛文五年七月十一日

御朱印

元和三年十一月是月

三二九



十一月辰大辰盡辰

三日甲午後陽成天皇ノ御遺物ヲ清凉殿ノ御庫ニ藏メシメ給フ、

〔言緒卿記〕十二月三日甲午天晴、

一少將今日從禁中有召、則參内候處ニ奉行中御門大納言日野大納言同宰相前左衛門督言總等、此衆仙洞御道具、朱塗御服二赤長櫃三女中衣入、  
弓十一張此内黒壺録平胡籙五此内木地螺銅二木目ノ大丸緒八此内露有、  
小丸緒七、矢筥廿八、五重、此分清涼殿ノ御庫ニ入ト云々、從是前ニ朱ヌリ  
御服櫃一、玉冠十四、長櫃三請取申ト云々、  
四日乙未天晴、

一從禁中言總有召、クロキ御唐櫃ニ、赤御長櫃ノ御道具ヲ入替ト云々、  
一古長櫃ニ入采女ノ衣モ、御庫ヘ入ト云々、

○後陽成天皇ノ御遺物ヲ禁中ニ移サシメ給フコト、十月二十六日ノ  
條ニ見ユ、

十三日甲辰秀忠、家康ノ養女振姫ヲ養ヒテ、陸奥仙臺城主伊達政宗ノ嗣子  
忠宗ニ妻ス、

丸毛利久  
ヲ振姫ニ  
附屬ス

政宗江戸  
城ニ登リ  
テ恩命ヲ  
謝ス

忠宗江戸  
城ニ登リ  
テ恩命ヲ  
謝ス

〔東武實錄〕

三 同十八日、公、御脇指別所ヲ松平陸奥守正宗ニ賜ル、

是月、公、松平三左衛門輝政カ娘ヲ御養女トシテ、松平美作守忠宗陸奥守正宗陸奥守正後正陸奥守正改ム、又ニ嫁セシメ給フ、台命ニ依テ、丸毛内匠利久、姫君ノ御方ニ  
附屬ス、時ニ采地千石、利久ニ加賜セラル、

〔寛政重修諸家譜〕

七百六 伊達政宗陸奥 十二月十三日、振姫君、嫡男忠

宗陸奥もどに入興あるによリ、十八日、營に乃々して、この事を謝し、てまづ  
るれどころ、別所貞宗の御脇指を賜ひ、乃日家臣二人御前あめさむ、時服  
をよまふ、略上

忠宗美作守 十二月十三日、さきに御縁約ありし姫君を御養女となされ、忠

宗もどに入興あり、土井大炊助利勝、渡邊山城守茂、伊丹喜之助、康勝等、扈  
從す、家臣伊達安房守成實、虎門の前にをい、御輿をむかへ、こををうぎと  
る、十八日、父どもに登營して謝む、其のとき、長光の御刀、大鼓、磬、貞宗の御  
脇指をまよふ、略上

〔寛政重修諸家譜〕

二百六 池田

輝政三左衛門

元和三年十二月十三日



元和三年十二月十三日

三三二

女子

母は某氏、東照宮に御養女となり、薨御の後、台徳院殿の御猶子となり、  
松平陸奥守忠宗に嫁せしめらる。

〔池田氏家譜集成〕

系圖一

輝政 衛門、

利隆 侍、從、新藏、輝直、玄隆、下、母中川瀬兵衛清秀女、

女子 千、茶々、京極丹後守高廣室、母源家康公女良正院、

忠繼 侍、從、藤松丸、三郎、五郎、下、母同、

忠雄 侍、從、藤松丸、新次郎、忠長、母同、

輝澄 位、下、侍、從、石見守、千代、母同、

政綱 從、四位、下、岩松、母同、

女子 布利、一、松平陸奥守忠宗室、

慶長十二年丁未四月廿一日、生于姫路、秀忠公爲御養女、元和三年丁巳

十月、從幕府入興、駿臣丸毛内匠、略下

輝興 位、下、右近大夫、從、母同、

政虎 池田加賀、母家女房、

利政 池田攝津、母家女房、

女子 早世、母、

某 孫太郎、母、

某 瓢菴、母、

女子 池田伊賀長明妻、母、

女子 萬子、實北條相模守氏直室、

譜牒餘録

十七、松平陸奥守之七

高祖父輝宗曾祖父政宗祖父忠宗記録抜書

之七

元和三 一同年十二月十三日、權現様御在世中、忠宗に御縁組被仰出候播摩宰相輝

政娘、英勝院殿御養女事、台徳院様御養女に被遊、此日申刻、從御城御婚禮

相調候、土井大炊助利勝、渡邊山城守茂、伊丹喜之助、康勝被差副之候、大御

番之組頭丸毛兵左衛門、爲奥方支配被相付之候、虎御門之前に而、政宗家

來伊達安房成實、御興奉請取之候、十八日、爲御禮、政宗、忠宗登城仕候處に、

御脇指別所貞宗、政宗拜領之、御腰物長光、御脇指、大鼓、磬、貞宗、忠宗拜領之

元和三年十二月十三日

三三三

丸毛利久  
奥方支配  
下ナニテ  
虎門ニテ  
與テ請取



元和三年十二月十三日

三三四

仕候、台徳院様ニ御太刀一腰、御小袖十、銀子二百枚、御馬一疋、黒毛、大猷院様ニ御太刀一腰、銀子百枚、御馬一疋、鶺鴒毛、御臺様、綿(綿カ)二百把、銀子百枚、政宗獻上之、御國殿(忠長)ニ御太刀一腰、銀子五十枚、御馬一疋、鹿毛、政宗進上之仕候、台徳院様ニ御太刀一腰、御小袖三十、銀子五百枚、御馬一疋、鹿毛、大猷院様ニ御太刀一腰、銀子二百枚、御馬一疋、栗毛、御臺様ニ御小袖十、銀子二百枚、忠宗獻上之、御國殿ニ御太刀一腰、銀子百枚、御馬一疋、鹿毛、忠宗進上之仕候、政宗家來伊達安房成實、伊達安藝定宗等、御目見被仰付之、御時服拜領之仕候、此外相知不申候、此節十四日、土井大炊助、渡邊山城守、伊丹喜之助方ニ、政宗、忠宗方より道具遣之、十七日、老中各々政宗方より道具遣之候、委細之儀略仕候、

伊達山治家記録

六十

十二月十三日、甲辰、公方御養女源振姫(御年十一)、嗣君

ヘ御婚禮、申刻御城ヨリ御入輿、土井大炊助殿、利勝、渡邊山城守、茂、伊丹喜之助殿、康勝ヲ差副ラル、大御番組頭丸毛兵左衛門殿、奥方支配トシテ相附ラル、長門侍從秀就朝臣(毛利)、門守、長、米澤中納言景勝卿ノ屋敷前ニ於テ、伊達安房殿成實、大條薩摩實頼、御輿ヲ請取り奉ラル、大炊助殿ヨリ、成實ヘ太刀目錄

ヲ遣サル、成實モ大炊助殿ヘ、太刀目錄進上セラル、振姫、實ハ播磨宰相源輝政卿(池田三左衛門尉)ノ御娘、英勝院殿ノ御養女ナリ、大神君御在世ノ時、嗣君ヘ御縁約仰出サル、今度公方御養女トシ玉ヒテ嫁セシメラル、去ル慶長十二年、英勝院殿御腹ニ、大神君ノ姫君誕生シ玉フ、此姫君ヲ嗣君ヘ御縁約仰出サルノ所ニ、同十五年閏二月廿二日、四歳ニテ早世シ玉フ、英勝院殿甚々御悲歎ニ就テ、其年七月、水戸中納言頼房卿八歳ノ時、英勝院殿御養子ニ仰付ラル、其後輝政卿ノ御娘ヲ御養女ニ仰付ラレ、又嗣君ヘ御縁約仰出サレシナリ、十四日、乙巳、今度御婚禮御祝儀トシテ、公ヨリ、土井大炊殿ヘ御腰物吉用、渡邊山城守殿ヘ御腰物景光、伊丹喜之助殿ヘ御腰物定利進セラル、嗣君ヨリ、土井大炊助殿ヘ御腰物來國行、御脇指行光、渡邊山城守殿ヘ御腰物長光、御脇指信國、杉浦市右衛門殿ヘ御腰物守景進セラル、伊丹喜之助殿ヘノ御進物記録ニ見エス、書落シタル歟、十七日、戊申、御婚禮御祝儀トシテ、酒井備後守殿、忠利ヘ御腰物國宗、安藤對馬守殿、重信ヘ御腰物吉次、永井右近(大)太輔殿、直勝ヘ御腰物吉用、阿部備中守

元和三年十二月十三日

三三五



殿正次へ御腰物景光、水野監物殿忠元へ御腰物義次、井上主計頭殿正就へ御腰物包利、永井信濃守殿尙政へ御腰物尻懸、板倉周防守殿重宗へ御腰物友長、青山伯耆守殿忠俊へ御腰物磨上青江、朝倉藤十郎殿へ御腰物久信、神尾刑部少輔殿守世へ御腰物景光進セラル、

十八日、己酉、公嗣君御登城、今度御婚姻ノ御禮仰上ラル、時ニ公方ヨリ御脇指別所貞宗ヲ公ニ賜フ、御腰物長光、御脇指、大鼓、磬、貞宗ヲ嗣君ニ賜フ、公ヨリ公方へ御太刀一腰、御小袖十、銀子二百枚、御馬一匹、黒毛、若君へ御太刀一腰、銀子百枚、御馬一匹、鶴毛、御臺所へ綿二百把、銀子百枚御献上、國千代丸殿へ御太刀一腰、銀子五十枚、御馬一匹、鹿毛、進上セラル、嗣君ヨリ公方へ御太刀一腰、御小袖三十、銀子五百枚、御馬一匹、鹿毛、若君へ御太刀一腰、銀子二百枚、御馬一匹、栗毛、御臺所へ御小袖十、銀子二百枚御献上、國千代丸殿へ御太刀一腰、銀子百枚、御馬一匹、鹿毛、進上セラル、此時伊達安房殿成實、伊達安藝殿定宗等、公方若君へ御目見仰付ラレ、各時服下シ賜フ、安藝殿ハ馬一匹充献上セラル、安房殿等、今日公ヨリ土井大炊助殿へ御小袖十五、内藤右衛門殿へ御腰物尻懸、丸毛兵左衛門殿へ御腰物磨上左文字、秋山平左衛門殿

へ御小袖一重、銀子十枚、向井將監殿へ御小袖二重、其外數人へ御小袖進セラル、嗣君ヨリ丸毛兵左衛門殿へ御腰物道永、御城御奥ノ局へ御小袖一重、銀子三十枚、同御表ノ局へ御小袖一重、銀子二十枚進セラル、

十九日、庚戌、公ヨリ今度御婚禮御祝儀トシテ、杉浦市右衛門殿へ銀子十枚、御小袖五進セラル、

廿日、辛亥、野々村四郎右衛門殿へ御小袖一重、銀子三十枚、酒井左衛門尉殿へ御腰物來國行進セラル、今度ノ御祝儀ナリ、

廿一日、壬子、今度ノ御祝儀トシテ、嗣君へ御腰物來國光進セラル、

廿四日、乙卯、本多上野介殿へ御腰物包永、酒井雅樂頭殿へ御腰物來國光進セラル、今度ノ御祝儀ナリ、

〔伊達鑑〕

ハ まさむね長男たむむへ江戸おをひてまうさんの事、

一、さんじ三年極月十三日、いさ田三左衛門てるまさ卿のそく女、大まをむてさ、このの御めい、えいせうるん殿御やうし、御まろよ、御まうさん、多らん田、このうつけ殿、さうかうさのかま殿としめ、御らう中御こしれ御まをかり、あきの（手習）もり殿やしなまへふて御こしうお取わさし也、まさむね



政宗自ら  
與テ請取

元和三年十二月十三日

三三八

被仰候ハ御意ろなくさき候よ免、こんぎん魚の御まこ候を、けらいの  
ものふうちごらせ候事ハ、よく包い玄こくのよし被仰、まさむねはあ  
り出、御こしうけ取被申候、はさむち一もんからう十六人、むま一ひきつ  
く、くさう魚へ御えうきとしてさし上申候、とくきん五十まい、卅まい、二  
十まい、こふく十かさき、五うはまつ、右拾六人のをの共ふくさしをう  
せ、きやうるの至こはさむね、たむち被存候事、

〔西山雜錄〕

仙臺孝勝院殿の事

孝勝院様、るい玄やう院様御ようしこ成、御入候事の覺

一 御四つのごし、則むつの守様へ御縁邊仰出し候、

一 さりのとしこ則こんらんさぬ御煩の時分、御むらひまいり候、それ  
すくに、るいせう院様と御ひとつこくさらせられ候、卯の年駿河まで被  
下候と孝勝院殿御

一 孝いとく院魚より、則御子様こあそひし候ま、いよく江戶への御

意あて御座候、

一 御祝言ハ御十一のくれこて御座候、

振姫四歳  
トノ時忠宗  
ト婚約ス

振姫江戶  
ニ移ル

祝言

振姫英勝  
院ノ養女  
ト爲ル

家康ノ遺  
言ニ依リ  
秀忠振姫  
ヲ養フ

婚禮ノ覺  
書

一 るいせう院様御く包いふんの内ニ、せんむつ(政宗)のうと殿より、やんささこ  
殿を以、御ひめ魚あて御さ候ハ、申うけ候て、せのれ(忠宗)くらきく被下候  
やうこと申あおられ候へハ、もつともおほしめされ候よし御きよい  
被成候、御ひめ魚御四つ(慶長十四年庚戌)のいぬの二月十二日お御かくれさ  
れ候也へ、あまりるいせう院魚むつ(の殿カ)のうと殿へなくおほしめし候ハ  
んと御きよいこ而、そのごしのくれちふんおても御さあるへ候哉、三  
左衛門殿御むすめ魚、御ひとつ御としおても御さ候ま、るいせうの  
ん魚へ御やうしあされ、むつ(の殿カ)と殿へつる包され候やうにさおほせい  
さされ候とおほへ申候、

一 仙臺御前孝勝院事、權現様御養被遊、御遺言あて、台徳院様御親こ被爲成、

一 忠宗方へ被下候、其祝言節、從御本丸、土井大炊頭、酒井備後守、與の供被致

候、孝勝院殿秀岸日訊大禪定台靈尼

〔伊達家文書〕

三

義山様ハ孝勝院様御婚禮之儀、覺書共寫

義山様ハ孝勝院様御婚禮之御事

元和三年十二月十三日

三三九